

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

基本目標

1. 安全で住みやすいまちづくり

- 交通環境の充実
- 公園・緑地の整備
- 河川・上下水道の整備
- 住環境の充実
- 移住定住の推進
- 消費者安全対策の推進
- 環境負荷の低減
- 自然環境の保全と活用
- 災害に強いまちづくりの推進
- 交通安全の啓発と推進

4. 共に支え合う 町民が主役のまちづくり

- 福祉施策の推進
- 低所得者福祉の充実
- 保健・医療・健康づくりの充実
- 社会保障の充実
- 住民参画社会の推進
- コミュニティー活動の促進
- 多様な交流の推進
- 広域行政の推進
- 情報公開の推進

2. にぎわいと活力あるまちづくり

- 魅力とやりがいのある農林水産業
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・就業の促進と労働環境の充実

5. 志をもって 共に学び

明日を拓く ひとづくり

- 学ぶ意欲を高める学校教育の推進
- 学校を支える教育環境の充実
- 幼児教育の充実
- 地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり
- 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進
- 文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見
- 男女共同参画社会の実現

3. 未来を創造する先駆的なまちづくり

- 都市機能の充実
(快適な都市空間の創造)
- 情報通信環境の充実
- 資源・エネルギー対策の推進
- 小さな拠点づくり
- 効率的な行政運営の推進
- 健全な財政運営の推進
- 公民連携の推進

安全で住みやすいまちづくり

○交通環境の充実	・ ・ ・ ・ ・	89
○公園・緑地の整備	・ ・ ・ ・ ・	92
○河川・上下水道の整備	・ ・ ・ ・ ・	95
○住環境の充実	・ ・ ・ ・ ・	99
○移住定住の推進	・ ・ ・ ・ ・	102
○消費者安全対策の推進	・ ・ ・ ・ ・	105
○環境負荷の低減	・ ・ ・ ・ ・	107
○自然環境の保全と活用	・ ・ ・ ・ ・	111
○災害に強いまちづくりの推進	・ ・ ・ ・	113
○交通安全の啓発と推進	・ ・ ・ ・ ・	117

(1) 安全で住みやすいまちづくり

○交通環境の充実

【現況と課題】

本町の交通網は、高規格道路の山陰道青谷・羽合道路、東西に走る国道9号、倉吉市から国道9号に接続する国道179号及び倉吉市から山陰道青谷・羽合道路に接続する主要地方道倉吉青谷線、JR山陰本線を骨格軸として形成されています。

山陰道（国道9号バイパス）や国道9号（現道）、国道179号、主要地方道倉吉青谷線の一部区間では、渋滞が発生しています。特に、国道179号は沿道商業地も多く形成されていることから、生活交通と通過交通が混在しており、慢性的な交通渋滞と多発する交通事故への対策が課題となっており、特に国道179号はわいバイパスの早期完成が期待されています。

国道及び県道の舗装率は100%となっていますが、歩行者の安全対策としての歩道整備などは十分とは言えず、より一層の道路環境の整備が望まれます。また、町道の舗装率は95.8%となっていますが、幅員の狭い道路が多く、火災をはじめ災害発生時などの緊急時において、緊急車両・救急車両等の進入が阻まれる恐れがあることから、早急な改善、改良が必要となっています。

本町が管理する橋梁は約200橋ありますが、建設後の年数が経過し老朽化が進んできているため、計画的な修繕が必要となっています。

路線バスの利用者減少やドライバー不足により、バス路線を維持することが難しくなっています。子どもや高齢者など、車の運転ができない人の交通手段を確保するため、バスの利用促進に向けた取組、また公共交通空白地の移動手段に対する取組が必要となっています。

鉄道はJR松崎駅およびJR泊駅がありますが、利用者数は減少傾向にあります。通勤・通学利用者の利便性の向上など、鉄道利用の促進を図る必要があります。

【施策の内容】

山陰道の整備

都市圏との経済・文化的交流の促進を図り地元経済の発展を推進していくために、山陰道の早期全線開通を強く要請します。

また、山陰道の整備により交通量の増加が予想されるため、交通事故防止の対策を要望します。

国道の整備

国道9号は歩行者の安全・安心を確保するため、歩道新設・拡幅を要請するとともに、整備にあたってはバリアフリー*化を要請します。

国道179号の慢性的な交通渋滞の緩和と多発する交通事故への対策として、通過交通を分散する新たな道路網（バイパス整備）を要請します。また、現道についても通勤、通学路の主要道路であるため、継続して安全対策として歩道整備を要請していきます。

主要地方道の整備

主要地方道倉吉青谷線は、現在事業推進中の方地地区の整備促進と藤津地区の事業化を要請するとともに、倉吉市と国道9号及び山陰道青谷・羽合道路を結ぶ主要な観光・流通ルートとして、沿線町民の生活環境改善を含めた一体的な整備を要請します。

一般県道の整備

一般県道は、歩行者の安全・安心を確保するため、県道長和田羽合線の歩道設置を要請します。その他の県道も、良好な生活環境及び円滑な交通手段を得るため、町道網との協調を図りながら、整備を要請します。

町道の整備

町道は、社会資本整備総合交付金、合併特例事業債、公共事業等債などを活用して道路整備や計画的な点検、修繕による橋梁の延命化を進めます。

特に、通学路・集落地内の道路整備、騒音対策、歩道の設置、橋梁修繕などの工事を推進し、安全・安心な道づくりを行います。

また、集落地内などの幅員の狭い道路は、災害時の緊急車両や福祉車両などの通行を確保するため、拡幅整備などを推進します。

湯梨浜中学校への統合により廃校となった北浜中学校の跡地についても有効利用が図れるよう、全体的な道路網の検討を行います。

公共交通の整備及び支援

高齢者の外出支援を行うとともに、バス利用の促進を目的として高齢者定期券を購入する人に助成を行います。

公共交通空白地域において、高齢者を始め、移動手段の確保が困難な人の生活維持確保とまちのにぎわい低下防止のため、様々な移動を一つのサービスとして捉える MaaS（マース）*や新たな共助による輸送サービスの導入を検討し、福祉や産業振興などの観点から地域の実情や特性にあった生活交通の確保を進めます。

鉄道の利用促進

J R 松崎駅前及び J R 泊駅前の駐車場・駐輪場の適切な管理に努めます。また松崎駅について、トイレの洋式化・多目的化を実施するなど、町内外の鉄道利用者の利便性の向上を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
町道整備（道路改良・側溝整備・バリアフリー・橋梁修繕など）事業	町道の改良、側溝整備、歩道設置、橋梁修繕などの工事を社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス補助事業により行います。
アクセス道路網の整備	観光、産業などの振興を図るため、アクセス道路網を整備します。
安全・安心な道路管理	町民に安全・安心な生活環境を提供するため、道路や橋梁の点検、修繕を行います。
高齢者定期券購入費助成事業	バス事業者が販売する高齢者定期券購入者に対し、購入金額に応じた助成を行います。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「③ 公共交通と共助交通の連携」でも記述

公共交通空白地域支援事業	公共交通空白地域に対し、地域の実情や特性にあった支援を行います。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「③ 公共交通と共助交通の連携」でも記述
J R 駅舎整備事業	J R 泊駅舎及び松崎駅舎の利便性の向上に資する施設整備などを行います。

●道路の現況

区 分	道路面積 (ha)				人口千人当たり 道路面積 (ha)	町面積に占める道路 面積の割合 (%)
	一般道路	農道	林道	計		
H2	123	79	6	208	12.0	2.8
H7	135	89	6	230	13.4	3.1
H12	143	90	5	238	13.7	3.2
H17	290	70	3	363	20.7	4.7
H22	294	70	3	367	21.6	4.7
H27	295	70	3	368	22.2	4.7
R1	296	70	3	369	22.0	4.7

(庁内資料：建設水道課・産業振興課)

(注釈)

バリアフリー：

障がいのある人や高齢者が、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

MaaS：

Mobility as a Service の頭文字を取ったもの。バス、鉄道、タクシーやカーシェア（会員間で車を共同所有し、必要に応じて利用すること）などのあらゆる交通手段や情報通信技術を用いて、個別の移動手段ではなく需要に応じて利用できる一連の移動手段に統合すること。

○公園・緑地の整備

①景観

【現況と課題】

美しい景色や景観は潤いのある豊かな自然環境のために不可欠なものであり、生活空間の質の向上という観点から、全国的に美しいまちなみや景観の形成が進められています。このような社会動向のもと、国では良好な景観の形成を促進するため、平成16（2004）年に「景観法」を制定しました。それを受けて、県では平成19（2007）年に「鳥取県景観形成条例」を制定し、豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現に努めています。

本町は、東郷池の水辺景観や白砂青松の海岸、緑豊かな山々といった景観資源に恵まれていますが、近年、空き家や荒廃農地の増加などが目立ち、本町の基幹産業である観光業や東郷池周辺を中心としたウオーキングリゾートに影響を及ぼしています。

そのため、令和3（2021）年に「湯梨浜町景観条例」及び「湯梨浜町景観計画」を策定し、町内全域を景観計画区域に指定して、町民がゆとりと愛着を感じられる美しく魅力的なまちづくりに努めていきます。

また、良好な景観の形成には、町民、事業者、行政の協働が重要であり、それぞれが役割を果たしながら、個性と魅力あふれる景観を守り、つくり、育てていくことが必要です。

【施策の内容】

総合的景観施策の展開

「景観法」「湯梨浜町景観条例」に基づき実施される景観形成施策や景観形成活動について、町民、事業者、行政の役割を明確にし、それぞれが連携をとって、東郷池の美しい景観等の保全・活用を推進します。

自然景観の保全と育成

本町の代表的な自然景観である東郷池の景観の保全と美化活動について、地域住民と協働しながら、取組の推進を図ります。

そのため、東郷池一斉清掃やアダプトプログラム*によるボランティア活動を支援し、町民や事業者の自然景観保全活動への参画を図ります。

また、東郷池の水質浄化については、県や関係機関、ボランティア団体と連携を図りながら、「東郷池水質管理計画」に基づき、水質の浄化と環境整備に努めます。また、「東郷池の水質浄化を進める会」により、毎年事業検証しながら、継続して水質浄化を推進します。

地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源や地域に残るシンボル景観など、地域の景観資源を保全・活用した景観形成の誘導に努め、次代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。

地域の特性を活かした都市景観の形成

道路、公園等の公共空間や公共建築物の整備・更新においては、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観の創出に努めます。また、人が憩い、集う、潤いと心地よさのある空間を創出し、新たな活力をもたらす「歩きたくなる道」の整備についても検討を進めます。

産業（農業・観光）との連携

本町では、自然景観と関わりの深い農業や観光業が基幹産業になっているほか、ウォーキングルート等、東郷池周辺の地域資源を活用した取組を行っており、これらと一体化した景観づくりを町民と協働して行います。

また、耕作放棄地の荒廃を防ぐため、農業後継者の育成や農業法人との連携を図り、農業活性化も視野に入れた取組を図ります。

景観意識の向上

町民、事業者、関係機関との連携を図り、まちに対する誇りや愛着を高め、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨てなどの防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

また、年齢を問わず、あらゆる機会を捉えながら、景観保全活動実践者の指導も含めた環境教育を実施し、環境意識の高揚を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
景観計画の着実な推進	湯梨浜町の豊かな景観資源を保全するため、「湯梨浜町景観条例」及び「湯梨浜町景観計画」に基づき、町民、事業者、行政が協働し、景観形成に取り組みます。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「② 自然環境の保全と美しい景観の維持形成」でも記述
東郷湖・未来創造会議	町民、行政、関係機関が連携したプロジェクトにより、東郷池周辺の地域資源を活用した持続可能で将来性の高い地域発展に資する事業に取り組みます。「天女舞う花と緑のまち湯梨浜」や「天女に出会える観光まちづくり」などの基本理念のもと、天女をシンボルとした町民との協働による魅力あるまちづくりを推進します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「① 地域資源を活かした協働によるまちづくり」でも記述

②公園・緑地

【現況と課題】

公園は、自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすとともに、地震などの災害時に、町民の避難や救援・救助活動の拠点ともなることから、計画的に整備を図る必要があります。

本町では、東郷湖羽合臨海公園をはじめ、4カ所を都市計画公園に指定しています。特に東郷湖羽合臨海公園は公園としての利用だけでなく、本町の観光拠点ともなることから、様々な分野との連携を図りながら、機能の充実や適正な維持・管理を図る必要があります。また、東郷池周辺に点在している施設のネットワーク化を図ることにより、観光の核ともなる魅力的な公園づくりを進める必要があります。

【施策の内容】

拠点となる公園施設の整備

東郷湖羽合臨海公園や東郷運動公園など、本町の中心となる公園については、レクリエーション機能や防災機能などの強化を図ります。

また、東郷湖羽合臨海公園を核にしたネットワーク形成を図るなど、地域町民や着地型観光*者の利用を促進するための施策を要請します。

特色のある公園・緑地の整備

公園整備にあたっては、東郷池の景観を活かした自然と触れ合える場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を観賞できる場など、それぞれ特色を持った公園づくりを進めます。

また、公園利用者が使いやすく安心して利用できるよう、地域住民との協働による適正な維持・管理に努めます。

(注釈)

アダプトプログラム：

アダプト (adopt) は、英語で養子にするという意味。道路や河川等の公共の場所を養子に見立て、住民や企業等が里親となって、美しい生活環境や快適な空間をつくるシステムのこと。

着地型観光：

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。

○河川・上下水道の整備

①河川

【現況と課題】

町内には一級河川天神川をはじめとして多くの河川や水路がありますが、これまで幾度となく水害を引き起こしてきました。特に近年、台風による被害だけではなく、局地的な集中豪雨による被害の懸念が大きいことから、その対策として河道拡幅内水排除などを推進する必要があります。

橋津川水系においては、鳥取県と連携し巡視や点検等により、日常から河川管理施設や河道状況の把握に努めるとともに維持管理を実施しています。河川の維持管理に関しては、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能が十分に発揮できるよう東郷池周辺の整備が重要です。

また、東郷池を中心とする水辺の環境意識の高まりなどによって、自然学習やレクリエーションの場として、東郷池はもちろんのこと、河川・水路を活用することが求められています。このため、生き物が住みやすい環境を備えた多自然型の川づくり、水辺景観の整備などを進めるとともに、これら河川を活用した環境学習の推進などが必要となっています。

【施策の内容】

河川・水路の整備

災害時の危険度が高い、鳥取県が管理する二級河川などの治水対策を推進します。

また、町が管理する河川の改修の必要性及び内水対策については、東郷池周辺の築堤工事や道路嵩上げ工事により、洪水時においても避難路を確保するよう鳥取県とも連携・調整を図るとともに、周辺の水路整備を進めます。また、洪水時等には、東郷池の水位が高くなることから、河川等の流れが悪くなり内水被害が発生するおそれがあるため、内水被害の軽減対策を実施します。

さらに、橋津川における遊漁船の不法係留の実態調査を行い、管理者である鳥取県と協力してその適正な利用に努めます。

【主要事業】

事業名	概要
松崎地区内水対策事業	東郷池周辺に家屋等の浸水被害が発生していることから、鳥取県の築堤工事及び道路嵩上げ工事に併せ、東郷池周辺の内水浸水対策として雨水ポンプ場整備等を下水道(雨水)事業にて実施します。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「④ 災害に強いまちづくりの推進」でも記述

親水空間の整備

河川や水路、ため池などの水辺が持つ景観やレクリエーション機能、生き物に多様な生息環境を与える役割などを考慮し、町民が身近に水と親しんで、水辺の生き物と触れあうことができるうおい豊かな親水空間の創出を図ります。

また、これら水辺空間を町民の自然学習やレクリエーションの場として活用します。

②上下水道

【現況と課題】

上水道は、町の管理運営として、羽合地域及び東郷地域の大部分をカバーする湯梨浜町水道事業を中心に、泊地域の簡易水道事業（3カ所）及び飲料水供給事業（1カ所）の3形態による事業を実施し、安全で安心な水道水の安定供給に努めています。

その他各地域で運営されるものとして、簡易水道施設3地区、専用水道施設2地区、飲料水供給施設1地区があります。

水道事業では、水道ビジョンを策定し計画的な事業運営と基幹管路の更新を実施するとともに、老朽化施設の更新及び配水池の新設、送配水管の改良等を実施してきました。安全・安心な水道水を安定的に供給するためには、配水管の相互接続等のネットワーク化を図り、持続可能な水道事業の広域化・共同化についての検討を含め、計画的な水道施設整備・改修が重要です。

下水道は、(天神川)流域関連公共下水道事業（羽合地域及び東郷地域一部）、特定環境保全公共下水道事業（泊地域の一部）、農業集落排水処理施設事業（泊地域一部及び東郷地域一部）及び小規模集合排水処理事業（筒地地区）によって整備され、各事業とも区域内における整備率は100%となっています。

流域関連公共下水道の管路施設は整備から40年以上経過したものもあり、不明水の流入があるなど、公共下水道施設及び農業集落排水処理施設については、施設等が老朽化しており、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う必要があります。

下水道の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要により、今後厳しさを増していくことが予想されます。

こうした中で、公営企業が必要なサービスを将来にわたり安定的に供給していくためには、地方公営企業会計の適用化を図ることにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握したうえで、中長期的な視点に基づく経営方針を決定することが必要です。

また、下水道事業の広域化・共同化について検討を進める必要があります。

【施策の内容】

水源の確保

水源確保のための調査を実施し、水量不足、水質悪化などが懸念される地区における水源の確保に努めます。

水質改善対策

ろ過施設（前処理設備）の増補などにより、施設の長寿命化に取り組み、引き続き水道の安定給水の確保を図ります。

耐震対策

耐震診断を実施し、施設の耐震補強、緊急遮断弁の効率的な配置、管路の耐震化を検討し実施していきます。

水道施設の整備

漏水、破裂の防止や経済的な運営を行うため、老朽施設・老朽管の計画的な更新を進めるとともに、漏水箇所を早期発見と早期修繕により有収率向上を図ります。

●水供給施設の現況

(令和2年3月31日)

区 分		戸数(世帯)	人口(人)
住 民 基 本 台 帳		6,304	16,748
水 供 給 道 施 水 設	上 水 道	5,238	13,850
	簡 易 水 道	977	2,644
	専 用 水 道	57	165
	飲 料 水 供 給 施 設	14	38
	そ の 他	18	51
合 計		6,304	16,748

(庁内資料：建設水道課)

●水洗化人口の現況

(令和2年3月31日)

施設水洗化人口(人)		
公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
14,260	2,088	104

(庁内資料：建設水道課)

●下水道施設利用の現況

(令和2年3月31日)

区 分	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
公 共 下 水 道	524	14,514	14,260	100	98.2
農 業 集 落 排 水 施 設		2,130	2,088	100	98.0

(庁内資料：建設水道課)

計画的な点検・調査及び改築等の推進

公共下水道については、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコスト*の低減を図ることを目的として、下水道施設全体(管路施設、処理場及びポンプ場)を一体的に捉えた「下水道ストック*マネジメント計画」を策定し、その計画に基づき、改築等を進めます。

また、主要機器等の更新時期を迎えている農業集落排水処理施設についても、改築等を検討します。

不明水対策

管路施設の不明水調査を進め、その対策を講じるとともに、不明水発生の予防に努めます。

公営企業会計への適用化

下水道事業等の地方公営企業会計への適用化を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
上水道供給強靱化事業	自然災害等の場合であっても、必要最低限の水の供給が可能なよう、水道施設を強化するため配水池、送水管、配水管等を新設、更新し、強靱化を図り、上水道の安定供給を行います。
下水道ストックマネジメント計画に基づく改築等	公共下水道施設については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、社会資本整備総合交付金を活用するなど計画的な改築等を進めます。
不明水対策事業	管路施設の不明水調査を実施し、その結果を改善処置につなげます。また、構造上不明水発生の原因となりやすいコンクリート製汚水桝について、建物新改築の機をとらえて、順次塩化ビニル製汚水桝への取替工事を実施するなど、不明水発生の予防を図ります。

(注釈)

ライフサイクルコスト：

製品や製造物などの費用を調達、使用、廃棄の段階をトータルとして考えたもの。生涯費用とも呼ばれる。

ストック：

資産。

○住環境の充実

①住 宅

【現況と課題】

本町は、海・川・池・山などの豊かな自然環境に恵まれ、多くの地域で良好な住環境が形成されています。

しかし、過疎化・高齢化・地域間所得格差増大により、家賃の安価な公営住宅の需要は高まる一方です。また、若者定住をはじめ、I・J・Uターン*支援に向けた住宅政策の実施も求められています。

町内の公営住宅の多くは建築年が古く、これらの新たなニーズに対応しきれていないものが多いことから、その対策に努め、良好な住宅環境を整えていく必要があります。

このような新たなニーズに対応するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構より雇用促進住宅の譲渡を受け、平成24年4月から、湯梨浜町定住促進住宅はわい長瀬団地として管理・運営を行っています。

また、老朽化の進んだ既存公営住宅ストック*の建て替えを計画しています。

●公営住宅の状況

(令和2年4月1日現在)

住 宅 名	戸数(戸)
県 営 住 宅	28
町 営 住 宅	99
特定公共賃貸住宅	13
町単独住宅	97
合 計	237

(庁内資料：町民課)

【施策の内容】

良好な住環境の整備

国及び県の土地利用に関する計画に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、道路、上下水道、公園等を含めた快適な住環境の創出に努めます。

そのため、「湯梨浜町土地利用計画」や「湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域自立促進計画」等の関連する計画との整合性を図りながら、良好な住環境の整備、維持に努めます。

特定空家等については、所有者等に対して指導を行うなどして適切な管理を促すとともに、除却の促進の支援に努めます。

公営住宅の環境整備

若者定住や中・低所得者層に良好な居住環境の供給を促進し、地域環境に配慮した公営住宅の維持管理に努めるとともに、「湯梨浜町地域住宅計画」、「湯梨浜町公営住宅等長寿命化計画」等に関連する計画に基づき、公営住宅のあり方を検討します。

新たなニーズに対応した住宅の供給について、民間活力を取り入れる（PPP*/PFI*）など、総合的な計画に基づき推進していく手法の導入を模索しながら、新たな公営住宅を整備します。

【主要事業】

事業名	概要
公営住宅の維持管理	既存の町営住宅に修繕を施し、長寿命化を図ります。
公営住宅整備	老朽化している公営住宅の取り壊しを含め、公営住宅のあり方を検討し、若者向け公営住宅整備を進めます。
特定空家等除却の支援	適正な維持管理がなされず、老朽化が進行している特定空家等を除却する費用を支援します。

●特定空家等の状況

(令和2年4月1日現在)

空き家軒数	令和元年度指導軒数	除却済軒数
108軒	4件	48軒

(庁内資料：建設水道課)

②防 犯

【現況と課題】

近年、地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。

本町では、警察、事業者、町民、民間団体、行政が一体となって、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに努めていますが、犯罪発生件数は増加傾向にあります。このため、より一層、家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

【施策の内容】

防犯環境の整備

犯罪抑制のため、道路や公園など多くの町民が利用する公共施設は、見通しの確保など防犯にも考慮した整備に努めます。

防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などの地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの見守り活動などを通じて、安全な地域コミュニティー*づくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

防犯意識の高揚

警察、防犯協議会などと連携して街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供などにより町民の防犯意識の高揚に努めます。

【主要事業】

事業名	概要
安全な生活環境整備	道路や遊び場などの安全点検・整備など安全対策の充実を図ります。青色防犯パトロールの実施を行い、町民の防犯意識を高めるほか、賢い消費者になるための情報提供の充実を図ります。

(注釈)

I・J・Uターン：

Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

ストック：

資産。

PPP：

公民連携。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。

PFI：

民間資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法。

コミュニティー：

日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

○移住定住の推進

【現況と課題】

近年、本町では少子化による自然減が大きく、人口減少が進行しています。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題になっています。このため、現に生活している町民はもちろんのこと町外の人々をも惹きつけることができ、魅力ある暮らしを創出するための施策を展開することにより、人口の流出及び減少の抑制を図ることが重要になってきます。

そのためには、ライフサイクルの中の、「就職」、「結婚」、「出産」、「子育て」といった定住の動機付けに効果が期待できる時期に定住促進施策を展開することが求められます。本町の豊かな自然をはじめとする様々な魅力をPRし、I・J・Uターン*を促進するとともに、住宅支援等の受け入れ体制の整備を進めることが必要となります。

【施策の内容】

魅力の発信及び相談体制の充実

移住定住検討者のニーズを満たすべく、定住移住施策、住宅情報、求人情報など定住移住に関する情報を一元化し、定住移住希望者に対し分かりやすく、きめ細かな対応ができる相談体制の充実強化を図ります。また、都市圏での相談会参加や、ホームページ、パンフレット等で広く本町の魅力を発信します。

定住に必要な住宅の整備

若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減して少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅取得や住宅修繕を支援し、受入れ体制の整備をさらに進めます。

また、公営住宅とともに、空き家情報バンクをはじめとした空き家の有効活用を進め、人口増加による地域の活性化を図ります。

田舎暮らしの体験及び地域間の交流

移住定住検討者が本町の暮らしを体験できるよう、お試し住宅の設置や民間事業者、各種団体と協調した体験メニューの整備を図ります。また、移住定住検討者と地域住民との交流の機会を設け、交流の促進による地域の活性化を図ります。

結婚支援及び出会いの機会の創出

結婚を希望する男女の出会いの機会を創出する縁結び支縁員の活動を促進するとともに、婚姻後の新生活を支援することで、少子化・定住化対策を行います。

ふるさと奨学資金貸与制度の充実

大学などを卒業した後、湯梨浜町に移住定住することを条件とした、新しい奨学資金貸与制度の充実を図り、移住定住及び雇用を促進します。

【主要事業】

事業名	概要
田舎暮らし・住民交流体験ボランティア事業	移住定住希望者が地域の行事や農作業を体験し町民と交流することにより、移住定住を推進します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力ある先進的なまちづくり」「② 新しい生活様式の実践と関係人口の創出」でも記述
お試し住宅運営事業	県外からの移住検討者が、生活を体験できるお試し住宅を2ヶ所設置・運営し、検討者のニーズに合ったお試し体験を提供して、移住定住検討者と地域住民の交流による地域活性化及び定住促進を図ります。
I J Uターン促進事業	移住定住相談会へ積極的に参加するとともに、町内への移住相談へ速やかに対応できるよう、移住情報を一元化し町の魅力を発信します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力ある先進的なまちづくり」「② 新しい生活様式の実践と関係人口の創出」でも記述
全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」事業の推進	都市部を始めとする多世代の移住者や地域の住民が、充実した生活と安心して暮らせる湯梨浜町版生涯活躍のまちの実現に向けて、官民が連携し、一体となり推進します。
移住定住者住宅支援事業	移住定住者の住宅取得並びに家賃費用を支援して移住定住を促進します。
移住者運転免許証取得等支援事業	県外からの移住者が自動車運転免許証を取得するための費用及びペーパードライバー講習を受講するための費用を一部助成します。 →横断型重点戦略「共につながり生きていく「支縁社会」の形成」「③ 公共交通と共助交通の連携」でも記述
移住支援金	東京23区在住者又は勤務者が町内に移住し、県の指定する企業の求人に応募し就業又は起業支援金の交付を受けた場合に移住支援金を交付します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力ある先進的なまちづくり」「② 新しい生活様式の実践と関係人口の創出」でも記述
空き家利活用流通促進事業	町内在住の個人が住宅や地域のにぎわいを創出する用途に空き家を利活用する場合に、空き家改修などの費用を助成します。
空き家情報バンク活用促進事業	空き家情報バンクを運営するとともに、登録物件に町外者が転入する場合に、空き家所有者が行う改修等を支援します。
若者夫婦・子育て世代住宅支援事業	35歳以下の夫婦、中学生以下の子どもを2名以上養育している世帯が行う住宅の新築・購入を支援します。
三世代同居等支援事業	三世代家族の形成と子育ての支援を促進し、家族の絆の再生と定住促進を図るため、親と子と孫が新たに三世代で同居または近隣に居住するための住宅の取得や増改築・リフォームなどの費用に対して助成を行います。
移住定住者中古住宅修繕支援補助金	中古住宅を購入した県外からの移住定住者が移住から5年以内に行う住宅修繕の費用の一部を助成することで、移住後の生活の安定化を図り、移住者の定住を促進します。

住宅取得仲介報酬助成事業	中古住宅及び新築住宅用土地（いずれも集合住宅を除く）を購入しようとする者に対し、仲介報酬の一部を助成することにより、町内定住促進を図ります。
婚活支援事業	晩婚化や少子化が進むなか、結婚を望む男女の出会いを創出するため、「縁結び支縁員」の活動支援や中部地区市町と連携した婚活イベントを開催すること等により、結婚を希望する方の出会いの機会を広域的に拡大し、少子化傾向の改善に取り組みます。
結婚新生活支援事業	婚姻を機に住宅取得する、夫婦が共に39歳以下で世帯所得が400万円未満の世帯に対し、住宅取得費用を支援することで、少子化の改善及び新婚世帯の定住を促進します。

(注釈)

I・J・Uターン:

Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

○消費者安全対策の推進

【現況と課題】

本県における消費生活相談窓口への相談件数は、平成27年度からの5か年で年平均6,000件となっています。平成29年度以降、町の相談窓口への相談件数は県相談窓口への相談件数を上回っており、町の相談窓口が身近な相談窓口として徐々に定着してきています。

中高年層からの消費者トラブルに関する相談内容については、身に覚えのない架空請求などといった商品に関する相談が一番多く、若年層からの相談内容についてはスマートフォンやインターネットなど情報通信に関する相談が多くなっています。また、高齢者をはじめ社会的弱者を狙った詐欺などについての相談も増加しています。特に認知症等の高齢者は本人が消費者トラブルに巻き込まれていることに気づきにくいことから、周囲の見守りの強化が必要です。

「安全で安心な暮らし」は何より重要であり、町民一人一人の安全で安心な暮らしを実現するために必要な施策の展開が必要です。

【施策の内容】

苦情、相談体制の確立

消費生活に関わる被害を未然に防止するために、平成24年度に、県中部1市4町で専門相談員を配置した中部消費生活センターを開設しました。高度な専門知識をもつ相談員を配置し、複雑多様化する悪質商法だけでなく、身近な契約トラブルに対する助言などを行います。

また、国、県等の公的相談機関と連携し、情報提供や被害の解決を図る消費生活相談機能の充実に努めます。

さらに、判断が不十分な成年者を保護するための成年後見制度*についても制度の啓発に努めるとともに、本制度の利用が必要であると認めた場合には、成年後見等の申立てを行うなど、支援体制の充実に努めます。

消費者の意識啓発

消費者の自立支援のため、消費者が自ら判断し選択できるよう、必要な知識の普及や情報提供に努めます。

また、環境保全や安全の確保等について、消費者団体との連携を図りながら、啓発活動の一層の充実に努めます。

消費者の意見の反映

消費者の意見が、町の消費者施策や事業者の事業活動に反映されるよう、環境整備に努めます。

また、町民から受けた相談の情報を中部消費生活センター、県などと共有し、さらなる被害の拡大防止に努めます。

消費者活動の支援

消費者団体の育成・強化に努めながら、自主的な消費者活動を支援します。

消費者関係法令整備等の要請

消費者被害の未然防止や被害にあった消費者の救済を一層強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実に国や県に要請します。

【主要事業】

事業名	概要
消費生活相談体制強化事業	中部消費生活センターをはじめ、国、県等の公的相談機関と連携し、住民からの相談に適切に対応できる体制づくりに努めます。そのため、研修会への参加、消費生活相談専門員による教育訓練を実施し、職員の資質向上に努めます。
消費者教育推進事業	消費者教育用教材の作成、配布及び出前講座の実施等により、住民への啓発と意識の高揚に努めます。
消費生活広報啓発活動	中部消費生活センター等に寄せられた相談情報や消費生活に関する法律等の情報提供に努めます。また、被害を未然に防ぐため、広報紙や防災無線等を利用し、啓発に努めます。
消費者見守りネットワーク協議会の設置	消費者見守りネットワーク協議会を設置し、町内における高齢者及び障がい者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ります。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「① 世代や分野を超えた複合的課題への対応」でも記述
悪質電話勧誘被害防止事業	ひとり暮らし高齢者世帯の希望者を対象に、警告メッセージ発信機能付き通話録音装置を設置し、悪質な電話勧誘等による消費者被害の未然防止を図ります。

●消費生活相談の件数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
件数	117	131	145	125	89

(庁内資料：産業振興課)

(注釈)

成年後見制度：

認知症、精神障がい、知的障がいなど精神上の障がいにより判断能力が低い状態が相当期間続いている場合に、本人の判断を他の者が補うことによって、本人を支援する制度。

○環境負荷の低減

①環境保全

【現況と課題】

地球温暖化は、私たちの人間活動により、大気中の二酸化炭素等温室効果ガス*の大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることで地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇により、海面水位の上昇に伴う陸域の減少や豪雨、干ばつ等の異常気象が増加したり、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等熱帯性感染症の発生数増加など、地球環境への影響が懸念されています。

平成17（2005）年には温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書が発効され、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成11（1999）年4月に施行しています。この法律に基づき、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を平成22年度から平成26年度までの5年間について実施しました。役場庁舎の冷暖房をA重油から電気に切り替えたり、照明設備をLEDに転換したことで、一定の温室効果ガスの排出抑制は効果がありましたが、新施設の稼働等に合わせて増加の傾向にあります。今後実行計画(第2次)を策定し、目標達成に向けた様々な取組を推進していく必要があります。

本町においても、温室効果ガスを排出しない循環型社会の構築を目指して、環境学習・環境教育の推進をはじめ、家庭、職場、地域における積極的な展開を促進し、総合的な環境保全対策に努める必要があります。

【施策の内容】

環境教育・環境学習の推進

幼児期から環境問題に対する意識を高めていくために、こども園、保育園の保育活動に物を大切にする取組等の活動を積極的に取り入れます。

率先行動の推進

町自ら率先して省資源・エネルギーやグリーン購入*等温室効果ガスの排出量を抑制する措置を図るとともに、町民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。また、各家庭においては環境家計簿の普及を図り、脱温暖化を目指します。

環境情報の整備・提供

環境保全に対する町民、事業者が一体となった取組を促進し、環境施策の効果的な推進を図ります。そのため、環境情報を体系的に整理しながら、広報活動の充実に努めます。

循環型社会への基盤構築の推進

ごみを出さない循環型社会の基盤を構築するため、生ごみを回収し、液肥化して農作物に循環使用したり、荒廃竹林の再整備を兼ねた竹の粉末を堆肥に活用するなどサイクルを確立し、温室効果ガスの排出を削減します。

公共施設の照明器具のLED化

気候変動の影響は年々顕著となっており、集中豪雨や異常高温がもたらす人的・物的被害は年々深刻化しています。将来にわたって、持続可能なまちとしていくために、公有施設の既存照

明のLED化を進め、温室効果ガスの排出削減と環境負荷の軽減を行うとともに、電気料金や維持管理費などライフサイクルコスト*の削減を進めます。

【主要事業】

事業名	概要
生ごみの回収及びガラスびん等再生資源の有効利用と液肥化事業	公共施設や家庭生ごみを回収し、液肥化して土壌改良剤として利用することにより、二酸化炭素の排出量削減を図り、ごみを出さない循環型社会の基盤を構築します。そのために生ごみ回収の協力区を増やすとともに、ガラスびん、発泡スチロール等再生資源の利活用並びに液肥の利用拡大及び液肥を通じて環境教育を推進します。
環境教育の推進	鳥取県衛生環境研究所との連携による東郷池でのセキショウモの移植による自然環境保護やこどもエコクラブ活動を通じて実践に基づいた環境教育を推進します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「② 自然環境の保全と美しい景観の維持形成」でも記述
公共施設の照明器具のLED化	公共施設の照明器具を計画的にLEDに転換していき、温室効果ガスの排出量と維持管理費などの行政コストの削減を進めます。

②公害対策

【現況と課題】

環境基本法（平成5年法律第91号）において、国・地方公共団体・事業者・国民の責務が明示され、事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備等の対策が講じられています。

本町では幸い大きな公害問題は発生していませんが、建築廃材の野焼きや不法投棄等が町内の様々な場所で見られ、生活環境への影響が懸念されます。このため、町民の環境意識の高揚を図るとともに、野焼きや不法投棄を防止するための監視体制を強化していく必要があります。

私たちが生活したり、事業活動したりすることにより環境負荷が生じます。生活様式の多様化、都市化・過密化に伴い、生活騒音等の環境負荷に対する苦情等が予想されることから、継続して発生抑制対策を推進していく必要があります。

【施策の内容】

事業活動に伴う公害防止対策の推進

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、的確な状況の把握、規制や指導を行うとともに、環境監視体制の充実を図ります。

自動車公害防止対策の推進

ノーマイカー運動の実施など、交通量抑制のための啓発や天然ガス・電気自動車等の低公害車の導入、ディーゼル排ガスの規制強化等の発生源対策や道路構造等の改善を国や関係機関に引き続き要望します。

有害化学物質等による環境汚染の未然防止

有害化学物質（ダイオキシン類等）の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質等の使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者と協働しながら環境保全活動に取り組みます。

③廃棄物対策

【現況と課題】

現在、本町では、ごみ処理の有料化とともに、ごみの分別収集によるリサイクル活動を推進しながら、ごみの減量化を図っています。分別種目は「可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性粗大・不燃性粗大・びん・スチール・アルミ・スプレー缶・資源ごみ（古紙・布・発泡スチロール・ペットボトル）・生ごみ・廃食用油」の14品目でしたが、新たに「小型家電」が加わり15品目となりました。全世帯への分別手引の配布や各区での分別研修会の開催により、概ね順調に運用がなされています。

そのほか、家庭用生ごみ処理機器の購入費補助や再生資源回収団体への報償金支出等の取組により、ごみの減量化が進んでいるところですが、環境負荷軽減のためにリサイクル活動のさらなる推進が望まれています。

平成30年度、町内から排出される1人1日あたりのごみ量は1,135g（県平均 1,011g）で、県平均を上回っていましたが、家庭から排出される生活系のごみに限っては533g（県平均606g）で、十分な減量化がなされています。その反面、事業系ごみが増加しているため、生活系ごみ同様、事業所に分別収集の手引を配布するなどの取組が必要です。

また、町内におけるポイ捨てや犬のフンの放置、不法投棄等ごみの不適切な処理や海岸部への漂着物が生活環境に与える影響も大きくなっています。そのため、廃棄物の適切な処理を啓発しながら、ポイ捨て・不法投棄等について防止策を講じる必要があります。さらに、漂着物や悪質な不法投棄については、関係機関と連携を図りながら適切な処理を行い、住民の安全で快適な生活を保全することが重要です。

●ごみ処理の状況（令和2年3月31日現在）

区 分		令和元年
人 口	(人)	16,748
1日当たり排出量	(kg)	12,560
ほうきりサイクルセンター		処理能力 200t/日

(庁内資料：町民課)

●過去5年間の排出量及びリサイクル率

年度	1人一日当りの 一般廃棄物排出量	年度	一般廃棄物 リサイクル率
H26	907g	H26	29.70%
H27	920g	H27	35.40%
H28	910g	H28	32.30%
H29	948g	H29	32.80%
H30	不明	H30	不明
R元	不明	R元	不明

(庁内資料：町民課)

【施策の内容】

ごみ減量化、リサイクルの推進

家庭から排出されるごみの分別収集の徹底や生ごみ処理機の購入費補助制度の活用、再生資源回収団体への援助などにより、ごみの減量化や、資源のリサイクルを推進します。特に生ごみは、家庭から排出される可燃ごみの半分以上を占めるとされており、その減量化に向けた啓発・取組を積極的に推進します。

環境美化運動の推進

自主的な環境美化を進める住民団体や組織等の支援を行い、住民による環境保全活動を推進します。また、環境美化促進員の活動により、ポイ捨てやペットのフン害の防止に努めます。

不法投棄・漂着物対策の推進

不法投棄や漂着物などの状況を把握するとともに、不法投棄監視員によるパトロールや監視カメラの設置など、不法投棄の監視や取り締まりを強化します。

【主要事業】

事業名	概要
環境美化促進員事業	環境美化促進員2名により、定期的に町内を巡回しポイ捨てや不法投棄を監視し、町内の環境保全に努めます。
生ごみ処理機補助	家庭用生ごみ処理機を新規購入する町民に補助を行います。
不法投棄・漂着物対策	定期的な巡回を監視員により実施し、生活環境に与える影響が多い場所についてはごみを撤去します。さらに、悪質な不法投棄については、監視カメラ設置等の措置を行います。
ごみ減量化と資源化	各家庭に啓発活動を行うとともに、資源ごみをはじめ、生ごみや廃食用油のリサイクルを推進しながら、さらなる減量化・資源化を図ります。

(注釈)

温室効果ガス：

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスといわれている。

グリーン購入：

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

ライフサイクルコスト：

製品や製造物などの費用を調達、使用、廃棄の段階をトータルとして考えたもの。生涯費用とも呼ばれる。

○自然環境の保全と活用

【現況と課題】

東郷池をはじめとする海、山、川等の美しい自然は、かけがえのない財産であり、町活性化のための重要な資源です。先人達が育ててきたこの豊かな自然環境を、町民の共有財産として次世代に引き継いでいかなければなりません。そのため、無秩序な開発により自然環境が破壊されないよう、適切な規制と誘導を実施していく必要があります。

また、自然は生活にやすらぎとuringおいを与えるなど、私たちの生活にとって必要不可欠なものであることから、本町の財産であり、誇りでもある豊かな自然環境が住民や訪れる人の憩いの場となるよう、有効に利用することが望まれています。

今後、海、山、東郷池等を本町のシンボルとして、産業や観光との調和を図り、資源として活用していくとともに、地域と協力しながら、守り育てていくことが必要です。

【施策の内容】

自然とふれあい空間の保全と創造

環境と共生したうるおいのある生活圏の創造に向けて、海、池、山などの自然環境の維持に努めるとともに、環境ボランティア団体の支援、衛生環境などの学習の機会と場の提供、「湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例」の周知徹底に取り組みます。

東郷池の水質浄化

県や関係機関、ボランティア団体と連携を図りながら、「東郷池水質管理計画」に基づき、水質の浄化と環境整備に努めます。

学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、町民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

自然保護活動への支援

町民、事業者などの自主的な環境保全活動の支援に努めます。

開発行為との調整

開発については計画的に行い、自然破壊を誘発しないよう指導します。

貴重な自然環境の保全

松くい虫被害をうけている松林については、山林等の機能保全の面だけでなく、景観的にも好ましい状況とは言えません。

そのため、松くい虫に耐性のある松や広葉樹を中心とした樹種転換等を積極的に推進しながら、自然環境の保全に努めます。

また、有害鳥獣により作物等が荒らされる被害も増えていることから、有害鳥獣対策の推進を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
町内一斉清掃	春と秋の年2回の海岸・東郷池等の一斉清掃を行い、町民と共に環境美化に努めます。
東郷池浄化対策	県衛生研究所など関係機関と連携を図りながら、セキショウモの移植など東郷池の水質浄化のための事業を展開します。 また、「東郷池の水質浄化を進める会」により、毎年事業検証しながら、継続して水質浄化を推進します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「② 自然環境の保全と美しい景観の維持形成」でも記述
ボランティア活動の推進	アダプトプログラム*によるボランティア活動を支援し、町民の環境保全活動への参画を図ります。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「② 自然環境の保全と美しい景観の維持形成」でも記述
湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例の周知・啓発	町内のポイ捨て等を防止し、環境美化の推進を図ります。
愛らぶ東郷池イベント	県内でも有数の汽水湖である「東郷池」をテーマに、生態系、歴史、食文化などの幅広い分野を題材にした魅力あるイベントを展開します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「② 自然環境の保全と美しい景観の維持形成」でも記述

●町内の主な全国百選

名称	区分	選定
東郷池	美しい日本のむら百選	農林水産省
宇野地蔵ダキ	平成の名水百選	環境省
別所・国信地域	にほんの里100選	朝日新聞社／（公財）森林文化協会

（庁内資料：企画課）

（注釈）

アダプトプログラム：

アダプト（adopt）は、英語で養子にするという意味。道路や河川等の公共の場所を養子に見立て、住民や企業等が里親となって、美しい生活環境や快適な空間をつくるシステムのこと。

○災害に強いまちづくりの推進

①防 災

【現況と課題】

平成7年の兵庫県南部地震、平成12年の鳥取県西部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震、平成28年の鳥取県中部地震など、全国各地では大地震に見舞われ、多大な被害をもたらすとともに、防災上の様々な教訓を残しました。また、近年では平成30年7月の西日本豪雨のように、活発な梅雨前線などによる記録的な降水量で河川の氾濫や土砂災害による被害が頻発しています。

町では、地域防災計画を策定し、見直すことで内容の充実を図っていますが、有事の際には地域住民による「自助」「共助」が重要となります。また、昼間の地域社会では高齢者の割合が高いことから、高齢者や障がいのある方など要支援者に対して安全対策を推進するため、日常的な避難誘導訓練の実施や防災研修の充実を図ることが求められています。

都市構造の変化や高齢化が進む中で、本町においても災害が発生すると被害が広範囲となることが予測されます。このため、地域内における避難誘導案内表示板の設置や避難場所の事前確認などを実施するとともに、町民一人一人の防災意識を高揚させて地域防災力の強化、充実を図っていく必要があります。

【施策の内容】

地域防災計画の充実

総合的な災害対策の基本となる「湯梨浜町地域防災計画」を指針とし、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、総合的な防災対策の強化に努めます。

今後も地域防災計画は現状に適合するよう見直し、内容の充実を図ります。

公共施設の耐震強化

公共施設の耐震診断調査を進め、補強が必要な場合は耐震補強工事を実施します。さらに、新耐震設計法に適合していない町内一般木造住宅の耐震診断や一般建築物、大規模建築物の耐震診断を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。

地域防災力の向上

大規模な災害が起きた時には、行政などの公的支援を得るには相当の時間を要します。そのため初動で必要となることは、自分で自分の安全を確保し、近所の方と協力して被害にあった方を救助・救援していくことです。集落単位で組織される自主防災組織の設立を推進するとともに、組織化後の充実・強化が重要となるため、避難行動要支援者避難支援計画を活用し、防災特別対策官が行う出前講座により、防災マップの周知や防災訓練・防災研修を実施していきます。また、防災士を育成し、地域防災リーダーとして位置付け、地域防災力の向上を図ります。

治水・治山・砂防対策の推進

災害時に危険度が高い石脇川、園川などの治水対策を推進します。また、土砂災害や山地崩壊などを防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、鳥取県と一体となって砂防・治山事業などを推進します。

【主要事業】

事業名	概要
防災対策特別強化事業	<p>防災特別対策官を配置し、自主防災組織の充実、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発など自助・共助・公助による地域防災力の向上に努めます。</p> <p>特に地域との連携、協力体制の確立に努め、全集落における自主防災組織の組織化と災害時に有効に機能する防災体制の強化を進めます。</p> <p>また自主防災組織が有事に機能するよう、地区防災計画の策定を推進するとともに、防災士の養成と自主防災組織への位置付けを進めます。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」「④ 災害に強いまちづくりの推進」でも記述</p>

●震災に強いまちづくり促進事業実施状況

年度	一般住宅			一般建築物			大規模建築物		
	診断	設計	改修	診断	設計	改修	診断	設計	改修
H29	13	—	—	3	—	—	—	1	—
H30	11	1	1	—	—	—	—	—	1
R1	1	1	1	1	—	—	—	—	1

(庁内資料：建設水道課)

②消防・救急

【現況と課題】

本町の住宅構造は木造建築が多く、また幅員の狭い道路によって消火活動が制限される地域も多く、火災時において被害の拡大が懸念されます。このため、防災意識の啓発を図るとともに火災が発生した場合の初期消火や避難など迅速な対応ができる体制づくりが求められています。

本町の消防体制は、常備消防である鳥取中部ふるさと広域連合消防局と非常備消防である消防団で構成されています。消防団では若年の新規団員が確保しづらいことや昼間在住団員の減少等により、消防団の基盤が弱まりつつあります。このため、地域における自衛消防団組織の強化が求められています。自衛消防団においては所有する小型動力ポンプなどの消防設備を定期的に更新していく必要があるため、行政との十分な連携が必要となります。

【施策の内容】

消防体制の整備・充実

町民の人命と財産を火災から守るため、鳥取中部ふるさと広域連合消防局との連携を密にした消防体制の確立を図ります。

消防活動や災害時に地域の防災を担う消防団員の確保、各種災害に対応できる組織づくり及び消防団員の能力向上に努めます。また、定期的に小型動力ポンプ及びポンプ自動車の更新を図るとともに消防活動に必要な資機材を充実させます。さらに不足する消防水利の整備・適正配置については迅速に対応します。

火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、火災予防パレードなど幅広い広報活動を推進し、啓発を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
防火、消火体制の充実	住宅地拡大などにより必要とする消火栓や防火水槽（耐震性貯水槽）等の消防施設・設備を整備し、防火、消火体制の充実を図ります。
消防団員の確保	広域に被害を及ぼす災害に対して、即時対応力に優れた消防団が不可欠であるため、消防団の重要性について改めて認識し、団員の確保に努めます。

●救急・消防の状況

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
火災発生件数	2	6	3	2	5
救急自動車出動件数	681	704	714	715	689

(庁内資料：総務課)

●町消防力の保有状況

(令和2年4月1日現在)

項目	数量
消防分団数 (分団)	8
消防団員数 (人)	171
消防ポンプ自動車 (台)	10
小型動力ポンプ付積載車(軽四) (台)	5
小型動力ポンプ (台)	0
消防自動二輪車 (台)	3
消火栓 (基)	840
防火水槽 (基)	77
その他 (箇所)	23

(庁内資料：総務課)

●広域消防力の保有状況

(令和2年4月1日現在)

区分	人員(人)	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学車	起震車
消防本部	38	2	—	—	—	—
倉吉消防署	32	1	1	1	—	—
西倉吉消防署	26	—	—	—	1	—
湯梨浜消防署	26	1	1	—	—	1
琴浦消防署	29	1	1	—	—	—
計	151	5	3	1	1	1

区分	救急車	広報車	連絡車	救助工作車	指揮車	防災指揮車
消 防 本 部	—	3	1	—	—	—
倉吉消防署	2	—	—	1	1	1
西倉吉消防署	1	—	—	—	1	—
湯梨浜消防署	1	—	—	—	1	—
琴浦消防署	2	—	—	1	1	—
計	6	3	1	2	4	1

区分	支援車	指揮支援車	CAPS車(ポンプ車)
消 防 本 部	—	1	—
倉吉消防署	—	—	1
西倉吉消防署	1	—	1
湯梨浜消防署	—	—	—
琴浦消防署	—	—	—
計	1	1	2

(庁内資料：総務課)

○交通安全の啓発と推進

【現況と課題】

全国の交通事故死者数は、平成8年(1996年)以降1万人を割り減少を続け、2019年は3,215人と過去最少でしたが、高齢者(65歳以上)が5割以上を占めている状況となっています。

このため、人命尊重の理念のもと、今後も交通安全協会などの関係団体や集落など地域団体との連携を強化し、交通安全教育、広報・啓発活動などにより町民の安全意識の高揚を図る必要があります。

本町では、これまでもガードレールやカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備・更新を積極的に行うとともに、令和元年度より倉吉警察署が実施するドライブレコーダーを使用した安全講習についても積極的に呼びかけをおこない、高齢運転者の事故防止に努めています。

本町における交通事故発生件数、死傷者は、ともにわずかながら減少傾向にありますが、交通事故は依然として後を絶ちません。

また、自転車利用者のルール無視やマナー低下が問題となっており、交通事故の増加が懸念されており、一層の交通安全対策が求められています。

【施策の内容】

交通安全思想の普及

交通安全指導員会や交通安全協会など関係機関・団体と連携して、学校、職場、地域などの様々な場所や機会を通じて、ドライバー、自転車利用者、歩行者に対する交通安全教育、ドライブレコーダーを使用した安全講習の推進を図ります。

飲酒運転に対しては、交通安全週間にあわせてキャンペーンを実施するなど、撲滅を目指します。

交通安全施設の整備・充実

交通安全施設・設備の点検を強化し、新設・補修・改良などにより整備を進めます。

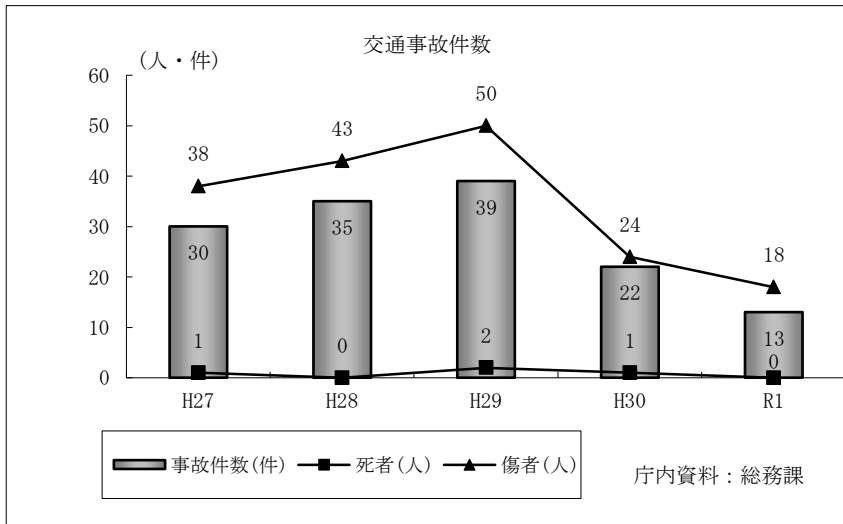
また、通学路や住宅地の幅員の狭い道路などの交通危険箇所は、カーブミラーなどの交通安全施設及び道路照明の整備・充実などにより、歩行者と車が共存できる道路環境づくりを進めます。

道路交通規制の点検と見直し

幹線道路は、交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機の高度化改良及び規制の見直しを関係機関などへ要望していきます。

通学路の安全施設の充実

安心して通学できるよう保護者・地域の方々の協力を得ながら、交通安全施設の充実を図ります。



●交通安全施設の現況

(令和2年4月1日現在)

カーブミラー (基)	ガードレール (m)	信号機 (箇所)	歩道橋等 (箇所)	
621	13,182	31	歩道橋	3
			地下歩道	2

(市内資料：総務課)

●交通災害共済事業加入・支給状況

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
加入者数	(人)	9,265	9,096	8,984	8,712	8,345
加入率	(%)	54.0	53.4	53.0	51.7	49.8
支給件数	(件)	58	53	52	41	49
支給見舞金額	(千円)	3,911	6,730	4,506	2,155	4,389

(市内資料：総務課)

にぎわいと活力あるまちづくり

- 魅力とやりがいのある農林水産業 …… 120
- 商工業の振興 …… 132
- 観光の振興 …… 135
- 雇用・就業の促進と労働環境の充実 …… 139

(2) にぎわいと活力あるまちづくり

○魅力とやりがいのある農林水産業

①農業の振興

【現況と課題】

農業の振興

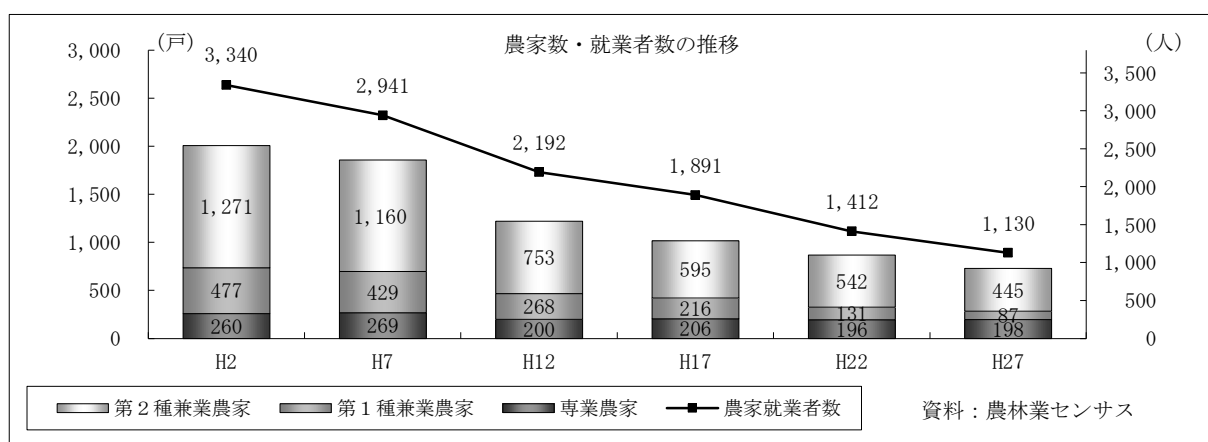
本町における農業は、耕地面積1,310ha（鳥取農林水産統計）を基盤として730戸（農林業センサス）の農家によって営まれ、水稻、梨、ブドウなどを中心に生産しています。

販売農家数の内訳は、専業農家198戸、第1種兼業農家87戸、第2種兼業農家445戸と兼業農家が大半を占め、農家の農業への家計依存度も低下してきています。

農業生産を支える担い手の減少や高齢化が急激に進む中、耕作放棄地の増加も含めて、今後の農業、農村の姿を展望すると極めて深刻な影響が懸念されます。

そのような中、本町では将来に向けた地域農業の展望を地域での話し合いをもとに明確化する「人・農地プラン」の実質化を進めています。主要作目である果樹や中山間部の小区画農地においては担い手への農地集積に限界感もあるのが実情で、さらに新型コロナウイルス感染症の新たな脅威による経営への影響も懸念されます。

基幹産業である農業を維持発展させるためには、関係機関が情報を共有しながら、地域戦略として、生産基盤の整備や消費者ニーズに即した産物のブランド化を進めながら、農業経営の法人化や企業参入を促しつつ農業に携わる幅広い人材の育成・確保を推進し、安定的に産地を担うことができるたくましい経営体の育成を図る必要があります。



農産物の生産振興

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心に果樹・園芸農業が展開されています。しかし、農業就業者数は少子高齢化や就業者の農業離れにより、平成17（2005）年の1,891人から平成22（2010）年の1,412人、平成27（2015）年の1,130人と減少が続いています。加えて、資材費の高騰や水稻をはじめとする農産物価格の低迷のため、農業就業者数が減少し、中山間部を中心とする農地の荒廃が進んでいます。

主要作物は、梨、ブドウ、イチゴなどで品質改良や生産技術の向上により高品質の農産物を安定して供給できる体制が整い、特に梨については海外への販路拡大も進めています。反面、いずれの作物も市場の需要が拡大する中で生産者の高齢化、後継者不足のため生産量が追いつかない状況となっています。

このことを踏まえ、認定農業者など個人の農業者はもとより、集落を基礎とした営農組織の育成（法人化）を推進するとともに、農業への法人・企業参入を促進し、また新規就農者の活動農地を確保し、若者や移住定住者の営農意欲に応えられる体制づくりが必要です。

本町の二十世紀梨生産は、110余年に及ぶ歴史を誇り、生産者の栽培努力により名実とも日本一と呼ばれる名産品となっており、近年関東圏での市場評価も高まっており、取引単価も好調に推移しています。しかし、栽培は老木と急傾斜の樹園地が多く、梨生産の省力化を進める必要があります。長い歴史で培われた優れた栽培技術を「東郷」という冠とともに後世に継承するため、新規就農者ならびに退職後の選択肢となるよう人材を確保する必要があります。

水田営農においては、行政配分によるコメの生産調整の廃止を受け、水田フル活用ビジョンにより、需要に応じた生産目標により稲作を推進するとともに大豆を中心とした集団転作や飼料用米の作付け、施設園芸などへの活用を推進しています。条件不利地の耕作放棄の増加等により、作付面積が漸減しています。また、近年スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）や縞葉枯病といった水田病害虫による被害が拡大しており、対策として秋耕耘を推進する事業を町独自で行っていますが、被害の解消には至っておらず、今後も継続して有効な対策の検討や地域一体としての取組みを推進する必要があります。

平成30（2018）年12月に環太平洋パートナーシップ*に関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）が、平成31（2019）年2月に日本・EU経済連携協定が発効し、安い外国産の農作物が広く国内で流通することで国内の食料自給率の低下を招き、ひいては生産農家の収入減少につながる恐れもあり、国際競争力の高い産地強化を図っていく必要があります。

特産農産物の産地活性化

本町の名産である二十世紀梨は、明治39（1906）年に別所地区に導入され、平成28（2016）年に110年を迎えました。この間、生産者をはじめ、関係者のたゆまぬ努力によって、日本一の生産を誇る名産に育ちました。

近年、鳥取県育成の新品種である付加価値の高い新甘泉の栽培面積の拡大を進めるとともにジョイント*栽培の普及により、梨生産の省力化や労力の分散化、収益性の向上を目指す取組を進めており、樹園地の平坦化と機械化を推進し、果樹産地としての地域向上と活性化に取り組んでいます。一方で、本町では、名産二十世紀梨を町民の誇りとして大切にし、地域の特産として維持していこうと「二十世紀梨を大切に作る条例」を制定し、町独自の生産振興事業を設けるなど、積極的な産地振興に取り組んでいます。

梨の生産は、本町の経済基盤を支えるとともに、山肌を利用した樹園地は、本町の緑豊かな景観を形成し、中山間地の維持管理や水の保全にも大いに貢献してきました。

一方で、樹園地の改良や樹種転換、後継者の確保など、多くの課題を抱えています。平成30（2018）年8月に策定した梨産地再生プランでは、意欲ある生産者と優良梨園を守り育てることを目的に、特に二十世紀梨生産の担い手の育成確保と、優良園の維持管理および継承、農地の造成に取り組む計画を定めました。さらには、平成28（2016）年には野方地内の山田谷にスーパー梨園地を、平成30（2018）年にはJR松崎駅南側に梨園地を整備し、平坦地で新品種による高収益栽培ができるよう環境整備を行っています。

ブドウ（ピオーネ）生産は、老木の改植、施設の老朽化、土づくりなどの課題はありますが、省力化を支援し、経営の世代交代による産地維持はもとより新規就農者による産地拡大を図る必要があります。また、施設園芸のイチゴ、メロン、ハウレンソウ、スイカも産地として定着し、高い市場評価を得ており、今後の栽培を継承する農業者を育成し、産地維持を図る必要があります。

す。

これら特産農産物の生産振興には、作業の省力化を柱に支援を行うとともに、地域活性化策や観光振興策との連携を図りながら、情報発信、地産地消、6次産業化へ向けた取組を進める必要があります。

本町が特色のある、より魅力的な地域として発展していくためには、二十世紀梨や東郷池、はわい温泉・東郷温泉は欠くことのできない大きな財産であり、これらを町民あげて積極的に支援し、連携を図りながら活用していくことが、地方創生を見据えた地域づくりとして求められています。

また、情報通信技術を活用した販売体制を進め、消費者ニーズに対応した産地戦略を推進していくとともに海外への販路拡大にも一層取り組むことが必要です。

農業生産基盤の整備

生産性を高める農業生産基盤整備の推進は重要です。平野部では、水田のほ場整備が行われ、中山間部には樹園地営農のための農道が整備されています。しかし近年、それら用排水路を含めた土地改良施設が老朽化し、維持補修に係る経費が増大しており、今後施設の長寿命化対策を計画的に進める必要があります。

また農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況となっており、日本型直接支払制度を活用した水路や農道等を含めた維持管理活動を進めていますが、過疎化・高齢化等に伴う集落機能の低下により、活動の継続が困難な組織も発生してきています。

多様化する農業生産を支える土地基盤整備は、引き続き地域の特性に応じた整備を推進し、生産性の向上による農家経営の安定化が必要です。さらに近年、温暖化の影響もあり豪雨災害が多発する傾向があり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定を背景に、県指定の防災重点ため池が9箇所となるなど、地域人材が高齢化、少人数化する中であっても農業用施設の適切な維持管理を推進する必要があります。

多様な農業者の育成

本町の農業就業人口は、65歳以上の割合が7割を超えるなど、一段と高齢化が進み、農家人口及び農業従事者が減少しています。また、農業の将来を担うべき農業経営者や新規就農者の大幅な増加が見られず、後継者の確保も不十分な状況となっています。

鳥取県が平成27年3月に策定した鳥取県農業活力増進プランにおいては、10年後の鳥取県農業を支えるため、多様な担い手が活躍する環境を整えるとしています。本町においても地域農業の維持・発展のため、認定農業者や新規就農者、集落営農組織の育成を引き続き進めていくほか、担い手の不足する地域においては、企業が農地の受け皿となり得ることから、これらの参入についても推進していくことが必要です。

遊休農地及び耕作放棄地対策

農村環境が周辺住民へもたらす恩恵は計り知れないものがありますが、就農者の高齢化や担い手不足により農地の遊休・荒廃化が年々進行しており、荒廃農地には竹林が侵入し、放置竹林が増加する傾向があります。

耕作放棄農地や放置竹林を温床としてイノシシ、ヌートリアなど有害鳥獣による農産物被害が拡大しており、農家の経営意欲の減退を招くとともに、離農の加速も懸念されています。被害発

生場所やその周辺を含めた地域ぐるみの集団的な被害予防対策が必要となっています。

地域の中で農地が持つ多面的な機能や価値を再認識し、将来にわたってその役割が最大限発揮できるよう集落ぐるみで取り組むことが重要です。

【施策の内容】

農産物の生産振興

効率的な生産体制の確立と農地の有効利用を図るため、土地利用型作物を中心に、農作業の受委託や農地の利用集積を進めながら、認定農業者や集落営農組織などの担い手を中心とした地域農業を推進します。

低農薬、有機栽培など、私たちが豊かに生存し続けるための基盤である地球環境に配慮した農業を推進し、消費者に選択される農産物の供給を目指します。

果樹・施設園芸の振興については、特産二十世紀梨の産地維持のため優良果樹園の廃園を防ぐため、更新し継承していく仕組みを構築するとともにブランド化に取り組み、新品種（新甘泉ほか）の導入促進、ブドウ、イチゴ、スイカ、メロン生産も含めた省力化、きめ細やかな生産指導など、効率的な生産を推進するとともに、農産物の高品質化を推進します。

町内で収穫される新鮮で安全・安心な農産物を学校給食の食材として活用し、町内で供給・販売できる体制づくりを促進します。

農林水産物の付加価値を高め、所得の向上や雇用の確保に繋ぐため、事業者と生産者のマッチングに加え、農業への企業参入、6次産業化、農商工福連携を図ります。

特産農産物の産地活性化

本町では、名産二十世紀梨を町民の誇りとして大切にし、地域の特産として振興していこうと「二十世紀梨を大切に作る条例」を制定しています。引き続き町民・生産者・関係者との連携により、二十世紀梨の元気な産地づくりを進めます。あわせて、梨生産の省力化や労力の分散化、収益性の向上を目指し、鳥取県育成新品種である新甘泉などの栽培面積の拡大を進めるとともにジョイント栽培やハウス栽培の普及を県事業と連携して進めます。また、そのため、樹園地の平坦化と機械化を推進し、果樹産地としての地域向上と活性化を図ります。

さらに、日本の梨産地として維持・発展をしていくためにも果樹園や栽培技術の継承を促進し、女性や定年を迎えた人たちが就農しやすい環境づくりを推進します。

また、本町特産のブドウ、イチゴ、メロン、ハウレンソウなどの園芸品目については、農業用施設の低コスト化を推進するとともに、直売や加工などの6次産業化を応援し、販売促進を図ります。

農業生産基盤の整備

多面的機能支払制度については、現在の活動を継続しつつ地域の共同活動による地域資源の保全管理を持続的な体制の下で行うために、活動組織の広域化の推進により活動の効率化や組織力の強化を図ります。

農産物の流通と農村地域の生活基盤の改善につながる農道や樹園地における営農労力を軽減するための農道網など、それぞれの目的にあった整備を推進します。

老朽ため池の整備を推進し、農業用水の安定確保を図るとともに、防災上の観点から放置ため池の対策を講じます。

水田の農業基盤については、効率的な用水確保と干ばつ被害の解消を図るため、用排水路整備

を推進します。

老朽化した土地改良施設の長寿命化対策及び改修を推進し、住みよい農村環境をつくとともに、農業に取り組める環境整備を図ります。

多様な農業者の育成

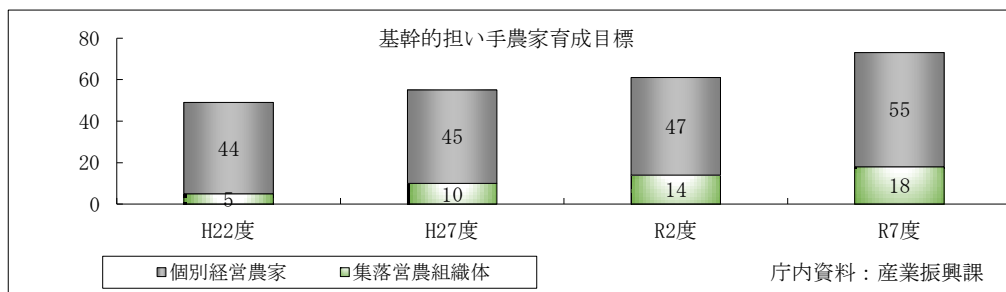
従来型の認定農業者や集落営農組織など担い手への農作業受委託や農地の利用集積に加えて、農外からの新規就農者や企業、移住者を含めた様々な者が農業に参入し、地域に定着できる支援体制を構築し、多様な担い手の育成を進めます。

現在、町内にある14組織の集落営農組織の持続的発展を推進するとともに、各地域における人・農地プランの実質化に向けた話し合いを引き続き進めながら、担い手が効率よく営農展開していける仕組の構築、担い手のみでは困難な農地の保全、維持管理を地域の共同活動として展開していく活動について、日本型直接支払制度の活用を推進しながら支援します。

また、地域のリーダーとして、集落営農の中核となる人材を育成確保するため、引き続き支援措置を講じて認定農業者の確保に努めるとともに、町認定農業者協議会と連携しながら、農業経営基盤強化促進法に基づいた本町の魅力ある農業振興を目指します。

地理的表示保護制度を含めた農産物のブランド化は、農産物の高付加価値化はもとより、産地の求心力を高め、生産者の営農意欲向上につながり、移住就農者（I・J・Uターン*）への大きな魅力となります。状況に応じた生産技術や農業経営の方法を学ぶ講習会などの情報提供、就農者の支援事業を推進するとともに意欲ある農家が活躍できる環境を整備します。

また、高齢社会において、高齢者の豊かな知識と経験を活かす取組を推進するとともに、女性の農業における役割の重要性から、適切な研修の実施など活動の活性化を促し、親元就農制度の活用を推進し、地域農業の担い手として町と農業協同組合が一体となって育成に努めます。

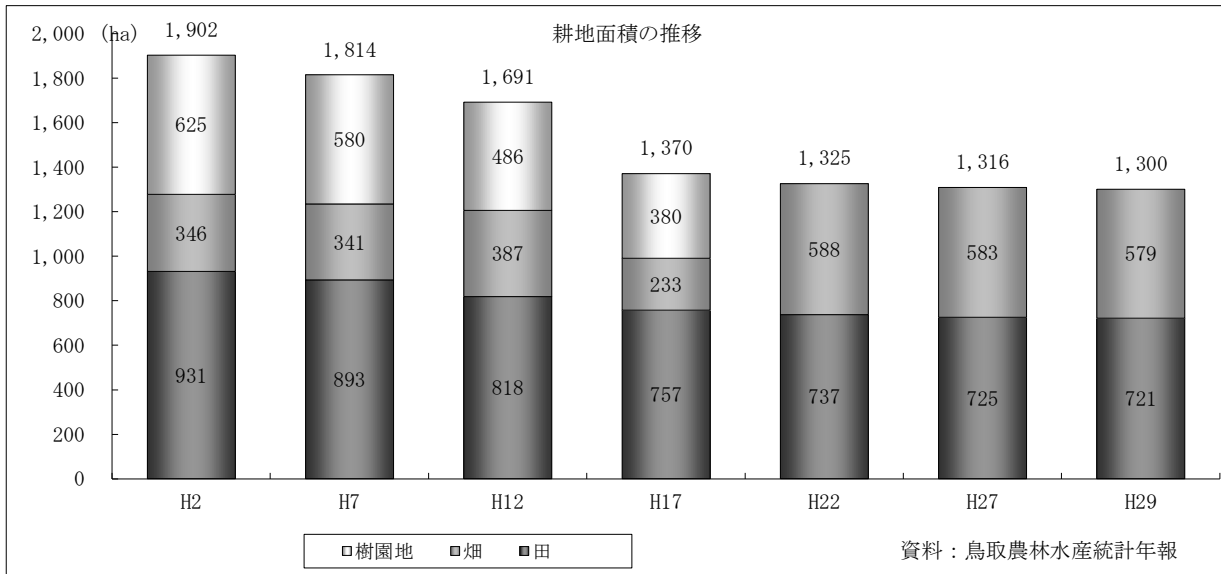


遊休農地及び耕作放棄地対策

湯梨浜町の農地は、東郷地域、泊地域を中心に中山間地域が多く、しかも生産者の多くは、60代から70代が中心となっていることから、後継者の確保や新規就農者の育成が重要です。そこで、新規就農者や後継者に対する技術継承などの支援を行うほか、農地の荒廃を防ぐため農業生産法人など事業者への利用集積を推進します。農地の賃借については、認定農業者、新規就農者、農業生産法人などへの農地中間管理事業を活用した利用権設定を積極的に推進します。

また、集落等の営農組織の育成を進めるとともに、農作業の受委託を促進し、農地の有効活用を図ります。

さらに、町内全域で発生、拡大している有害鳥獣の農作物への被害を減少させるため、侵入防止施設の整備及び有害鳥獣の捕獲体制の整備を図りながら、被害拡大防止に取り組めます。



●主要農作物の生産指標

区 分	H12		H17		H22		H27		H29	
	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)
米	507	2,655	481	2,440	469	2,510	416	2,140	399	2,000

(資料：鳥取農林水産統計年報)

区 分	H13		H17		H22		H27		H29	
	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)
梨	307	6,494	233	4,356	210	2,661	176	2,933	159	2,734
ぶどう	10	91	9	85	6	64	6	67	5	58
梅	10	41	8	27	8	24	7	26	7	16
スイカ	10	490	5	240	2	106	1	71	1	61
いちご	5	83	4	76	3	43	2	36	1	29
メロン	6	102	6	107	3	56	2	49	2	33
ホウレン草	3	83	6	145	6	176	18	113	18	102

(資料：JA 鳥取中央生産販売計画)

●農業の主要指標の推移

区 分	単 位	H7	H12	H17	H22	H27
農 業 産 出 額	百万円	5,500	3,750	2,840		
生 産 農 業 所 得	百万円	2,480	1,360	910		
農家一戸当たり耕地面積	ha	0.98	1.38	1.35	0.95	1.79
農家一戸当たり生産農業所得	千 円	1,335	1,114	895		

(資料：鳥取農林水産統計年報)

※平成19年以降、「農家一戸当たり耕地面積」以外の項目の推計単位が市町村から都道府県に変更された。

【主要事業】

事業名	概要
優良農地確保対策事業 (農道網整備)	町内の主要農道の調査及び地域要望に対応し、計画的な整備を推進します。
優良農地確保対策事業 (用排水路整備)	町内の用排水路関係施設の整備を推進します。
老朽ため池対策事業	ため池調査結果に基づく対策を実施します。
土地改良施設長寿命化 対策事業	老朽化した土地改良施設の維持補修を推進し、施設の長寿命化を図ります。
集落営農体制推進事業	農業用機械の共同利用や農業施設の管理・整備により、集落営農体制の維持・充実に努めます。
農業担い手育成対策事業	地域農業の担い手となる認定農業者及び集落営農組織の育成・確保に努め、企業参入のほか新規就農や意欲ある農業者を積極的に支援します。
鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、電気柵などの侵入防止施設の整備や有害鳥獣の捕獲体制の整備を図ります。
地産地消推進事業	地域の活性化を図る「食」に関する生活文化を継承するため、農産物の町内での供給販売体制の確保や学校給食へ地元産農産物を提供するなど、地産地消を推進します。
鳥取梨生産振興事業	樹園地造成・果樹棚整備や施設整備（かん水、排水）、二十世紀梨の耐病性品種への更新、新甘泉などの市場人気の高い新品種の導入を行い、梨産地としての生産振興を推進します。
二十世紀梨を大切にす るまちづくり事業	P R活動（情報発信）や梨の日（7月4日）行事の充実に努めるとともに、生産地のシンボルとなる梨並木や梨庭園の充実に努めます。
町特産品等販売促進	特産品等の果物曆の作成や元気な産地づくりのP Rと販売促進により、特産品の販売促進に努めます。
知的所有権取得支援	特産農産物の地理的表示（G I）や商標権、意匠権などの取得や更新に関する調査・研修費用を助成します。
農業生産基盤整備事業の 推進	維持管理、農道、農業用排水、暗きょ排水施設整備など、農業生産基盤の整備を推進します。
梨産地再生事業	平成30（2018）年に策定した梨産地再生プランに基づき、将来的な二十世紀梨生産の振興と優良園地の継承をめざします。
特産農産物生産振興事業	梨、ブドウ、イチゴ、メロンなど多種にわたる特産農産物の産地拡大と設備整備を支援します。
環境にやさしい農業の実 践	低農薬、有機栽培など環境と調和のとれた農業生産活動を推進します。

②林業の振興

【現況と課題】

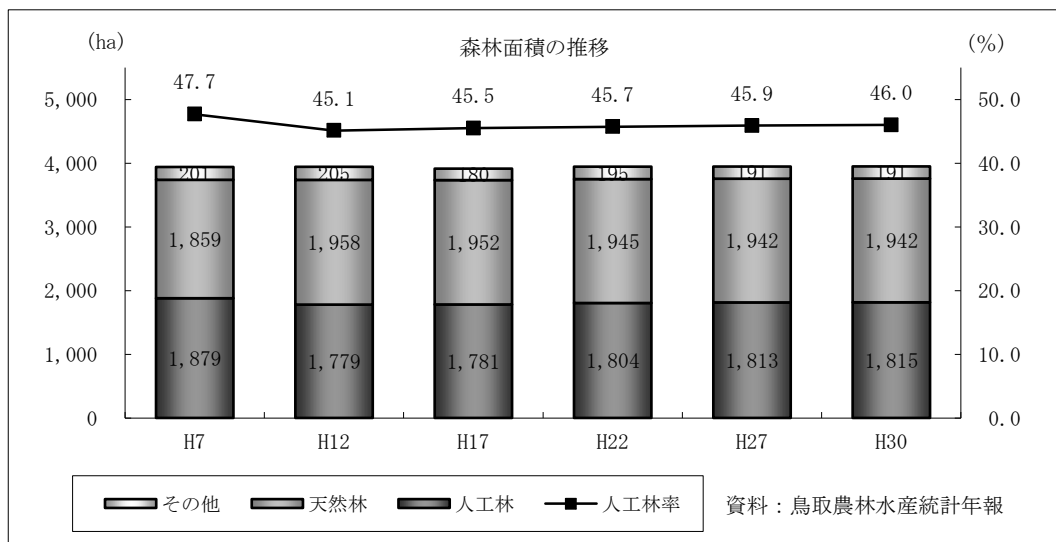
森林面積は3,946haで、本町の総面積の約50%を占めています。

現在、戦後造林されたスギ、ヒノキなどの人工林が利用期を迎えています。木材単価の低迷

や、森林所有者の相続による世代交代や不在化により、手入れ不足の森林が増えるとともに、竹の繁茂が著しく、森林機能が十分に発揮できていない状況となっています。

担い手の減少と高齢化から適正な森林管理が困難な状況にありますが、森林は木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れなどの災害を防止する町土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収及び保健休養の場など、町民生活に多様な役割を持っており、将来にわたって育てていく必要があります。

そのため、森林経営管理制度を活用した健全な森林の維持造成に努めるほか、竹林整備をはじめとする環境整備を進め、緑豊かな生活環境を維持していく必要があります。



【施策の内容】

森林の整備・保全

森林環境譲与税を活用して、森林所有者への意向調査をもとに、森林組合などの林業経営者へ経営管理を委ねるなど、適切な森林整備や促進につながる取組を計画的に進めます。

また、適切な間伐や枝打ちなどの保全対策を引き続き推進するとともに、ナラ枯れや松くい虫などの森林病虫害の防除対策を講じるとともに、森林と人とのふれあいの場として、生活環境保全林の環境整備を図ります。

なお、東郷池周辺など景観保全を重点的に取り組む必要がある区域については、鳥取県の補助制度を活用し計画的な整備を推進します。

林業生産の振興

森林整備の推進、生産コストの低減及び山村地域振興を図るため、林道・作業道等の整備を推進します。

また、森林の保護啓発を推進しながら、造林事業等支援制度の情報提供を行い、林業生産活動の活発化を図られるよう、担い手の育成や労働力の確保など、森林資源の充実を図ります。

林産物の振興

湯梨浜町内の竹林面積は、136ha（平成30年度鳥取県林業統計）であり、そのほとんどが放置竹林となっており、竹林整備事業の推進と併せ、タケノコ生産のほか、伐採した竹の有効

活用を図ります。

また、梨園等の耕作放棄地にクヌギ等の植栽を進めるとともに、特用林産物の生産振興を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
森林経営管理事業	森林管理について、意向調査をもとに意欲ある担い手に適切な管理を委ねるなど健全な経営管理を進めます。
竹林整備事業	放置竹林対策として、タケノコ生産林の再生整備を進めるなど、拡大防止を図ります。
森林景観対策事業	景観保全を重点的に進める区域を指定し、森林環境保全税などの財源を活用し、計画的な整備を進めます。
森林病虫害防除事業	松くい虫やナラ枯れ被害から森林を守るため、高度公益機能森林、地区保全林などの保全に努めます。

●所有者別森林面積の推移

(単位：h a)

区分	H7	H12	H17	H22	H27	H30
国有林						
公有林	659	699				
民有林	3,280	3,243	3,913	3,944	3,946	3,948
合計	3,939	3,942	3,913	3,944	3,946	3,948

(資料：鳥取農林水産統計年報、鳥取県林業統計)

※平成17年度から公有林の区分はなくなり、民有林に含まれた数値。

●林道の現況

路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
鉢伏林道	4.0	3,242	北福～川上
浪人越林道	3.6	1,124	別所
鉢伏林道	2.5	3,076	白石
下夕谷林道	2.5	448	羽衣石
宇坪谷林道	4.0	399	別所
白石林道	2.5	111	白石
松上林道	2.5	400	小鹿谷

(庁内資料：産業振興課)

③水産業の振興

【現況と課題】

本町の水産業は、内水面漁業と海面漁業があります。

内水面漁業は、東郷池でのシジミ、ウナギ、フナの漁獲が中心となっています。しかし、近年シジミの漁獲量が不安定となったり、以前生息していたワカサギを見かけなくなったりするなど、東郷池の漁場環境の変化が懸念されています。

海面漁業は、泊漁港（2種）と羽合漁港（1種）を有し、これらの漁港を中心として漁業が営まれています。漁業従事者の高齢化や後継者不足が進行しています。

泊漁港では平成30年度から小型定置網の操業が開始され、水揚げ量が平成29年度の70tから平成30年度は200tに増加し、漁港での朝市の開催を含め、地域の漁業振興に貢献していますが、担い手確保や魚価の低迷、燃料費の高騰、資源水準の低下など厳しい状況が続いており、継続的な支援対策が必要です。

【施策の内容】

漁業後継者及び新規漁業者の育成を図るため、町と漁業協同組合とが一体となった取組を進めます。

資源水準の低下、燃油高騰などの社会的要因の対応策として、魚価の向上（委託セリ販売以外の漁協独自の流通経路の開拓と有利販売）、栽培漁業の取組の継続（アワビ、サザエなどの種苗放流）、省エネ操業（省エネ機関の換装、LED照明によるコスト削減など）の導入について、漁業者に対する支援を行います。

水産業は豊かな食生活と水域環境保全を支えており、この産業の魅力を幅広く伝えるとともに、地産を情報発信します。

内水面漁業の振興

東郷池の水質浄化のための覆砂事業の支援や、塩分等水質調整のための樋門操作を適切に行い、漁場の保全や環境美化により資源の安定確保に努め、漁業生産の向上を図ります。

また、東郷池の自然環境保全活動を地域住民との協働により展開し、健全な漁場を確保します。

海面漁業の振興

泊漁港は、一部老朽化した基盤施設を機能保全整備し、県中部の中核漁港として有効利用を図るとともに、定置網漁の操業と地元朝市の開催を推進します。

羽合漁港は、沿岸漁業の生産基地として機能するための対策を実施します。

鳥取県漁業協同組合及び中部漁業協同組合と連携し、海洋資源を持続的に保全していくため、アワビ、サザエなどの種苗放流事業を推進するとともに、沿岸域の漁場資源を確保します。

また、沿岸域の環境を守るために、各関係機関と連携しながら、保全対策を実施します。

【主要事業】

事業名	概要
内水面漁場環境保全事業	東郷池の水面、池底の清掃活動や覆砂などにより、漁場環境の保全、環境美化に努めます。
栽培漁業地域支援対策事業	魚介類の資源を保護するため稚魚、稚貝の放流などを行います。また、沿岸域の漁場資源を確保するため漁礁などを設置します。
海岸環境保全事業	各関係機関と連携し、羽合漁港区域内の環境保全活動を行います。
漁業振興対策事業	観光資源としての活用、漁業後継者・新規就業者の育成、地産の情報発信などを行います。

●漁業種別漁獲量の推移

(単位：t)

区分	合計	小型 底びき網	その他 刺網	いか釣	その他釣	その他 延縄	地曳網	船びき網	その他の 漁業種類
H 5	290	25	136	4+x	11	-	x	x	108
H10	283	58	126	38	4+x	-	x	x	52
H15	512	12	428	19+x	6	x	x	-	19+x
H20	298	x	212	15	7	-	5	-	23+x
H25	263	x	196	17	x	-	4	-	38
H27	233	-	183	3	6	-	-	-	38

(資料：鳥取農林水産統計年報)

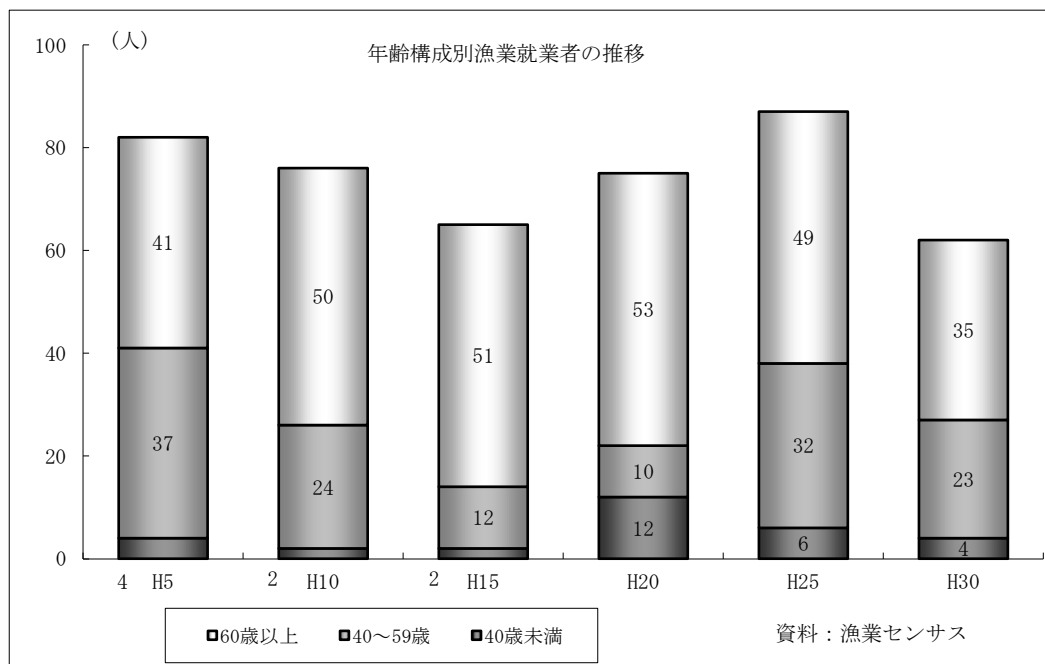
※ 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

●漁業就業者の推移

(単位：人)

区分	男	女	合計
H 5	77	5	82
H10	75	1	76
H15	61	4	65
H20	73	2	75
H25	81	6	87
H30	56	6	62

(資料：漁業センサス)



●経営体階層別経営体数の推移

(単位：経営体)

区分	合計	漁船 非使用	漁船操業(トン)					小型 定置網	地曳網	海面養殖
			無動力船	動力船 1未満	1～3	3～5	5～10			
H 5	70	2	-	24	10	32	1	-	-	1
H10	72	3	-	24	12	31	1	-	1	-
H15	60	3	-	17	8	30	-	-	1	1
H20	56	5	-	14	8	28	-	-	-	1
H25	49	7	-	16	7	18	-	-	-	1
H30	42	4	-	17	4	15	-	1	-	1

(資料：漁業センサス)

(注釈)

環太平洋パートナーシップ (TPP) :

太平洋を囲む国々が輸入品の関税をなくしたり、人やお金の行き来をしやすくしたりして、自由な経済圏を作る取組。

ジョイント :

つなぎめ、継ぎ手。ここでは梨栽培の仕立てで、樹木を隣同士で接いで一本にしてしまう方法を指す。樹勢維持や樹冠構造の均一化が図られ、早期から収穫量をあげることができ、作業時間の短縮効果が認められる。

I・J・Uターン :

Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都市部で勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

○商工業の振興

【現況と課題】

①商業の振興

本町の商店は、そのほとんどが家族従業員型及び兼業型商店で、その規模は小規模なものが大半です。景気の低迷や人口減が続く中で、近隣の大規模小売店や郊外型店舗との競合により、空き店舗の増加など、活力が低下しつつあります。さらに、情報化の進展による販売手法の多様化などにより、その景況感が悪化しています。加えて、店舗の老朽化、経営者の高齢化などに伴い深刻化する後継者不足といった問題が発生しています。

このような中、既存の商店に関しては、消費者ニーズの多様化及び高度化に対応するため、関係機関が協働して互いの知恵を出し合うことにより、地域の活力を維持することが必要です。特に地域に根差した支援機関である商工会との連携を強め、快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化を促進するとともに、空き店舗などの有効活用や店舗の個性化への支援を図る必要があります。さらに、創業から経営革新及び事業承継に至るまで、事業者に寄り添った支援を継続する体制の構築を進めることが望まれます。

魅力ある商店の形成のために、自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに進めるとともに、地域特有の資源を活用した事業展開や複数店舗で連携した取組などが必要です。

②工業の振興

この数年間、町内の製造業は20事業所、従業員数は500人程度で推移しています。大規模な工場が立地可能な用地がないこともあり、これまでは積極的な誘致活動を進めることができませんでした。

しかし、近年の鳥取自動車道など高速交通網の整備による交通アクセスの向上、都市部への過度な一極集中によるリスク軽減のための企業の地方分散、新中学校建設後の二つの中学校跡地など公共施設の跡地といった誘致に必要な要素がそろいつつあります。雇用機会の拡大、地元企業の発展や成長が見込まれる分野の企業誘致を進めることが望まれます。

【施策の内容】

商工業環境基盤の整備

経済情勢の現状把握や変化に対して専門的な知識を有する商工会、金融機関等と連携して、創業や新たな事業展開をめざす個人や事業者をサポートします。また、本町の農林業や観光業などとの連携により特産品開発やブランドづくりに努めます。

さらに、通信販売市場がインターネットをけん引役として成長を続けていることから、この手法を活用した商品の情報発信や販路拡大を支援します。

これ以外にも、大規模小売店、郊外型店舗や通信販売にはない小規模店舗ならではの特徴を生かし、地域住民の利便性や交流の場としての機能を向上させるなど、商店同士が連携し、地域に愛される商店の実現を目指します。

誘致体制の整備

空き店舗を活用した起業、町内に事業所を新規立地する個人や事業所のための奨励金支援制度により、事業所を誘致する環境を整えます。

企業誘致については、県と連携して企業進出を促進する制度を設け、雇用の場の創出と地域経済

の活性化を図ります。

また、農業、漁業、観光など地域の資源を活用して、人の流れを呼び込むための体制づくりに取り組めます。

商業の経営基盤の強化

商工会や広域的な組織である鳥取県中部商工業支援センターと連携しながら、経営指導体制の強化を図るとともに、融資制度の活用により、経営基盤の強化と安定化を促進します。また県内の金融機関、商工団体などから構成される鳥取県事業承継ネットワークを活用し、町内事業者の円滑な事業承継の取組を進めていきます。

次世代を担う人材の育成

商店街の活性化に向け、商工会や鳥取県中部商工業支援センターなどが行う次世代を担うリーダーや商店街で商いをする若手店主を育成する取組を支援し、活気と魅力にあふれる商店街を目指します。

【主要事業】

事業名	概要
創業・販路開拓支援事業	創業や新分野進出、販路開拓などを総合的に支援することで、地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図ります。
空き家、空き店舗の有効活用	町内にある空き家や空き店舗を活用して事業を行う個人、企業を支援することで、商工業の活性化と移住定住を進めます。
企業立地の促進	町内に工場などを新設する事業者に対し、その初期投資などの費用を支援します。加えて町内で一定額以上の設備投資を行う事業者に対し、新たに賦課される固定資産税の相当額以内の奨励金により、町内の新規立地や事業拡大を促進します。
事業者支援	商工会と連携し、町内事業者の相談や、有益な情報の提供など伴走型の支援を行います。

●業種別商業の状況

	産業分類細分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
合	各種商品卸売業				
	繊維・衣服等卸売業				
	飲食料品卸売業	4	30	231,767	-
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	3	9	13,447	-
	機械器具卸売業	4	31	88,819	-
	その他の卸売業	8	30	68,620	-
	卸売業計	19	100	402,653	-
	各種商品小売業	-	-	-	-
	織物・衣服・身の回り品小売業	10	40	47,396	2,619
	飲食料品小売業	45	253	461,369	4,570
	機械器具小売業	17	60	144,065	432
	その他の小売業	38	168	343,202	8,027
無店舗小売業	4	25	22,514	-	
小売業計	114	546	1,018,546	15,648	
合計	133	646	1,421,199	15,648	

(資料：H28 経済センサス)

○観光の振興

【現況と課題】

観光を取り巻く環境は、経済不況や少子高齢化に伴う人口減少、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化による旅行形態の多様化、海外旅行志向の高まりによる国内宿泊観光の減少、観光資源や観光地の魅力を活かした地域間競争の激化、さらには情報通信技術の発達・普及による個人旅行の活発化など様々な要因により急速に変化しています。

本町の温泉地（はわい温泉・東郷温泉）の宿泊客数は、近年ほぼ15万人で推移しており、平成15年度の約20万人と比較すると、約5万人減少している状況です。

外国人観光客については、国、県をあげて誘致に取り組む中、日韓関係の悪化から韓国からの観光客は減少していますが、本町では、香港、台湾、中国を中心とする外国人観光客（インバウンド）は増加傾向にあります。しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減し、旅館などの観光施設も休館となるなど、大きなダメージを受けました。

本町は、風光明媚な県内で2番目に大きい湖「東郷池」に面する2つの温泉地「はわい温泉」「東郷温泉」を有するほか、二十世紀梨やピオーネ、シジミなどの特産物、グラウンド・ゴルフの発祥地、日本最大級の中国庭園「燕趙園」^{えんちやうえん}など全国に発信できる観光資源が多くあります。天女伝説を活用し、観光資源の掘り起しや地域産業との連携を行いながら、観光客に認識してもらえる本町の地域ブランドの創出に取り組んでいます。まだまだ観光地としての認知度が高いとは言えない状況です。

観光客に満足いただくためには、受け入れ体制の充実を図る必要があります。外国人観光客の方にもわかりやすい観光案内板の整備や、情報にアクセスしやすくするための公衆無線LANの整備はもとより、町民と観光客とのふれあいを促進するための観光ボランティアガイド活動の推進など、観光関係者のみならず、地域住民一人一人がおもてなしの心で観光客を受け入れる機運の醸成を図ることも大切です。

観光客誘致を進める上で、情報発信のあり方も課題の一つです。旅行ニーズが個人旅行にシフトする中、町の魅力をより多くの方に知ってもらうには、従来の雑誌広告だけでなく、ホームページやSNS*などインターネットを活用した情報発信にさらに努める必要があります。

鳥取自動車道や松江自動車道の開通をはじめとする交通網の整備などにより観光客の周遊範囲が拡大する中、鳥取中部観光推進機構や関係機関と連携を図りながら、広域的な情報発信を行い、地域全体としての集客力向上に努める観光振興を推進していく必要があります。

【施策の内容】

観光基盤の整備

本地域の豊かな自然や町内2つの温泉地「はわい温泉」「東郷温泉」、二十世紀梨、ピオーネ、シジミ、ゆりはまアイスなど地域の食・物産品、歴史、文化など多様な観光資源を活かして、「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」ことのできる、東郷池周辺が一体となった観光基盤の充実を図ります。

具体的には、今滝「滝床料理」や町のふるさと名物として宣言した「ゆりはま WalkingResort」など東郷湖周ウオーキングをはじめとする着地型観光*商品の企画を充実させるとともに、グリーンツーリズム*やエコツーリズム*等の地域密着型のニューツーリズムの支援、近年利用者が増加している教育旅行商品の販売の拡大を図るほか、陸上養殖事業など新たな商品開発との連携を強化しながら、東郷池を中心とした周遊性の高い観光地づくりを行い、さらなる町のブランドイ

メージ化に取り組みます。

受け入れ体制の整備

観光客を受け入れる環境を整えるため、情報を得るための公衆無線LANや観光案内板の整備、公共施設等のバリアフリー*化を推進するほか、お年寄りや体の不自由な人等も安心して楽しめる施設の充実に努めます。また、ワールドマスターズゲームズ2021やグラウンド・ゴルフ国際大会の開催など、外国人観光客が今後さらに増加することが予想されることから、外国語表記看板の整備や観光ガイドブックの作成、観光事業従事者のもてなし研修など、受け入れ体制の充実に努めます。

さらに、インフラ整備のみならず、観光事業従事者をはじめとするサービス事業者のおもてなし意識の向上や本町の歴史や自然等の魅力を伝える観光ボランティアガイドの育成を図るなど、訪れる人を温かくもてなす心と人情味あふれる受け入れ体制の充実に努めます。

観光PRの推進

観光パンフレットやホームページの充実、インターネットを通じた情報配信、都市圏でのPR活動など、多様な手段を用いた強力な観光PRを展開し、湯梨浜ブランドの形成・定着を図ります。

また、近隣市町との連携を強化し、中国庭園燕趙園等の観光資源や周辺観光施設のネットワーク利用を促進し、広域観光による滞在型観光客を誘致します。

さらに、本町と姉妹都市であるアメリカ合衆国ハワイ郡との交流を活用し、アロハシャツの着用を推進するほか、「ハワイアンフェスティバルハワイ in ゆりはま」など「ハワイ」にちなんだ催しを行うことで、「日本のハワイ」を県内外にPRします。

イベントの開催

夏まつりやグラウンド・ゴルフ発祥地大会、ガストロノミーウオーキング、ハワイアンフェスティバルなど、本町の特性を活かしたイベントの開催を通じて、観光客の誘致及び来訪者と町民の交流を推進します。

国民宿舎水明荘の管理運営

自然がつくりだす朝夕の水郷情緒あふれる東郷池湖畔に位置する水明荘は、休養宿泊施設として適切な管理運営に努めるとともに、常に「感謝・ありがとう」の気持ちを持ち町民に愛され、そして利用者の心に残るサービスの提供を心がけます。

また、地域物産品のアンテナショップとしての一役を担い、販売支援と情報発信に努めます。

あわせて、野球、サッカーをはじめ公式大会開催が可能な多目的運動場を有する東郷運動公園、町内体育、文化施設を利用する大会、合宿の誘致に努めるとともに、健康志向の高まりの中、ウオーキングを主とする運動を中心に、観光、教育、交流、環境をテーマに取り入れた地域との密着型の企画造成、発信に取り組みます。

天女のふる里づくり事業の推進

地域に古くから伝わる「羽衣石の天女」、「倭文神社の下照姫命」、「九品山の中将姫」をはじめとした地域資源を活用しながら、「天女」を東郷池の象徴とした観光振興や緑化推進等の取組を実施します。また、天女によるまちづくりの機運を高め、住民自らによる天女によるまちづくり

の実践、地域活性化を図ることにより、観光商品の創出や交流人口の増加など地域経済の活性化を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
天女のふる里づくり事業	東郷湖・未来創造会議で集約した事業を継続的に展開し、天女伝説をはじめとする地域資源を活用した特色あるまちづくりを行い、新産業の創出や交流人口の増加など地域経済の活性化を図ります。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「① 地域資源を活かした協働によるまちづくり」でも記述
インバウンドの推進	訪日外国人旅行者の誘客を促進するため、看板・表示等の多言語化やキャッシュレス決済の導入を推進するなど受け入れ環境の整備を進めます。
着地型、体験型観光商品の企画、運営の推進	自然や歴史、文化、スポーツ、地域産業と連携して、様々な旅行ニーズに対応した着地型、体験型観光商品づくりを行い、その運営を支援します。
観光看板の整備	町内の観光看板の整理を行い、必要なものについて再整備を行います。また、訪日外国人旅行者の受入れのために、外国語表記看板を整備します。
観光情報の発信	インターネット等の情報媒体を活用し、国内はもとより、国外に向けた観光情報のPRを強化します。公衆無線LANの整備を進め、観光客の情報アクセス環境を向上します。
鳥取県中部圏域DMO推進事業	鳥取県中部市町及び岡山県蒜山地域の連携を強め、観光資源の共有及び周遊環境の整備等による広域観光地の魅力向上のための事業に取り組みます。
国民宿舎水明荘の管理運営	水明荘の保全計画に基づく施設整備を計画的に実施し、水明荘利用者の満足度の向上を図ることによって、経営環境を好転させるため、組織力の改善と強化並びに営業力の強化を行います。

●町内への入込観光客の推移

(単位：年・人)

	H27	H28	H29	H30	R1
はわい温泉宿泊人員	138,960	131,114	131,130	121,315	111,797
東郷温泉宿泊人員	28,217	26,903	25,329	25,976	21,396
ハワイゆ～たうん利用者数	78,060	62,555	72,924	74,127	73,299
ゆアシス東郷龍鳳閣利用者数	106,690	109,921	107,043	103,578	106,530
ハワイ海水浴場客数	8,500	14,230	7,320	8,955	9,435
宇野海水浴場客数	2,881	2,843	3,617	4,484	3,840
石脇海水浴場客数	13,530	12,980	-	-	-
燕趙園入園者数	74,285	74,902	70,440	70,427	59,955
梨狩り客数	5,407	7,068	-	-	-
潮風の丘とまり利用者数	56,387	45,868	50,933	42,117	35,915
道の駅はわい利用者数	373,927	372,161	357,132	336,926	362,413

(庁内資料：産業振興課)

※宿泊人員は、旅館組合報告による。

※集計は、年集計である。

(注釈)

SNS：

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

着地型観光：

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。

グリーンツーリズム：

緑豊かな農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

エコツーリズム：

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

バリアフリー：

障がいのある人や高齢者が、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

○雇用・就業の促進と労働環境の充実

【現況と課題】

労働は生活の糧であるとともに、生きがいを見出し、充実した豊かな生活を送るために必要なことです。平成20年秋のリーマンショックの影響で鳥取県内の有効求人倍率が急激に低下しましたが、緩やかに回復し、平成30年12月には26年ぶりに1.70倍に到達し、雇用情勢は改善傾向にある一方で、業種によっては深刻な人手不足という新たな雇用問題が発生しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢が急変し、令和2年5月には1.20倍を下回り、新規求人の減少傾向が続いています。

雇用情勢は景気の動向に大きく左右されるため、地元雇用の維持には状況にあわせた対策が必要です。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた経済活動の自粛の影響で、副業、テレワーク*の導入の加速や職業能力の開発による円滑な労働移動の必要性の高まりなど、新たな動きへの対応も求められます。

このため、情勢にあわせて働き手不足の解消、雇用の場の確保などの雇用問題の解決に取り組むとともに、就労者の生活基盤を安定させるための福祉施策も充実を図る必要があります。また雇用に関する新たな動きを注視し、対応していく必要があります。

●就業人口の推移

(単位：人、%)

区分		年	平成22年	平成27年	令和2年 (推計)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)
総数			8,676	8,555	8,324	8,058	7,768
男女別	男		4,650	4,545	4,443	4,293	4,134
	女		4,026	4,010	3,881	3,765	3,634
産業別	第1次		1,465	1,258	1,080	909	759
	第2次		1,821	1,786	1,595	1,429	1,284
	第3次		5,335	5,491	5,624	5,696	5,699
構成比	第1次		16.9	14.7	13.0	11.3	9.8
	第2次		21.0	20.9	19.2	17.7	16.5
	第3次		61.5	64.2	67.6	70.7	73.4

(資料：国勢調査)

※ 総数は分類不能産業を含む。また産業別構成比は分類不能産業があるため、100%にならない。

【施策の内容】

雇用対策の推進

障がいのある人、ひとり親家庭の親、中高年齢者、若者等の様々な就労ニーズに対応するため、ハローワーク、県立ハローワークやくらしよ若者仕事プラザ等関係機関との連携を図りながら、雇用・就労の促進を図ります。

また、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会の活動を通して、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用環境の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地場産業の活性化を図ります。

労働関係情報の提供

勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、ハローワークなど関係機関と連携しながら、労働関係情報の提供に努めます。

就労の場の確保

地場産業の振興、起業家支援、企業誘致や雇用奨励制度などにより、多様な就労の場の確保に努めます。

勤労者の支援

子どもを持った働きたい保護者の就業意欲に応えるため、ファミリー・サポート・センター*の支援の充実を図ります。

また、高齢者の経験や知識を活用した就労の場を確保するため、シルバー人材センターの活用等を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
雇用促進奨励金事業	町内事業者が町内在住者を雇用した場合に奨励金を交付することで、地元就職を促進するとともに、町内の雇用の創出と拡大を図ります。
雇用機会創出事業	求人と雇用がかみ合わない「雇用のミスマッチ」の解消、雇用機会の拡大など、情勢にあわせた雇用機会の創出を図ります。
就職情報提供事業	ハローワークの求人情報や関係機関が行うセミナー、就職イベントなどの情報を定期的に発信します。

(注釈)

テレワーク：

職場に通勤しなくても、情報通信技術を活用し、遠隔で働くことができる働き方。

ファミリー・サポート・センター：

地域において子育ての相互援助活動を行う会員制の組織のこと。仕事と家庭の両立を支援するために、育児や介護を地域で支えていこうとするシステムであり、子どもの送迎や一時的な預かり、介護の援助等について、援助を頼みたい「依頼会員」と依頼を請け負う「協力会員（援助会員）」を行政が調整し、支援する。

未来を創造する先駆的な

まちづくり

- 都市機能の充実
（快適な都市空間の創造） 142
- 情報通信環境の充実 145
- 資源・エネルギー対策の推進 149
- 小さな拠点づくり 152
- 効率的な行政運営の推進 153
- 健全な財政運営の推進 155
- 公民連携の推進 158

(3) 未来を創造する先駆的なまちづくり

○都市機能の充実(快適な都市空間の創造)

【現況と課題】

都市計画

本町の都市計画施設は、街路、公園、流域・公共下水道が計画決定されています。これらの施設を適切に配置し、計画的に整備を進めていくため、平成16(2004)年に羽合都市計画区域及び東郷都市計画区域において「鳥取県都市計画区域マスタープラン」が定められています。

また、まちづくりの主体となる町では平成29年に都市計画マスタープランを定め、都市計画における都市の将来像と、その実現に向けた具体的施策の基本方針を明確にしたところです。湯梨浜町マスタープランの目標年次は策定から概ね20年間で取り組んでいく方針を定めたものであり、長期的に分野別、地域別に横断的かつ一体的に整備していくことが必要となります。

ユニバーサルデザイン*のまちづくり

今後ますます人口減少、高齢化が進んでいく中で、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいくことが求められています。そのため、誰もが暮らしやすく、自家用車に頼らなくても生活していけるコンパクトなまちづくりを推進し、新たな町民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境に配慮した取組を推進するなど、暮らしに安心と快適性をもたらす、個性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

地籍調査

現在、土地に関する資料としては、法務局にある登記簿や公図、役場が保管する土地台帳がありますが、これらは明治時代に租税徴収を主目的に調査した地租改正の際、簡便な測量技術によって行われたものであるため、不完全な箇所が多く、実際の土地と大きな相違が見られるものがあります。また、東日本大震災の復興に地籍調査の重要性が示され、湯梨浜町地域防災計画に位置付けたところであり、地籍調査は、地権者の保護、公共事業の円滑化、的確な課税等を行うために重要な事業です。

本町においては、羽合地域が昭和32年度から、泊地域が昭和52年度から調査に着手し、既に完了していますが、東郷地域については平成7年度から着手しており、現在もその進捗を図っているところです。

本町の必要な調査面積は73.83平方キロメートルであり、令和元年度までに63.40平方キロメートルを完了し、約85.9%の進捗率となっています。電子土地行政に対応する町全体の正確な公図、データを早期に作成するために、今後、さらに推進体制の充実を図ることが必要です。

【施策の内容】

都市計画基礎調査の実施

都市計画道路、公園、下水道等の都市計画施設の計画的な整備、見直しを実施していくとともに、無秩序な開発を防止し、調和のとれた都市景観・空間を創出していく施策を推進していくため、都市計画基礎調査を実施します。また、都市構造の変化に対応するため都市計画図の修正を行います。

適切な土地利用の誘導

調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため「鳥取県都市計画区域マスタープラン」や「鳥取県国土利用計画」「鳥取県大規模集客施設適正立地広域ビジョン」「湯梨浜町土地利用計画」「湯梨浜町農業振興地域整備計画」等土地利用計画及び関連計画に基づき、規制・誘導など諸制度の総合的かつ計画的な運用に努めます。

また、合併により、町内に2つの都市計画区域があることから、都市計画区域の再編も検討します。

都市機能の向上と市街地の整備

これまでの市街地整備の成果や低未利用地等の既存ストック*を最大限活用しながら、都市の魅力を効率的かつ効果的に高めるとともに、誰もが暮らしやすく、すべての人が利用しやすい公共空間や道路など、都市施設の整備、市街地の活性化を計画的に進めます。

福祉のまちづくりの推進

ノーマライゼーション*の理念に基づき、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が安全・安心に移動手段を確保することができるよう、福祉のまちづくり計画を見直し、公共施設のバリアフリー*化に努めます。

また、地域が一体となって、支援が必要な人などが身近な地域で安全安心に暮らすための地域づくりを進めることにより、心の通ったまちづくりを推進します。

公共施設の跡地利用

統廃合後の学校やこども園など、公共施設の跡地施設は貴重な町民の財産であり、その価値を最大限に引き出し、本町の活性化に向けた取組の中で、より有効に機能させることが必要です。

今後多くの公共施設が本来の目的を果たし、新たな跡地施設となることも想定されるため、財政状況やそれぞれの施設の事情を勘案しながら、最適な活用方法の検討を進めます。

旧北浜中学校及び旧東郷中学校跡地について、地域活力の向上や産業振興に寄与するため、企業誘致を行い、地域活性化を図ります。

地籍整備の促進

町民の貴重な財産である土地の権利に関する明確化と土地利用の実態を把握するため、土地所有者の協力のもと、計画的かつ効率的に地籍調査を進めます。調査結果は、地理情報システム（GIS）としてシステム化・データベース化を図るなど、公共事業の用地調整や的確な課税等土地行政の円滑化に活用します。

また、第7次国土調査事業十箇年計画（R2～11）に基づき調査が進捗するよう必要事業費を国、県等の関係機関に要望します。

【主要事業】

事業名	概要
地籍調査推進事業	税の公平化及び土地のあらゆる施策の基礎資料として活用を図るため、地籍調査事業を積極的に推進します。

	<p>【実施計画】</p> <p>第7次国土調査事業十箇年計画（R2～11）</p> <p>10.43平方キロメートル</p> <p>※R7現地調査完了予定</p> <p>R9法務局送付、事業完了予定</p>
福祉のまちづくり計画の見直し	<p>人権尊重、ノーマライゼーションの理念の下、公共施設のバリアフリー化など物理的、心理的・社会的両面の環境整備をさらに促進することにより自立した生活を確保し、安心して生活ができ、より一層の社会参加ができる社会の実現・福祉のまちづくり促進を図るため、実情に応じて計画を見直します。</p>
地域集会所等バリアフリー助成事業	<p>地域交流の拠点となる地域集会所等のバリアフリー化を行う改修工事に対しその経費の一部（上限666千円）を助成することにより、地域住民が安心して利用できる拠点づくりの促進を図ります。</p>
支え愛活動支援事業	<p>地域住民が主体となって、地域支え愛マップの作成を通じ、障がい者や要介護者などの要支援者に対する災害時の避難支援などの仕組みづくりや平常時の見守り体制づくりなどを行うことにより、要支援者などが身近な地域で安全安心に暮らすための地域づくりを推進します。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」「④ 災害に強いまちづくりの推進」でも記述</p>
中学校跡地利用推進事業	<p>学校統合により、閉校になった旧北浜中学校及び旧東郷中学校跡地について、地域活力の向上や雇用創出等に寄与するため、企業誘致を行い、公的資産の有効利用とともに、新たなまちの価値を創出します。</p> <p>→横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「② 新しい生活様式の実践と関係人口の創出」でも記述</p>

(注釈)

ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。その概念は製品だけでなく、情報、環境、精神面などにも汎用。

ストック：

資産。

ノーマライゼーション：

子どもや女性、障がいのある人、高齢者など、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現を目指すこと。

バリアフリー：

障がいのある人や高齢者が、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

○情報通信環境の充実

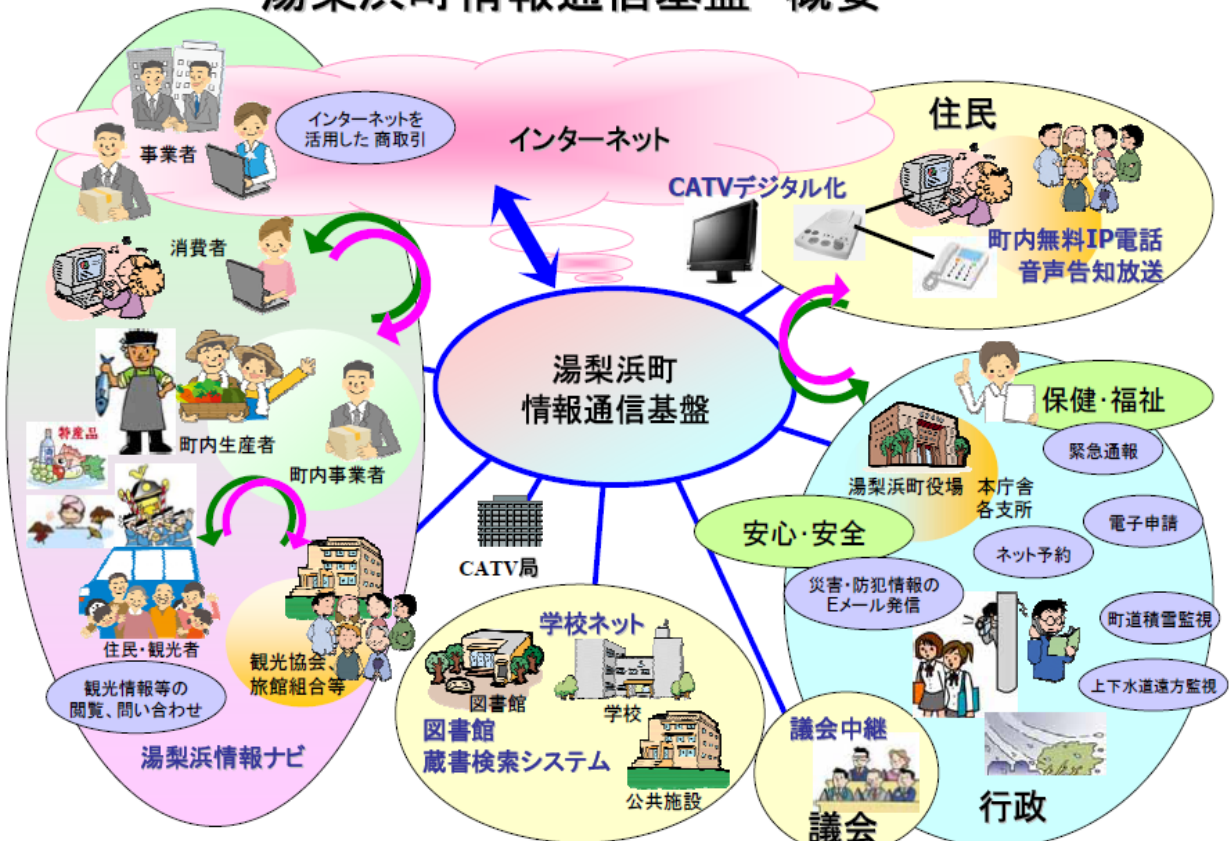
【現況と課題】

I C T*（情報通信技術）は、急激に進展しています。これにより、家庭生活や仕事等における情報化は高度化・多様化し、行政へのニーズもますます高まっています。

本町の情報通信整備の状況は、平成21年度に光ファイバー網による情報基盤整備（F T T H*）を行い、C A T V*局の撮影・編集機材の更新や多用途音声告知機への更新により、町内ブロードバンド*環境を構築し、高速通信網が完成するなど、情報通信ネットワークの基盤整備を推進しました。これにより、C A T Vのデジタル化と町内無料I P電話*、高速インターネットを利用できる環境が整い、生活の利便性が向上しています。また、平成30年度から令和2年度にかけては、家庭用情報通信機器の一部について、耐用年数切れに伴う更新作業を行い、これにより機能強化も図られました。

防災行政無線施設の整備については、平成18年度に防災行政無線をデジタル化し、戸別受信機などを町内のほぼ全世帯に設置して、防災情報及び連絡放送を行っています。さらに、時間的余裕がない大規模な自然災害等に対処し、最新の情報を的確かつ瞬時に伝達するため全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備しました。

湯梨浜町情報通信基盤 概要



地理情報システム（G I S）は、施設、道路、土地などの情報をデジタル化された地図に表示させることだけでなく、複数の種類の情報を組み合わせて分析したり、各情報を効率的に伝達・共有を図ったりすることが期待されていますが、現在は利用できる情報が限られているため、庁内の横断的な活用はできていません。

また、情報化が進展する一方で、個人情報も多く扱う地方自治体では、しっかりとした情報管理と強固なセキュリティー*確保等リスクマネジメントが求められているとともに、今後、高速情報通信インフラを活用し、多様化する町民ニーズへの対応や住民サービスを充実していくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、買い物、娯楽など、また各種行政手続など、日常生活においてもデジタル化が急速に進んでいます。インターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人のデジタルデバインド（情報格差）が生じているとともに、ネットワーク上の誹謗中傷やプライバシーの侵害など個人の安全を脅かす問題も拡大しています。

【施策の内容】

情報通信ネットワーク基盤整備の充実

F T T H情報通信ネットワークの適切な維持管理に努めます。また、鳥取中央有線放送(株) (T C C) 等と連携し、地域B W Aシステム*の推進や第5世代移動通信システム (5 G) *導入の検討を進めます。

情報技術の活用の推進

多様化する町民ニーズへの対応や住民サービスの充実を目指し、C A T V施設はもとより、通信衛星と防災行政無線施設を利用した全国瞬時警報システム (Jアラート) を活用し、大規模な自然災害などについて「早くて・正確な」情報伝達の実施に努めます。

電子自治体構築の推進

市内のI C T化を推進するとともに、鳥取情報ハイウェイとの接続により、総合行政ネットワークを確立し、電子自治体の構築を推進します。既存システムの改善、窓口のワンストップサービス*の推進、住民票、印鑑証明書の自動交付機設置、電子申請システムの活用など、住民サービスに必要なシステムを検討し、行政機能の効率化を進めていきます。

地理情報システム (G I S) の一層の充実、活用を図るため、地籍情報のデータベース化、行政情報のシステム化を推進し、イントラネットにより住民へ情報提供を行います。

情報化に伴う安全対策の推進

ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報などの情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。

個人情報の万全な保護

個人情報保護条例や湯梨浜町情報セキュリティー・ポリシーを遵守し、情報モラル*の向上と一層のセキュリティー対策の強化を図り、町民に安全で信頼される行政運営の確保に努めます。

住民の情報活用能力の育成支援

すべての住民が情報化社会の恩恵を等しく享受できるように、住民が情報通信技術について理解を深め、それぞれが正しく活用できる能力を身に付けていけるよう、幅広い年代における情報教育について、推進します。また、情報ネットワークを通じた犯罪や人権侵害などが社会問題となっていることから、インターネットなど情報を扱う上でのマナーや適切な関わり方などの研修を実施し、住民の情報モラルの向上を進めます。

【主要事業】

事業名	概要
ICT推進事業	無料公衆無線LAN環境整備や地方に暮らしながらICTを活用して都市部と同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク*」を推進します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述
電子自治体の構築	行政手続の電子化を進めるとともに、AI*やIoT*を活用した業務体制の構築に努めます。またホームページ、フェイスブックなど、行政情報の公開を推進します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述
情報格差(デジタルデバイド)の解消と情報モラルの向上	情報技術習得の機会提供や情報学習を進め、高齢者等をはじめ、幅広い住民が情報通信技術を正しく活用できる能力の向上を支援します。併せて、安全に通信サービスを利用できるように、インターネットやSNS*上のマナーや関わり方などを学ぶ研修会を実施し、住民の情報モラルの向上を進めます。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述

(注釈)

ICT:

英訳はInformation and Communication Technology。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

FTTH:

光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービスのこと。光ファイバーを一般個人の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線により、高速かつ大容量のデータ通信サービスが可能である。

CATV (シーエーティーブイ):

Community Antenna Television の略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。有線テレビジョン放送、またはケーブルテレビジョンともいう。テレビジョン放送の再送信はもちろん、自主制作テレビジョン番組のほかファクシミリ、静止画、文字情報など、音声や音楽を扱う有線ラジオ放送以外のすべての有線放送。

ブロードバンド:

速度の速い通信回線とその回線を利用して、大容量データを活用する様々なサービス。

IP電話:

電話会社の一般加入電話網を経由せず、インターネットを経由して音声通話を行うサービスのこと。インターネットを使っている部分には通話料金が掛からないため、一般加入電話網を使う電話に比べて安く利用できる。

セキュリティ:

危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。IT分野ではコンピュータ・システムの安全性やデータの機密性を保つことをいう。

地域BWAシステム:

市区町村単位でケーブルテレビ会社等が連携する無線電気通信システムのこと。

5G (ファイブジー)

第5世代移動通信システムのこと。超高速化による高解像度の計画配信や超多数同時接続によるIoT (モノのインターネット) の普及等が可能となる。

ワンストップサービス :

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス体制のこと。

情報モラル :

情報社会で適切な活動をするために基となる考え方と態度。

テレワーク :

職場に通勤しなくても、情報通信技術を活用し、遠隔で働くことができる働き方。

AI :

人工知能。

IoT :

モノのインターネット (Internet of Things)。様々なモノ(物)に通信機能を搭載して、インターネットに接続、連携させる技術。

SNS :

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

○資源・エネルギー対策の推進

【現況と課題】

「地球温暖化問題」は日常生活や事業活動におけるエネルギーの利用に関わる問題であり、人類のエネルギー使用の増加は地球温暖化を加速して、水循環、生態系、農業、人の健康等の様々な分野に影響を及ぼすものとして懸念されています。

このような問題に対し、全ての国が参加する温室効果ガス*排出削減等のための国際的な枠組みである「パリ協定」が、平成27（2015）年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択され、わが国は平成28（2016）年11月にパリ協定を締結しました。このパリ協定では19世紀後半の産業革命から世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト*し、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることが掲げられています。

わが国では、このパリ協定を踏まえて平成28（2016）年に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画では、令和12（2030）年において温室効果ガスの排出を平成25（2013）年比で26.0%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標の達成に向けて着実に取り組むことや、長期的目標として令和22（2050）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられています。

本町においては、平成14（2002）年度に鳥取県内初の風力発電施設を潮風の丘とまりに設置しました。環境に配慮したクリーンエネルギーの推進にいち早く取り組み、平成30（2018）年に老朽化により撤去されるまで、環境対策や環境教育に活用され、住民の環境保全に対する意識の啓発を図るとともに、その取組を契機として省エネルギーの普及促進に努めました。

また、自然エネルギーを通じた環境への意識は、さらなる取組の推進を促し、公共施設への太陽光発電設備の導入へとつながりました。以降、段階的に整備し、現在では発電した電力の全部又は一部を庁舎・学校等で活用するなど、エネルギー資源の循環に努めています。

さらに、平成27（2015）年度には、地域資源である温泉を活用した発電をおこなう事業者を支援することで、東郷地域において中四国エリア初となる温泉熱発電事業が稼働しました。

加えて、発電後の熱水を町内2施設に配湯する2次利用工事を実施し、再生可能エネルギーの有効活用を図り、公共施設における重油使用量削減など、環境負荷低減の取組を行いました。

また、エネルギーの地産地消による町外へのエネルギー購入費用の流出抑制、利益の再投資による地域経済の循環促進及び民間活力の強化などを目的とした地域新電力*の導入について検討するとともに、さらなる再生可能エネルギーの普及促進に努めることが重要です。

今後も、自然エネルギーの活用を推進していくとともに、さらなる効果を上げていくために、私たち一人一人の意識を変革し、それぞれの立場で取組を進める必要があります。

●自然エネルギー施設一覧

施設名	施設の概要	年間使用量相当世帯数
湯梨浜町役場太陽光発電施設	1基 30Kw	9
はわいこども園太陽光発電施設	1基 10Kw	3
とうごうこども園太陽光発電施設	1基 18Kw	5
湯梨浜中学校太陽光発電施設	1基 20Kw	6

(庁内資料：企画課)

【施策の内容】

公共施設への新エネルギー導入の推進

公共施設への新エネルギーの導入について検討するとともに、新たな施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備や太陽光発電、温泉熱利用システム等の導入を図ります。

民間施設への新エネルギー導入の推進

既存の新エネルギー施設について、広報等を通じて理解を深め、事業者や町民の間で、太陽光発電や温泉熱等の新しいエネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発を行うとともに、各種支援制度の検討を進め、導入支援に努めます。

省エネルギーの推進

環境負荷の軽減、脱温暖化を目指し、BDF*や電気自動車等の公用車への利用拡大について検討します。

また、ISO14001*の鳥取県版であるTEAS（鳥取県版環境管理システム）の導入に努め、町をあげて省エネルギーへの取組を推進します。

地域新電力事業の推進

地域外へのエネルギー費用の流出抑制、地域経済の循環促進及び民間活力の強化などを目的に地域新電力事業の導入について検討します。

【主要事業】

事業名	概要
公共施設への太陽光発電などの設置	主要な公共施設へ太陽光発電設備などの整備を推進します。
太陽光発電等補助事業	家庭で太陽光発電設備などを設置する人に補助を行います。

(注釈)

温室効果ガス：

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスといわれている。

ピークアウト：

頂点（ピーク）に到達し、これ以上は上昇、成長しないという段階、またこれ以降は下降、衰退していく段階に至ること。

地域新電力：

地方自治体の参画・関与のもとで、小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者。

BDF：

バイオディーゼル燃料（Bio Diesel Fuel）のこと。化石燃料である軽油の代替燃料として、使用済の天ぷら油（植物性廃食用油）を原料に精製され、トラックや重機、トラクター、発電機などで使用されている。

ISO14001:

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称。環境マネジメントシステムとは、企業や自治体等の組織が自らの活動によって生じる環境への負荷を低減するように配慮・改善するための組織的な仕組みのことをいう。

【現況と課題】

泊地域では、少子高齢化により生活扶助機能の低下、交通手段の不足、空き家の増加など一層深刻化することが予想されます。

将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域課題の解決、生活サービスの維持・確保を図る必要があります。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民活動・交流の強化、地域課題の把握と解決の気運醸成を図り、利便性の高い地域づくりを促進する必要があります。

【施策の内容】

小さな拠点事業の推進

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、地域の将来について、まずは地域住民が主体的に考え、持続的な運営体制の確立、生活サービスの維持・確保に取り組む小さな拠点づくりが必要であり、各集落の実情に沿った運営団体、仕組みをつくり、人々が交流しながら生活を継続できる新しい集落地域の形成を目指します。

【主要事業】

事業名	概要
小さな拠点事業	地域住民が主体的に買い物支援や地域コミュニティ等の生活サービスを維持・確保する等、地域課題を解決するための運営組織、仕組みづくりを支援します。

○効率的な行政運営の推進

【現況と課題】

自然災害、感染症の発生や少子高齢化社会の進展など、近年の社会経済情勢は予測することが難しい状況となっています。このような状況の中で、多様化する町民ニーズに対応し、迅速かつ的確な行政サービスを提供するためには、組織をあげて効率的で効果的な行政運営を推進することが必要です。そのため、本町では、QMS*を実施して住民サービス品質向上等により住民の満足度を高めるとともに、階層別や専門的な研修を積極的に受講することで、職員の資質の向上を図りながら、事務処理を的確に行うよう努めています。

また、AI*やRPA*を活用し、業務の効率化・高度化と住民サービスの高度化・迅速化を図るため、時代に合った電子自治体の構築が急務の課題となっています。

さらに、職員の意識改革も欠かせないものとなっており、常に問題意識を持ちながら、法令遵守の思考と幅広い視野・柔軟な発想とを兼ね備えた人材の育成を図ることが必要になっています。

【施策の内容】

情報化の推進と活用

事務処理の合理化・高度化、町民への情報提供などのサービス向上のために、情報化を推進し、電子自治体の構築を行います。

公共施設の適正配置の推進

公共施設等総合管理計画などに沿って、施設の統廃合や改築を進めるなど、時代や住民ニーズに合った、より効率的・効果的な施設運営を行います。

事務事業の計画的・体系的な執行

本町では、QMS(前ISO9001)を活用しながら、組織や職員の責任、権限、業務範囲の明確化に努めています。各種事務事業の執行にあたっては、それぞれ事業評価を行うなど計画的で効果的に執行します。

また、民間の経営理念、手法などを行政運営に適用する考え方を取り入れ、総合的・体系的な事業評価システムの導入を検討します。

公共部門と民間部門の役割分担の改善等

公共部門で受け持つべき分野と民間部門で対応すべき分野などを検討し、役割分担の明確化を図ります。

民営化については、住民サービスの向上と費用対効果などを念頭に置きつつ、外部(民間)委託を積極的に進めるとともに、指定管理者制度*の推進も検討し、より効率的な運営を図ります。

機構改革及び横断的組織の活用

多様化する行政需要に的確かつ弾力的に対応するために、適正な人員配置、適材適所の人材配置を行います。また、様々な課題に柔軟に対応するためにプロジェクトチームを編成するなど、横の連携を強化した体制づくりを行い、目的に応じた総合的な施策の推進を行います。

適正な人事管理と人材育成

職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力を養成するために、民間企業を含めた各種研修への参加や人事交流を行い、意識改革を図ります。

また、法令遵守を徹底するとともに、事務事業を行ううえでのコスト意識の徹底を図ります。

窓口サービスの充実

窓口での職員の接遇向上など、教育を徹底し、町民の立場に立った親切・丁寧な窓口サービスの提供を行います。

【主要事業】

事業名	概要
QMS活動の推進	町民満足度の向上と職員の資質向上を図るため、QMSの維持及び継続的改善を行います。
電子自治体の構築 (再掲)	行政手続の電子申請の推進と普及を進めるとともに、AIやIoT*を活用した業務体制の構築を行います。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述

(注釈)

QMS :

Quality Management System の略。品質管理を中心とした組織の活動で、顧客満足を達成し、継続的な改善を意図する。

AI :

人工知能。

RPA :

「Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。主にパソコンなどを用いて人力で行っていた作業をソフトウェア (コンピュータ・プログラム) に組み込まれたロボットが代行し、自動化すること。

指定管理者制度 :

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設 (公の施設) を、民間事業者やNPO法人 (非営利団体) 等の団体を指定して管理運営させることができる制度のこと。

IoT :

モノのインターネット (Internet of Things)。様々なモノ (物) に通信機能を搭載して、インターネットに接続、連携させる技術。

○健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町の収入の約4割を占めている普通交付税の段階的な削減などから、それに合わせて歳出を縮小していくことが必要です。また、社会保障関連経費の増加が見込まれる中、自然災害や感染症などの予想不能な事象に対応するための経費などの状況を考慮すると、本町の財政の先行きは一層の厳しさを増すことが予想され、経常的な経費や固定的な経費を賄うための、財源の確保及び歳出の削減に努めなければならない状況にあります。

国の経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させ、GDP（国内総生産）は名目・実質とも過去最大規模を記録した中、過去最高を記録した国・地方の税収は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後、減少することは明らかであり、本町の財政運営はますます厳しくなることが予想されます。

このため、より一層、住民ニーズを的確に把握したうえで、限られた財源を効率的かつ効果的に配分していくことが求められています。

【施策の内容】

計画的・効率的な財政運営

限られた財源を緊要度の高い施策に重点的に配分するなど、より一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。

また、国・県の資金の導入に関する情報収集を的確に行うとともに、有利な地方債の活用などを進め、一般財源の充当を抑制します。

さらに、経常収支比率、実質公債費比率等の目標数値を設定し、財政の健全化と透明性の高い財政運営を行います。

歳入（自主財源）の確保

少子高齢化社会の中で、労働人口減等が避けられない条件下において、限られた自主財源を高率確保するため、適正な課税はもとより、税負担の公平性が強く求められています。このため、コンビニ等での納付を可能とするなど納付しやすい環境を整備するとともに、わかりやすい納税の通知や納期限の周知、課税や納付に関する相談への丁寧な対応など、納税意欲を高める広報やサービスの提供を行います。

また、町税ほか、各種公共料金等の滞納については、厳正な滞納対策を行うため、職員の債権管理や差押え等の滞納処分の知識と技術の向上を図り、効果的かつ効率的な滞納整理及び収納を行います。

さらに、常習的な滞納者あるいは徴収困難者については、鳥取中部ふるさと広域連合や県地方税滞納整理機構等と広域的な連携を図りながら、適正な滞納処分を行い、滞納額の縮減を図ります。

経費の削減

A I*やI o T*を活用することで、人件費や事務的経費の節減に取り組むとともに、職員のコスト意識の向上や管理の徹底を図ります。

また、公共施設は、指定管理者制度*の積極的な導入や、公共施設等総合管理計画などに沿った統廃合・改築を進め、利便性の向上や効率化を図ります。

さらに、各種使用料・手数料や補助金制度等の見直しを行い、そのあり方や受益者負担を基本とした料金体系を整備します。

【主要事業】

事業名	概要
納税環境の整備	コンビニエンスストア、スマートフォン等での納付を可能とするなど、納税しやすい環境の整備をさらに進めます。
課税客体の適正な把握	各種課税客体の適正な把握に努めるとともに、課税についての説明責任を的確に果たすことにより、納税者の理解と意識高揚を図ります。
町税等の滞納整理対策	「湯梨浜町町税等滞納整理対策本部」において職員の知識習得とスキル向上を図り、滞納額の縮減を目指します。

●財政の推移（一般会計）

（単位：千円）

歳入	R1	R2	歳出	R1	R2
	決算額	当初予算		決算額	当初予算
町税	1,475,056	1,485,989	議会費	86,503	85,619
地方譲与税	67,917	70,331	総務費	1,819,271	2,217,704
利子割交付金	1,939	1,660	民生費	2,808,113	2,880,035
配当割交付金	6,879	7,580	衛生費	679,178	693,033
株式等譲渡所得割交付金	4,827	7,592	農林水産業費	621,470	492,007
地方消費税交付金	258,211	334,903	商工費	234,869	243,606
自動車取得税交付金	11,531	0	土木費	1,005,690	1,075,153
地方特例交付金	13,850	12,900	消防費	280,776	289,560
地方交付税	4,141,366	3,900,000	教育費	820,653	1,255,639
交通安全対策特別交付金	1,551	1,590	災害復旧費	201,811	0
分担金及び負担金	89,706	68,992	公債費	1,367,090	1,052,763
使用料及び手数料	114,697	107,383	予備費	0	29,881
国庫支出金	1,092,709	957,015	合計	9,925,424	10,315,000
県支出金	890,697	670,737			
財産収入	11,424	10,585			
繰入金	450,655	716,645			
繰越金	263,002	40,000			
諸収入	171,379	127,949			
寄付金	237,199	200,000			
町債	889,940	1,582,500			
環境性能割交付金	0	6,917			
法人事業税交付金	0	3,732			
合計	10,194,535	10,315,000			

（庁内資料：総務課）

(注釈)

A I :

人工知能。

I o T :

モノのインターネット (Internet of Things)。様々なモノ(物)に通信機能を搭載して、インターネットに接続、連携させる技術。

指定管理者制度 :

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設 (公の施設) を、民間事業者やNPO法人 (非営利団体) 等の団体を指定して管理運営させることができる制度のこと。

○公民連携の推進

【現況と課題】

高度経済成長、バブル期、その後に長期間続く低成長経済期において、住民のライフスタイルや意識は「量」から「質」への重視に変化しています。

一方、人口減少・少子高齢化の進行に伴う税収の減収や社会保障費の増大、また公共施設の一斉老朽化による更新問題など、将来にわたり自治体行財政はさらなる悪化が予測されます。

多様な行政課題やニーズに対応するための自治体の経営資源の量的制約は一層厳しくなり、地域経済や町のエリア価値の低下につながり、さらなる人口流出の進行という負の連鎖に陥ることも考えられます。

そのような状況下において、町の魅力を高め、良質な公共サービスを永続的に提供するためには行政と民間事業者の協働や連携によって、地域課題を解決していく視点が重要となります。官民データの活用や遊休資産を含む公的資産の有効活用などを通して、多様な主体による分野横断的な課題解決を推進することが必要です。

【施策の内容】

公民連携の推進

公的資産について、行政の経営資源を民間の視点から見直し、民間の経営資源を活用して良質な住民サービスの提供を目指したPPP*やPFI*手法を積極的に取り入れ、持続可能なまちづくりを行います。

【主要事業】

事業名	概要
サウンディング型市場調査の活用	公共施設利用や公共事業の企画立案段階などにおいて、活用方法について民間事業者から広く、意見提案を求め、対話を通じて、市場性の有無を把握します。
民間提案制度の活用	公的資産の有効活用において、民間事業者からの住民サービスの向上または財政コストの軽減につながる提案を選定し、本町との間で対話と協議を経て、事業化を図っていきます。今後はソフト事業への活用についても検討し、事業化を進めます。

(注釈)

PPP：

公民連携。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。

PFI：

民間資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法。

共に支え合う 町民が主役の まちづくり

○福祉施策の推進	160
○低所得者福祉の充実	180
○保健・医療・健康づくりの充実	182
○社会保障の充実	188
○住民参画社会の推進	192
○コミュニティー*活動の促進	193
○多様な交流の推進	197
○広域行政の推進	200
○情報公開の推進	202

(4) 共に支え合う 町民が主役のまちづくり

○福祉施策の推進

①地域福祉

【現況と課題】

少子化の進行や、本格的な高齢社会の到来、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化や核家族化など、地域や家庭を取り巻く環境は著しく変化し、福祉課題の多様化、複雑化、複合化が進む反面、地域におけるコミュニティー*意識の希薄化や、地域活動の担い手や人材不足などの地域で支え合う力の弱体化の進行が問題となっています。

そういった状況の中で、誰もが安心して地域において自立した生活を送るためには、地域住民による支え合いと公的な福祉サービスが連動し、属性を超えた相談窓口の設置など、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

現在、本町では、地域福祉計画や介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等を策定し、社会福祉協議会やサービス提供事業者、民生委員*、児童委員*、自治会、ボランティア、NPO*など多様な主体により、各種福祉サービスの提供やボランティア活動が行われています。

また、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支えることが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状があります。平成28年には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。本町においても成年後見制度の利用促進に向け、成年後見制度利用促進基本計画の策定を行い、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

今後は、地域で支えを必要とする人がさらに増加することが予測されるため、地域に関わる様々な主体との役割分担や協働の在り方を検討するとともに、地域活動の主体となる人材を育成し、地域における住民相互の支え合いの強化を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

地域福祉は、従来の福祉の枠を超え、防犯、防災、教育、文化、住宅、まちづくりなど、幅広い分野との連携が必要であり、個々の活動が連動して効果を生み出せるよう、関係機関との連携、調整を図り、課題解決に向かう取組を行います。

その中でも社会福祉協議会は、「社会福祉法」において、地域福祉推進の中核的組織として位置づけられ、多様化する福祉相談の窓口及び地域ネットワークづくりに大きな役割を果たすことになるため、その組織の強化と機能の充実が求められます。

さらに、地域における福祉活動の拠点となる各種施設の充実を図るため、「湯梨浜町福祉のまちづくり計画」の見直しを行い、地域集会所のバリアフリー*化を進め、誰もが安全に活動できる暮らしやすい環境づくりを進めながら、バリアフリーのまちづくりを目指します。

【施策の内容】

地域福祉の総合的な推進

「湯梨浜町地域福祉計画」を見直すとともに、湯梨浜町社会福祉協議会が作成する「地域福祉

活動計画」と、基本理念、基本方針等を共有し、一体化して推進を図ります。

また、成年後見制度利用促進基本計画についても地域福祉計画と一体的に策定し、地域福祉の推進とともに成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

地域のネットワークづくりを推進し、支援が必要な人を関係機関が協働・連携して支えることができるよう、既存の制度や相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の抱える課題の解決のため、多機関の協働による包括的支援体制を構築します。

拠点施設（活動の場）の整備

「湯梨浜町福祉のまちづくり計画」により、活動の拠点となる各種福祉施設の充実を図るとともに、地域集会所や特定建築物のバリアフリー化を進めます。

福祉に対する町民意識の向上

地域社会で支援を求めている人に住民が気付き、住民相互で支援活動を行う体制を実現するため、福祉についての広報やイベント等を通じた啓発活動などを通して町民意識の高揚を図り、地域福祉の基礎単位である自治会にも呼びかけ、共助の基盤づくりに取り組みます。

さらに、学校教育や社会教育のなかで福祉についての学習を進め、年少期からの意識の高揚を図ります。

人材・組織の育成・支援

地域福祉を推進するための中核的な担い手として期待される社会福祉協議会が、その機能を十分に発揮するように支援します。

また、身近な地域での福祉活動を行うNPO、ボランティア及び専門的な人材などの育成を図るため、講習会や相談活動などの充実を図るとともに、組織づくりを支援します。

さらに、これら団体などとの連携強化を図り、地域と行政、専門機関などの協働による支え合いのネットワーク整備を進めます。

福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、利用者の増加が見込まれる成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用するうえで判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの福祉サービスの利用を支援します。

また、町民が安心してサービスを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者とも連携しながら、サービスの質の確保を図ります。

暮らしやすい住まいの確保

高齢者や障がい者が、住み慣れた自宅ですることができる限り自立した生活を行うことができるよう、介護保険制度による住宅改修や町の居住環境整備事業等により居住環境の整備を支援するとともに、自宅での生活が困難な高齢者や障がい者に対しては、入所施設への入所を調整するなど、高齢者や障がい者が暮らしやすい居住環境の確保に努めます。

移動や買い物への支援

一般の交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある人などに対し、医療機関への送迎や社会参加を促進するための外出支援について、町内事業者と連携し利用内容の検討を行いながら支援

の充実を図ります。

また、社会福祉協議会が行うのりあいバス運行事業や町内事業所が実施する移動販売車運行を積極的に支援し、商店のない地域の買い物難民の解消を図ります。

福祉窓口体制の充実

複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、属性を超えて相談を受ける体制を作り、支援会議等を通して関係機関で協働・連携し、適切なサービス支援等につなげます。

【主要事業】

事業名	概要
第4期地域福祉計画の策定と計画的な施策の推進	令和3年度で計画期間が終了する第3期地域福祉計画の理念や取組を元に、地域福祉の新たな方向付けを行うため、第4次湯梨浜町総合計画との整合性を図りながら、第4期地域福祉計画を策定します。 社会情勢や地域の実情を踏まえ、地域で生活するうえで、何らかの支援を必要とする人の生活上の課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量について、現状を明らかにするとともに、生活課題を解決するためのサービスと体制を計画的に整備し、地域の中で共に生き、支え合う地域づくりを推進します。
成年後見制度利用促進基本計画の策定と施策の総合的かつ計画的な推進	成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は、国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本町においても成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定し、地域福祉の推進とともに成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
心や環境のバリアフリー化事業	町「福祉のまちづくり計画」を現状に則して見直し、公共施設、地域集会所等のバリアフリー化を推進するとともに、あいサポート運動の推進、視覚障がい、聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援を行います。
社会福祉施設整備事業	障がい者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、少人数で家庭的な生活をするグループホーム*や地域生活支援拠点の整備を促進するなど、地域での共生を目指した施設整備の推進を図ります。
福祉の担い手養成事業	より多くの方がボランティア活動に参加したり、専門知識や技術を持って活動を展開できるよう、社会福祉協議会と連携しながら、情報提供の充実を図ります。 また、地域活動の中心となる人材を育成するボランティア養成講座などの開催や活動の場づくりを進めます。
地域共生包括的支援体制構築事業	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的として、子ども・高齢者・障がい者等すべての人々の地域での暮らしを支援できるよう、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

	<p>多様化、複雑化する福祉課題に寄り添い、的確に対応するため、総合的なコーディネートを行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして「断らない相談支援」を行う体制を構築します。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「① 世代や分野を超えた複合的課題への対応」で記述</p>
--	--

②児童福祉及びひとり親家庭対策

【現況と課題】

我が国の少子・高齢化の波は年々深刻化し、核家族化、人間関係の希薄化、共働き家庭の増加など、家庭及び地域など子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもを健やかに生み育てるため、総合的な子育て支援施策や福祉施策の充実が必要となっており、国においては、子ども・子育て支援関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行され、総合的な子育て支援対策が進められているところです。

本町においても、子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支援する環境の整備を目指し、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月にはその第2期計画（計画期間：令和2年度～6年度）を策定しました。この計画のもとに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「配慮が必要な子どもの支援を含めた母子保健事業や小児医療関連事業の充実」「仕事と子育ての両立支援」「地域・関係機関が連携して子育てを行う安心安全なまちづくり」の4項目を柱として、引き続き総合的かつ体系的な子育て支援、環境の充実に努めていく必要があります。

本町における保育所入所児童数は、全体的に見るとほぼ横ばい状態ですが、若い世代の転入の増加により、0歳児や1歳児の低年齢児の入所希望が増加しています。そのため、保育士の確保や施設運営のための町費負担の増加が問題として顕在化してきています。

本町では、乳幼児人口の動向や保育施設の老朽化など、直面する保育環境の現状を踏まえながら、幼保一体の取組とともに幼稚園・保育所の統廃合を進めてきました。平成27年度からは幼稚園・保育所施設を認定こども園に移行し、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる体制としています。今後も質の高い幼児教育・保育サービスを提供できるよう、保育教諭のさらなる指導力の向上と適正な人員配置に努めていく必要があります。

また、こども園の整備に関して、各地域での検討を踏まえ、施設の整備・統廃合を進めてきたところです。今後も、保護者の利便性確保と地域活性化に配慮した施設整備の検討を進めるとともに、定員に対する入園率が低い地域については、効率的な運営を念頭に園統廃合の検討を進める必要があります。さらに、保育環境へのICT*導入を積極的に検討し、保護者の利便性向上、事務の効率化による保育の充実に努めます。

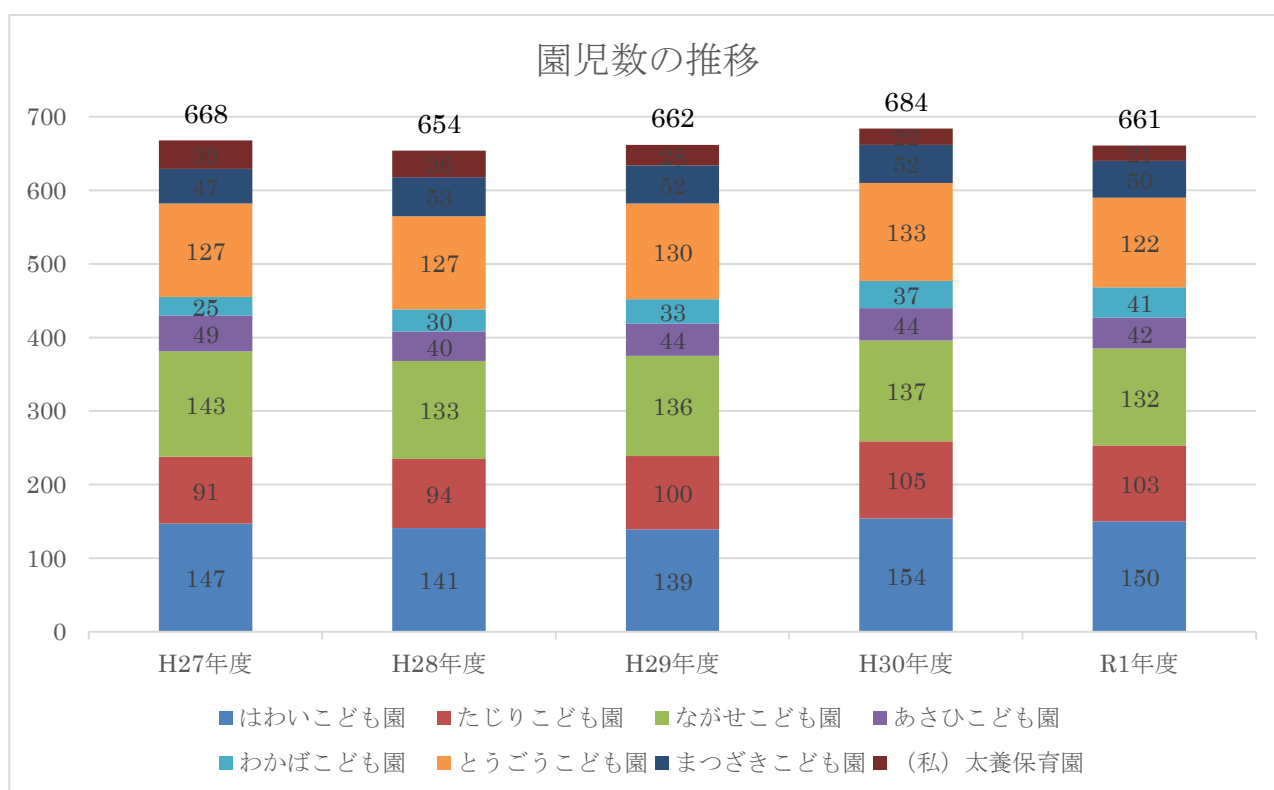
働く保護者の支援策として、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後も、認定こども園入園児の延長保育や臨時的な預かり保育事業を実施しており、また病児・病後児保育事業や未就園児のための一時保育事業も実施しています。

小学生児童のための放課後児童クラブは、現在町内5か所（5クラブ）で、平日はもちろん土曜日や長期休業に開設していますが、共働き世帯の増加などにより、利用者数も増加しており、児童の健全育成のために適正規模での運営に努める必要があります。令和元年度より取り掛かった羽合第2放課後児童クラブの新設工事が令和2年9月に完了し、羽合小学校からの交通の便も

改善され、より安全・安心にサービスの提供が可能となっています。ファミリー・サポート・センター*事業も引き続き制度周知と会員の確保に努めていく必要があります。

少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域のコミュニティーでの人間関係が希薄化しており、育児の孤立や育児不安を抱く親が増加し、児童虐待に発展しかねない状況も懸念されています。このため、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充を図り、次代を担うすべての子どもたち一人一人の権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されることが必要です。さらに障がいのある子どもがいる家庭やひとり親家庭などでは、身体的・精神的・経済的な多様な悩みを抱えながら生活している場合が多くあります。このため、相談、療育システムや援助体制の充実など、福祉施策の拡充を検討していく必要があります。

ひとり親家庭については、子育てと家事、生計の担い手など幾重の役割を一人で担わなければならないため、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な制約や困難に直面することが多い現状があります。近年、非正規雇用が増加するなど就業環境は厳しさを増しており、特に母子家庭においては結婚・出産等による就業の中断等により、就業経験が少ないことからパートや臨時的雇用などの不安定な就業形態に置かれていることが多く、就労収入が低い水準で留まっている人も少なくありません。このような状況を踏まえて、今後も子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭が自立し、子どもたちが健やかに成長できる総合的できめ細やかな環境整備を進めていく必要があります。



【施策の内容】

総合的な子育て支援対策の推進

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育、保健、教育、防犯、男女共同参画など、様々な視点から施策を推進し、安心して子育てができる環境の整備を進めます。現在実施中の子育て世代包括支援センターによる、妊娠期から子育て期についての相談対応機能に加え、子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童についてのあらゆる相談に対応することで、2つの機能を一体的に担う拠点として、子育てをするすべての家庭に適切な支援を行います。関係機関・団体、行政などの連携や町民との協働を進め、子育て支援ネットワークの形成による総合的な援助システムの確立に努めます。

男女共同参画による子育て支援

女性に偏りがちな家事や育児の負担、仕事との両立の困難さなどを解消するために、男女が共に参画し、子育てができる環境の整備に努めます。厚生労働省が推進する「さんきゅうパパプロジェクト」など、男性の育児休暇取得に向けた情報発信を積極的に行うほか、子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者などへの働きかけを実施します。

地域における子育て

育児に関する相談対応や情報提供などを総合的に展開し、子育て中の親子の交流の場とする子育て支援センター事業を充実していきます。また、妊娠・出産・子育ての総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置しています。

さらに、子育て支援事業に地域人材を活用した事業の推進、地域の育児サークルなどの発掘や育成支援を図るなど、地域で支える子育て支援の充実を図ります。併せて、気になる家庭への訪問などのサービス提供を総合的な展開を図ります。

児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、保健、医療、福祉、教育の関係機関や警察と密接な連携を図りながら教育・相談活動を推進するなど、個々に応じた対応に努めます。

また、家庭や地域との連携をより一層深め、支援体制の充実を図ります。

配慮を必要とする家庭への支援

身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えるなど、障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭の支援を図るため、療育援助体制の充実等支援体制の整備を図ります。また、外国人母による子育てなど配慮が必要な家庭が地域の中で孤立しないための支援体制の整備に努めます。

子育て家庭への経済的支援

0歳児・1歳児の保育施設への入所率が高まっている中で、乳幼児期を家庭で子育てしたいと希望する保護者を経済的に支援し、安心して家庭で子育てを行う世帯に家庭子育て支援給付金を支給する「家庭子育て支援事業」の制度を継続して実施します。令和2年度より対象条件を拡大し、2歳児になるまでの期間を家庭子育て支援事業の対象者とします。これにより家庭子育て世帯の負担軽減を図ります。また、少子化社会にあって3人目以降の保育料無償化、出産、小学校入学、中学校卒業時の祝い金支給など多子世帯の経済的支援を行っていきます。

安全・安心なまちづくりの推進

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民や学校、警察などとの連携に努め、子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、地域での見守り体制の充実を図るとともに、防犯設備などを整備し、生活環境の安全確保に努めます。

保育サービスの拡大・充実

働く親などが安心して子どもを教育・保育施設に預け、安心して働くことができるように、保育料の軽減や保育時間の延長、一時保育、土曜日の保育、特別保育事業などの施策の継続及びサービスの向上を推進します。

また、病児・病後児保育、休日保育についても、鳥取県中部定住自立圏構想に基づく取組として継続して実施し、働く保護者の支援を行います。

認定こども園・保育所の運営と施設整備

すべての未就学児童に等しく幼児教育と保育サービスを提供し、義務教育へとつなげていきます。施設規模に応じた適正な定員管理を行い、必要な増改築整備や施設の統合及び整備を進めます。また、地域のニーズと実情にあった安全・安心な施設運営に努めます。

食育の推進、給食の充実

健康な生活の基本として食を営む力の育成に向け、食にかかわる体験を積み重ねるとともに、乳幼児期にふさわしい食生活が提供されるよう家庭と連携しながら、食育の推進に取り組みます。そして、社会や家庭のあり方が変容する中、給食を子どもの学習・交流の場として位置づけます。

町内こども園、保育園の全園において、積極的に「食育」と「地産地消」の推進に取り組み、発達段階に応じた食に関する学習の機会や、地域の人との行事食づくり、子どもクッキングなどの体験型の取組を進め、子ども自身が食の重要性について学ぶ機会を増やします。

ひとり親家庭の支援充実

県と連携しながら、ひとり親家庭の生活安定及び経済的自立のため、資格取得や就職やキャリアアップのための受講などに要した費用を助成するなど、就業支援を進めます。あわせて、技能習得のための通学や疾病時など一時的に生活援助が必要になった場合の家事や子育てなど生活援助を継続して行います。

子育て分野、教育分野とも連携しながら、保育、教育、学習支援など総合的な子育て支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭、寡婦家庭の就業や生活一般などの助言や指導を行うため母子・父子自立支援員を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援を継続して実施します。

【主要事業】

事業名	概要
児童手当給付事業	次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの児童を対象に児童手当を支給します。
家庭子育て支援事業	昼間、2歳未満児を家庭で保育する保護者へ、家庭子育て支援給付金を支給し、家庭での子育てを支援します。

多子世帯保育料無償化事業	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児のクラスの保育料や住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスの保育料が無償化となりましたが、引き続き、第3子以降の保育料や副食費を無償化し、経済的支援を行います。
多子世帯出産・入学・卒業祝金支給事業	第3子以降児の出産、小学校入学、中学校卒業時に祝金を支給し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。
子育て支援情報提供の充実	ホームページの充実をはじめ、母子手帳アプリ等を活用した情報提供など、子育て支援事業の情報提供の充実を図ります。
認定こども園整備事業	認定こども園の適切な運営のため、必要に応じて修繕工事や増改築、施設統合整備を行い、安全、安心を基本とした施設整備に努めます。また、ICTの導入・活用による保育環境の充実に努めます。
放課後児童対策事業	平日（授業日）、土曜日、長期休業中に開設し、保護者が安心して働ける環境整備を行うとともに、健全な児童の育成に努めます。
子ども家庭総合支援拠点の設置	18歳未満の児童についてのあらゆる相談に対応できる体制を整備し、すべての子ども・家庭の相談に対応します。
児童虐待防止対策	学校、こども園・保育所、地域住民、行政機関等で構成する要保護児童対策協議会による関係組織や地域の連携、情報交換によって、児童虐待の早期発見、未然防止を目指します。また、「ゆりはますこやかライン」により24時間体制で電話相談に対応します。
休日保育事業	保護者が日曜日、国民の祝日等に就労等のため家庭で保育をすることが困難な場合の支援策として、休日保育を実施します。（保育所・認定こども園、幼稚園等に入園している乳幼児が対象）
地域活動の支援	地域における子育て世帯の孤立や子育て不安の解消のため、地域の公共施設等で交流の場を設けるとともに、一時的な子ども預かりなど共助による子育てを行うグループ等の育成に努め、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。
ファミリー・サポート・センターの充実	会員相互による育児の援助活動を行うことにより、安心して子育てできる環境を提供します。
子育て支援センター事業	育児相談や子育て支援に関する情報提供等の体制を充実し、子育てに対する不安の解消や育児支援を行います。
病児・病後児保育事業	病気治療中又は病気回復期にあるため、児童を集団保育できないときなどに保育を実施し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。
妊娠・出産・子育ての包括的相談支援体制の充実	母子保健に関する相談にも対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援をワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を運営します。 妊産婦などの状況を継続的に把握し、必要に応じた支援プランを策定するなどして、きめ細かい支援を実施します。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「① 世代や分野を超えた複合的課題への対応」でも記述
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。

	→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「① 世代や分野を超えた複合的課題への対応」でも記述
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母及び寡婦が技能習得のための通学や疾病などで一時的に日常生活に支障が生じる場合、家庭生活支援員を派遣し、家事や育児などの生活支援を行います。
高等職業訓練促進給付金事業	就業に結び付きやすい対象資格を取得するため、養成機関で修業するひとり親家庭の父母に修業期間の生活の負担軽減のため、支給します。
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発を支援するため、県が指定した教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講に要した手当の一部を助成します。
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の父母や寡婦に対して、就労や子どもの就学等に必要な資金を無利子又は低利子で貸付を行い、経済的自立や子どもの福祉の向上を図ります。
母子・父子自立支援員の相談充実	ひとり親家庭の生活・就業・育児などに係る相談に総合的に対応するため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けて、伴走型の支援を行います。

③高齢者福祉

【現況と課題】

わが国では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には総人口のおよそ3人に1人が65歳以上になると見込まれています。本町の状況をみると、平成29年（2017年）4月1日現在において、65歳以上人口の割合が30.6%で、鳥取県平均の30.4%、全国平均の27.5%を上回り、高齢化が進行している状況となっています。

平成12（2000）年にスタートした介護保険制度は20年目を迎え、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきました。今後は介護保険制度の安定的な運営を図ることはもとより、認知症施策や高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

一方で、8割以上の高齢者は地域で元気に暮らしていますが、核家族化の進行とともに高齢者単身世帯や高齢夫婦だけの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、家庭の介護力をめぐる状況はますます厳しさを増していくと考えられます。

このような状況の中、福祉、保健、医療の連携はもとより、地域全体で高齢者を支援する体制の強化が必要です。

特に、高齢者が地域や社会とのかかわりの中で生きがいや役割を持って生活でき、元気な高齢者が要介護状態とならないよう、また、たとえ支援や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安全・安心にできる限り自立した期間を過ごすことができるよう、医療や介護保険等の公的制度とともに、地域包括ケアシステム*の深化に向けて、地域の住民同士による地域支え合い活動の機能強化を図ることが重要です。

●人口の推移

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,167	% △ 0.8	人 17,381	% △ 1.3	人 17,525	% 0.8	人 17,029	% △ 2.8	人 16,550	% △ 2.8
0～14歳	3,007	△ 9.7	2,811	△ 6.5	2,605	△ 7.3	2,436	△ 6.5	2,326	△ 4.5
15～64歳	10,177	△ 2.9	10,277	1.0	10,393	1.1	10,003	△ 3.8	9,264	△ 7.4
うち15歳～29歳(a)	2,561	0.6	2,681	4.7	2,570	△ 4.1	2,122	△17.4	1,960	△ 7.6
65歳以上(b)	3,983	13.7	4,293	7.8	4,527	5.5	4,590	1.4	4,960	8.1
(a)／総数 若年者比率	% 14.9	-	% 15.4	-	% 14.7	-	% 12.5	-	% 11.8	-
(b)／総数 高齢者比率	% 23.2	-	% 24.7	-	% 25.8	-	% 27.0	-	% 30.0	-

(資料:国勢調査)

●居宅介護サービスの利用状況(月平均)

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	
介 護 給 付	居 宅 介 護	訪問サービス(件)	150	146	146	134	148
		通所サービス(件)	330	295	314	317	323
		短期入所サービス(件)	43	49	45	39	45
		福祉用具貸与(件)	207	217	214	235	236
		福祉用具購入(件)	3	3	3	4	3
		住宅改修(件)	4	3	4	4	3
		特定施設入居者生活介護	12	12	11	9	9
		居宅介護支援	374	384	385	377	385
	小 計	1,123	1,109	1,122	1,119	1,152	
	地 域 密 着	地域密着型通所会議	2	46	36	34	32
		小規模多機能型居宅介護*	39	39	38	38	36
		認知症対応型共同生活介護	49	50	50	50	49
		小 計	90	135	124	122	117
	介 護 給 付 計		1,213	1,244	1,246	1,241	1,269
予 防 給 付	居 宅 介 護	訪問サービス(件)	27	15	6	6	7
		通所サービス(件)	96	81	57	60	58
		短期入所サービス(件)	3	3	1	1	1
		福祉用具貸与(件)	52	53	54	60	67
		福祉用具購入(件)	2	1	1	1	1
		住宅改修(件)	4	2	3	3	2
		特定施設入居者生活介護					
		介護予防支援	122	107	90	98	101
	小 計	306	262	212	229	237	
地域密着・小規模多機能型居宅介護	4	6	7	4	4		
予 防 給 付 計		310	268	219	233	241	

※平成27年度～令和1年度は、年報件数/12月

(出典:介護保険事業状況報告)

●町内介護保険指定事業者の状況 (令和2年7月1日現在)

	事業者数
指定居宅介護支援事業者	6
指定訪問介護事業者	3
訪問看護事業者	1
指定訪問入浴介護事業者	0
指定通所介護事業者	7
訪問リハビリテーション事業所	0
通所リハビリテーション事業所	2
短期入所生活介護事業者	1
短期入所療養介護事業者	2
認知症対応型通所介護事業者	0
認知症対応型共同生活介護生活事業者	4
特定施設入所者生活介護事業者	1
福祉用具貸与事業者	0
介護老人福祉施設	0
介護老人保健施設	2
介護療養型医療施設	0
居宅療養管理指導事業者	0
予防訪問介護事業者	2
予防訪問入浴介護事業者	0
予防訪問看護事業者	1
予防訪問リハビリテーション事業所	0
予防通所介護事業者	7
予防通所リハビリテーション事業所	2
予防福祉用具貸与事業者	0
予防短期入所生活介護事業者	1
予防短期入所療養介護事業者	2
予防居宅療養管理指導事業者	0
予防特定施設入所者生活介護事業者	1
予防支援事業者	1
予防認知症対応型共同生活介護事業者	3
予防認知症対応型通所介護事業者	0

(庁内資料：地域包括支援センター)

●高齢者福祉施設の現況 (令和2年7月1日現在)

施設	設置年度
老人福祉センター東湖園	H 2. 4
保健福祉センターつわぶき荘	H 9. 4
東郷デイサービスセンター	H 9. 4
しじみの郷	H24. 4
ハワイ信生苑	H 7. 9
ハワイ信生荘	H 7. 10
ル・サンテリオン東郷	H13. 6
ガーデンハウス野花	H23. 6
はわいグループホーム・ デイサービスセンターあずま園	H25. 4
アロハデイサービスセンターあずま園	H22. 8
湯梨浜みのりデイサービスセンター	H22. 9
デイサービス Esola	H29. 1
母来寮	H20. 4

(庁内資料：総合福祉課、地域包括支援センター)

●第1号被保険者、第2号被保険者の推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
第1号被保険者(人)	4,952	5,011	5,081	5,082	5,125
第2号被保険者(人)	5,586	5,488	5,418	5,404	5,357

※第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40歳以上65歳未満

(出典：第1号被保険者 介護保険事業状況報告、
第2号被保険者 住民基本台帳 各年度10月1日)

●介護サービス受給者の推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
要支援(人)	124	117	98	103	112
居宅介護サービス受給者(人)	122	111	91	99	108
地域密着型サービス受給者(人)	2	6	7	4	4
要介護(人)	690	767	748	747	723
居宅介護サービス受給者(人)	410	420	425	420	408
地域密着型サービス受給者(人)	89	144	124	126	119
施設介護サービス受給者(人)	191	203	199	201	196
老人福祉施設(人)	44	45	51	49	49
老人保健施設(人)	147	158	147	152	148
療養型医療施設(人)	0	0	1	0	0

(出典：介護保険事業状況報告 9月分)

●介護サービス給付費等の推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
介護サービス等諸費(円)	1,444,262,872	1,488,496,564	1,508,054,138	1,522,840,034	1,542,787,096
介護予防サービス等諸費(円)	62,318,296	53,224,850	40,172,469	43,024,304	41,771,654
高額介護サービス等諸費(円)	229,631,339	32,403,382	28,929,729	30,974,934	31,629,719
特定入所者介護サービス等費(円)	59,065,930	54,965,655	46,797,213	46,262,816	47,956,463
審査支払手数料	1,920,995	1,678,552	1,864,185	1,874,255	1,851,090
計	1,597,199,432	1,630,769,003	1,625,817,734	1,644,976,343	1,665,996,022

(決算書より)

【施策の内容】

総合的な高齢者福祉対策の推進

令和2(2020)年度に策定の「湯梨浜町介護保険事業計画」及び「湯梨浜町高齢者福祉計画」に基づき、総合的な福祉・保健サービスの提供や生きがいつくりの支援を行います。

生きがいつくりと交流事業の推進(生涯学習の推進と社会参加の促進)

生涯学習と連携した学習機会の充実や高齢者クラブ活動を支援しながら、自らの経験と知識を活かした社会参加の促進を図るとともに、町や地域の公民館や各地域集会施設を活用した仲間づくりを促進します。

また、高齢者が生涯にわたって、健康でいきいきと自立して暮らすために、教育委員会と連携を図りながら、湯梨浜文化大学をはじめとした、スポーツ活動や趣味、生きがい活動を推進します。

就業機会の提供（就労対策）

高齢者が永年培ってきた豊富な経験や知識、技術、技能などを役立てることができるよう、高齢者の就業機会の拡大に向けた取組を実施するシルバー人材センターの活動を支援します。

ひとり暮らし高齢者世帯の対応

社会福祉協議会との連携を図り、地域包括支援センター職員等による定期的な訪問により、相談体制の充実に努め、困りごとや不安の解消を図ります。

また、配食サービスや町内の事業所との連携による安否の確認を行います。

人材の確保と育成

超高齢社会に対応したきめ細やかなサービスを提供するため、社会福祉協議会と連携して地域で活動するボランティア団体の育成、活動支援に努めます。

また、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自治会など関係機関やボランティア団体、福祉推進委員、愛の輪協力員*などとの連携を強化し、高齢者を地域で支える福祉のネットワークづくりを推進します。

生活習慣病予防・介護予防の推進

保健部局と連携した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病予防・介護予防・フレイル*予防に関する積極的な情報提供、介護予防教室等の実施、軽度認知障害やフレイル傾向にある高齢者等の早期発見と介護予防事業・介護予防教室等への参加を推進します。介護予防・フレイル予防や認知症予防の推進により、高齢者が健康で自立した生活ができ、安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。

あわせて、生活習慣病予防、介護予防や認知症予防に効果的な「水」「メシ」「運」「ウン」と「ゆりりん体操」の普及啓発を行います。

生活支援の充実

支援を要する高齢者世帯や独居世帯への地域包括支援センター職員などによる見守り活動の実施や相談体制の充実に努めるとともに、社会福祉協議会と連携して、地域での見守りや声かけ、生活の支援など住民相互の支え合いを促進します。

また、認知症になっても、重症化を予防しつつ、本人が希望を持ちながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域支え合い活動等による生活支援体制の整備を図ります。

生活環境の整備

高齢となっても、また要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活することができるよう、移動手段の確保や住宅等の居住環境整備、公共施設などのバリアフリー化への支援を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
高齢者保健福祉の推進	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を推進します。
地域サロン活動支援	高齢者の集いの場所として、自主的な活動を行う地域サロンを社会福祉協議会、行政区と連携し支援します。また、未組織の地域等については、指導者の育成や養成を図り、全町にサロンが設置できるよう支援します。
地域介護予防活動支援	高齢者の心身の健康維持、要介護状態の予防、地域での支え合い体制の構築などを目的として、住民の主体的な取組による地域介護予防活動を補助金制度により支援するとともに、短期集中サロンを各地区のサロンと連携して実施し、介護予防につながるサロンの活性化を図られるよう支援します。
高齢者クラブ活動支援	社会貢献活動や健康づくり、仲間づくりに取り組む高齢者クラブの活動を支援し、高齢者自身が高齢者の生活支援の担い手として社会参加できる団体活動の推進を図ります。
シルバー人材センターの充実	登録促進、事業内容の拡大等の支援を行います。
地域包括支援センターの運営	支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなげるとともに、継続的な見守りやさらなる問題発生を防止するため、地域における様々なネットワークの構築を行い、相談支援機能を強化・充実します。地域ケア会議を開催し効果的なサービス調整と地域課題に対する政策形成へと結びつけます。高齢者のニーズに合った生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター*の活動を強化します。
高齢者居住環境整備事業	高齢者が可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう、住環境の整備を行うとともに、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。
閉じこもり対策	地域の仲間づくりや情報交換の場として、地域サロンの育成及び活性化を推進し、全町に拡大充実します。また、虚弱等の理由から閉じこもりがちな高齢者に対し、社会福祉協議会と連携して居宅を訪問し、必要であればミニデイサービス*事業などへの参加を勧奨するなど、必要な相談、支援を行います。
介護予防事業	65歳以上の高齢者を対象に基本チェックリストを行い、要支援又は要介護状態になるおそれのある高齢者を対象として、筋力向上トレーニング事業等の介護予防サービスを提供します。また、介護予防に関する知識の普及啓発を行い、高齢者自身が介護予防のために自主的な活動ができるよう支援します。
地域密着型サービス事業所の整備検討	要介護状態となっても、住み慣れた地域で引き続き生活ができるよう、地域密着型サービス事業所の整備について、既存施設の利用状況を見ながら適正施設数の確保に努めます。
生活支援体制の整備	高齢者に対する多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、生活支援コーディネーターの活動を強化す

	<p>るとともに、協議体を開催し、地域のニーズ把握や課題抽出を行い、地域に合わせたサービス創出について検討します。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「③ 公共交通と共助交通の連携」でも記述</p>
認知症対策	<p>認知症の人が地域で暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座、家族のつどいやオレンジカフェ（認知症家族や患者の情報交換の場）の開催など、積極的な啓発活動を実施します。また、タッチパネル式スクリーニング等を活用することにより、認知症の早期発見、早期診断につなげ、脳活トレーニング事業等により認知症・軽度認知障害の予防を強化します。認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の初期支援を包括的・集中的に行います。また、「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の人の自立生活のサポートを行います。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「②「福祉」「医療」「介護」「保健」の連携」でも記述</p>
外出支援サービスの整備	<p>公共交通不便地域における、日常生活で必要とされる高齢者の外出支援サービスについて、関係事業者や地域住民と連携し支援の充実や実現可能な移動手段のあり方の検討を進めます。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「③ 公共交通と共助交通の連携」でも記述</p>
介護予防・健康づくりリーダー（ゆりりんメイト）スキルアップ事業	<p>平成27（2015）年度から進めてきた、介護予防・健康づくりリーダー（ゆりりんメイト）養成事業により誕生した100名のゆりりんメイトの地域での活躍の場やスキルアップの場を設け、モチベーションアップにつなげることで、地域の支え合い活動の充実を図ります。</p> <p>→横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「②「福祉」「医療」「介護」「保健」の連携」でも記述</p>
介護技術スキルアップ支援	<p>介護に関する知識や介護の基本的な技術を学ぶ機会を提供し、家族介護者の介護技術スキルアップを支援します。</p>

④障がい福祉

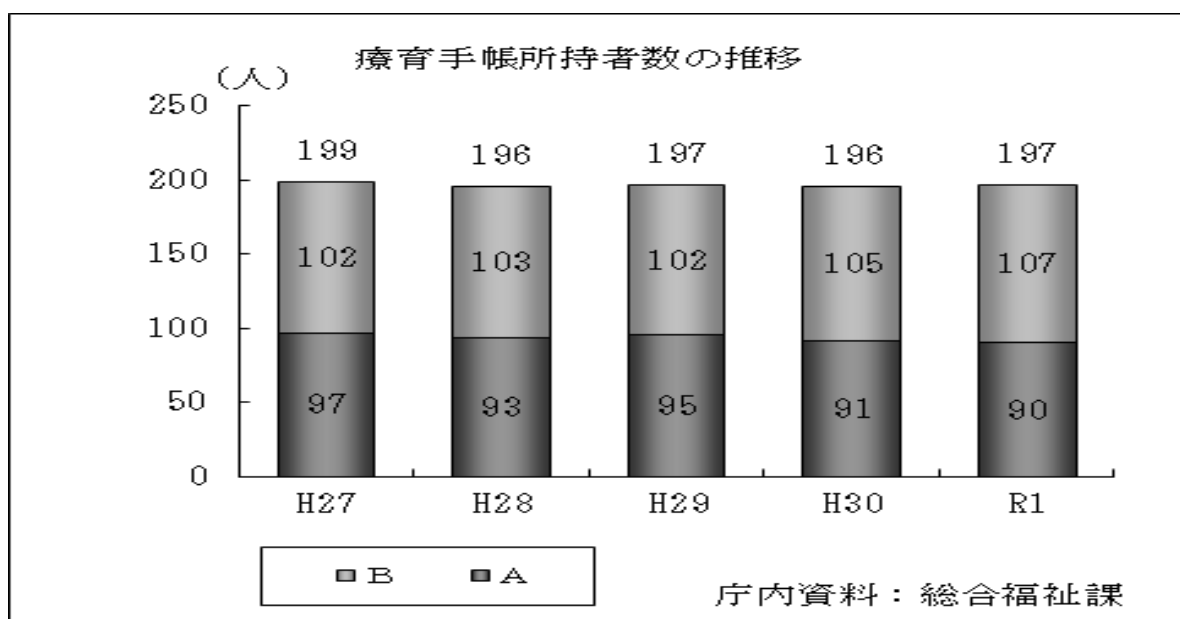
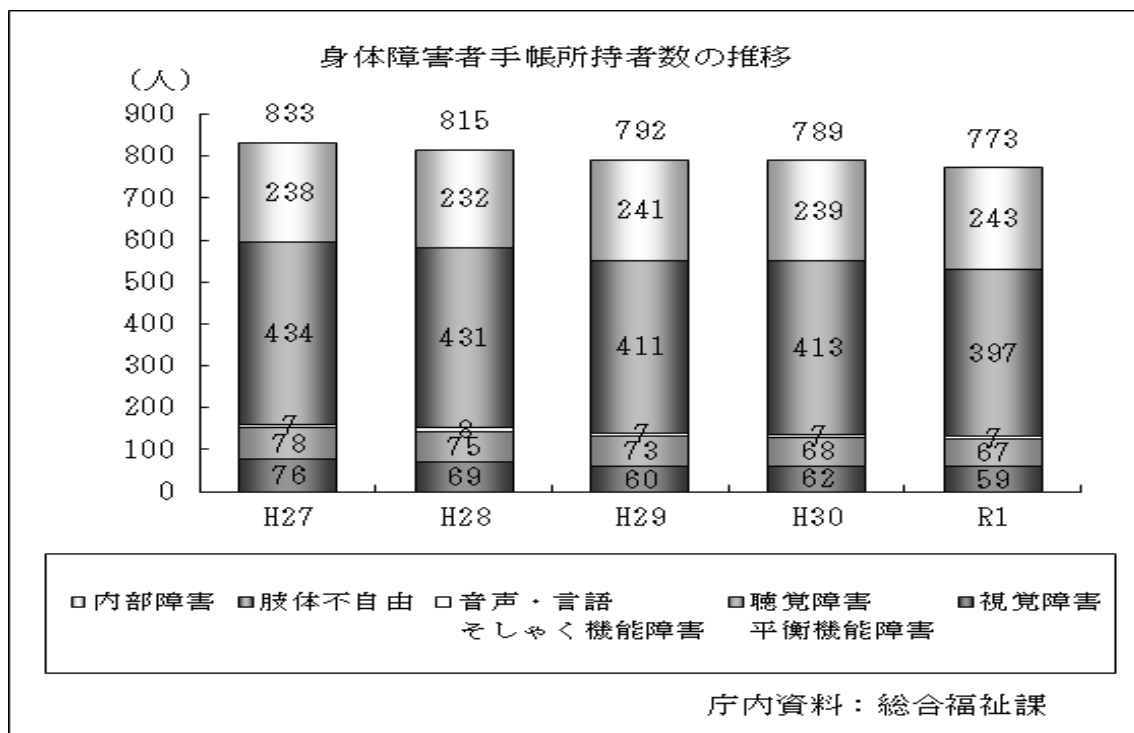
【現況と課題】

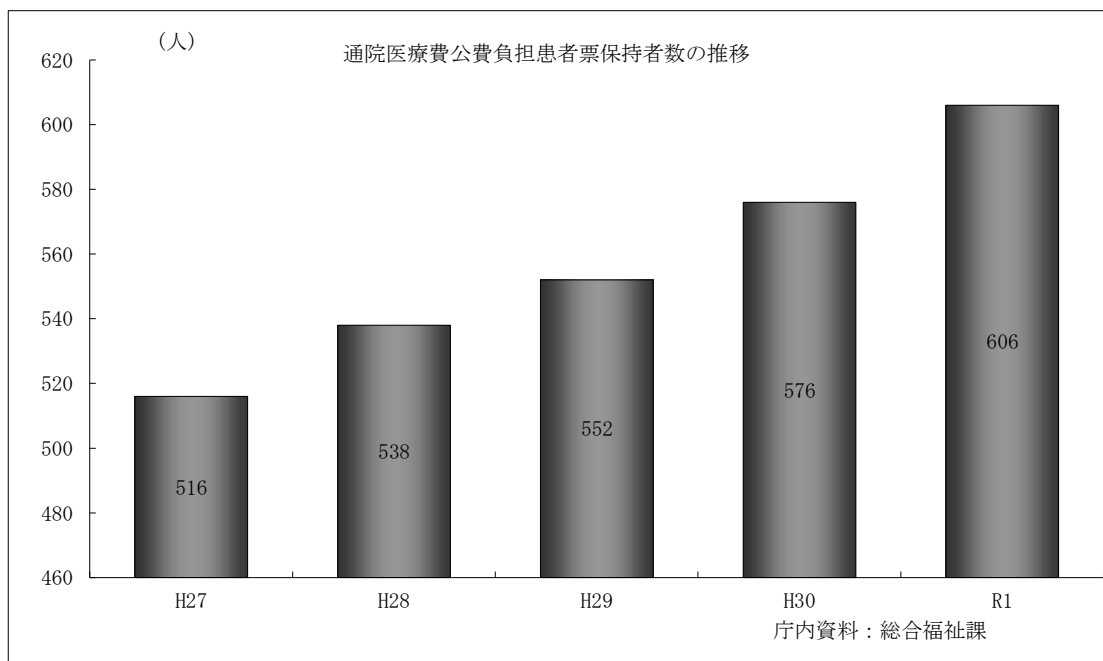
前計画である第3次湯梨浜町総合計画を策定した平成28（2016）年の前後の時期で障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点で平成17（2005）年に整備された、いわゆる「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）が平成25（2013）年4月に施行されました。この法律では、障がい者の範囲に難病等が加えられ、障害者支援区分の創設、障がい福祉サービスの変更など、制度の見直しが図られました。そして平成30（2018）年4月には、障がい者の望む地域生活の支援を図るために、障がい福祉サービスの追加やサービス提供事業所の情報公開などの規定を盛り込んだ改正が行われています。

本町においても、法改正に合わせて「障がい福祉サービス等支給決定基準」の見直しを行うなど、障がいのある人の障がいの程度に応じた福祉サービスが提供できる環境整備を進めています。

が、医療的ケアが必要な重度心身障がい児・者の短期入所受入れが困難である状況などはまだ十分に解消していません。さらに障がいのある人の一般就労への移行や、施設等入所者の地域生活への移行がなかなか進まない状況は、県中部の一市四町で構成する圏域共通の課題です。

一方、平成24（2012）年10月の「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」や、平成28（2015）年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、障がいのある人の自立と社会参加を支えるために、障がいのある人への正しい理解の促進を図り、障がいのある人も障がいのない人も共に住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、人権意識の醸成と共生社会への啓発を進める必要があります。





【施策の内容】

総合的な障がい者・児福祉対策の推進

「湯梨浜町障がい者計画」に基づき、令和2（2020）年度、実情に応じて見直しを実施した「湯梨浜町障がい福祉計画」と「湯梨浜町障がい児福祉計画」に沿いながら、体系的に障がい者・児福祉施策を推進します。

障がい者・児にやさしい基盤整備の充実

障がいのある人が、不便や不安を感じないような地域づくりを目指し、福祉のまちづくり計画に沿って必要な福祉サービスの充実、道路等の都市基盤の整備及び公共施設のバリアフリー*化を推進します。

意識の啓発と交流の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域での交流の場づくりや機会の拡充を図り、「あいサポート運動」の積極的推進により障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めていく心のバリアフリー化を推進します。

学習機会の充実

障がい者・児施設や社会教育施設において、障がいのある人の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。

また、障がいがある人の社会参加や交流の促進を図るため、手話の環境整備及び点字図書等による情報入手の充実に努め、障がいのある人の状況に応じたコミュニケーション手段を確保します。

さらに、障がいのある人が適切な教育を受けることにより、情報活用能力等の向上を図ります。

雇用・就労への支援

町自らが障がい者の雇用率*を法定雇用率（令和3年（2021年）4月以降は2.6%）達成を図るとともに、町民や企業等に対し、障がい者雇用の啓発に努めます。

また、障がいのある人の就労促進を図るため、相談体制の充実や就労に向けての斡旋活動を強化し、企業などでの雇用を促進します。

地域生活支援施策の充実

すべての障がいのある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、介護給付（ヘルパー派遣、ショートステイ*、デイサービス等）、訓練等給付（自立訓練、就労支援）、地域生活支援（相談支援、移動支援等）の総合的なサービスにより地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

また、障がいのある人が地域社会の中で障がいのない人と同じように生活できるよう、地域社会の中にある住宅で共同生活をするグループホームなどの施設整備を促進します。

障がい者・児に対する保健・医療サービスの充実

保健所や医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障がいの軽減や重度化、二次障がい等の防止を図ります。

また、発達障がいを含め、障がいのある人が自分の希望や生活スタイルに適した福祉サービスを選択し、受けることができる適正なサービス提供を進めます。

人材の確保と育成

ホームヘルパー*や手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。

また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実を図ります。

療育体制の充実

障がいのある児童が、障がいの種別や年齢にかかわらず必要な療育を受けられるよう、こども園や保育園、学校などの関係機関と連携して療育システムの充実に努めます。

障がいに配慮した教育等の充実

「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障がいがある児童が安心して生活し、児童一人一人の状況に応じた教育に努めながら、自らの将来を選択・決定することのできる社会を目指します。

また、児童が障がいの有無にかかわらず、相互に理解を深めるための交流を促進します。

【主要事業】

事業名	概要
自立支援給付関係事業	障がい者それぞれのサービス利用計画を作成し、障がい者のニーズに応じた障害者総合支援法による居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所、就労支援など障がい福祉サービスの円滑なサービス提供を図ります。
障がい者地域活動支援センター事業	在宅障がい者の創作的活動や生産活動機会の提供などの課題に対応するため、社会福祉協議会が平成19年（2007年）から開設している地域活動支援センター「みんなの家」の支援充実に努めます。

心身障がい者医療費助成事業	身体障害者・児手帳（3級・4級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2級）所持者に医療費を助成し、障がいがある人の経済的負担の軽減を図ります。
補装具給付事業	身体障がい者・児の失われた身体機能を補完し、又は代替する用具である補装具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
心身障がい者交通費助成事業	障がいの治療又は社会適応訓練を目的として通院（通所）している腎臓機能障がい、精神障がい、知的障がい、身体障がい者・児に交通費を助成し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。
日常生活用具給付事業	障がい者にストマ用装具等の日常生活用具を給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出時の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者やその家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
特別障害者手当等	身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、常時介護を要する在宅障がい者・児へ手当を給付して家族の経済的な負担軽減を図ります。
相談支援事業	年々増加する精神障がいのある人及びその家族へ生活支援を中心に関係機関と連携しながら継続して支援し、障がいのある人の自立更生や生活改善を図ります。
訪問入浴事業	在宅で重度の障がいがあるため入浴に介助の必要な人へ、在宅において入浴が可能になるよう図ります。

（注釈）

コミュニティー：

日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

民生委員：

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。

児童委員：

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受ける。

NPO：

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。広義では非営利団体のことを指す。

バリアフリー：

障がいのある人や高齢者が、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

グループホーム：

高齢者や障がい者、親と一緒に暮らせない子どもなど生活に困難を抱えた人が専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で、一般の住宅で生活する社会的介護、社会的養護の形態のことであり、地域社会に溶け込むように生活す

ることが理想とされる。「集団生活型介護」ともいわれる。

ICT :

英訳は**Information and Communication Technology**。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

ファミリー・サポート・センター :

地域において子育ての相互援助活動を行う会員制の組織のこと。仕事と家庭の両立を支援するために、育児や介護を地域で支えていこうとするシステムであり、子どもの送迎や一時的な預かり、介護の援助等について、援助を頼みたい「依頼会員」と依頼を請け負う「協力会員（援助会員）」を行政が調整し、支援する。

地域包括ケアシステム :

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域がサポートし合う社会システムのこと。

小規模多機能型居宅介護 :

住み慣れた生活圏で住み続けるための在宅高齢者の支援施設として、24時間365日、切れ目なく連続的に介護サービスを提供できるように、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を備えた、規模は小さいながらも多彩な機能を持った介護サービスのこと。

愛の輪協力員 :

一人暮らしの高齢者等に対し、協力員として登録した近隣の住民が愛の一声をかけ、温かい援護の手を差し伸べながら、日常生活の不自由な面を補うとともに、緊急時における適切な処置など、安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目的として、様々な地域活動に取り組んでいる。

フレイル :

健康な状態から要介護の状態に移行する段階の身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

生活支援コーディネーター :

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。

デイサービス :

障がいのある人や高齢者が、自宅から通いながら、入浴、食事、各種介護、機能訓練、レクリエーション等を日帰りで受けることができる施設サービスのこと。

障がい者雇用率 :

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって定められた割合。民間企業、国及び地方公共団体に対し、それぞれ雇用割合が設けられており、平成30（2018年）年4月1日以降の民間企業の法定雇用率は2.2%、国及び地方公共団体の法定雇用率は2.5%。

ショートステイ :

障がいのある人や高齢者の介護を行う人が病気等の理由により一時的に介護が不可能な場合に、障がいのある人や高齢者が施設に期間限定で短期入所し、日常生活の世話や機能訓練等を受けることができる介護サービスのこと。

ホームヘルパー :

心身の障がい等の理由により、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障がいのある人の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のこと。

○低所得者福祉の充実

【現況と課題】

バブル崩壊から続く低成長時代下の経済状況において、非正規雇用の拡大やリストラ等の失業による収入の減少、パート労働、高齢、ひとり親、傷病、障がい等による低所得世帯(生活困窮世帯)が増加しています。

これらの世帯が抱える問題には、経済面だけでなく、就労、福祉、保健、医療、介護をはじめとする様々な分野の施策が必要です。

このため、関係機関との協力のもと、様々な施策の活用及び施策に当てはまらない方への伴走型支援など、個々の世帯の実情に応じたきめ細やかな対応がより一層重要となっています。

【施策の内容】

生活保護等に対する援助体制の充実

生活保護については、平成23年4月から町に福祉事務所を設置しており、制度へのアクセスはしやすくなった半面、生活保護受給者は減少傾向にあります。今後の社会情勢の変化による受給者数の増減を見込むことは困難です。

様々な事情により、生活に困窮している世帯からの相談は、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立相談支援事業の取組として、町社会福祉協議会に委託し、「暮らしサポートセンターゆりはま」を開設して対応しています。社会福祉協議会を中心に、地域の民生委員*・児童委員*と協力しながら、相互の情報提供体制の強化及び面接相談体制や支援体制を充実し、多様な相談やニーズに対応します。

【主要事業】

事業名	概要
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会へ委託して、自立の相談支援や事業利用のための個別プランを作成することで、生活困窮者の自立支援を図ります。
生活困窮者就労支援事業	就労支援専門員を配置して生活困窮者の就労支援を図ります。
家計改善支援事業	経済的に困窮している世帯の家計について、困窮状態に再び陥らないよう、家計の課題をみつけ改善し、自ら家計管理ができるようになるよう支援します。

●生活保護世帯数の推移

区分	被保護世帯(世帯)	被保護者(人)	保護率(%)
H27	78	86	5.01
H28	80	89	5.23
H29	78	99	5.84
H30	77	94	5.58
R1	79	94	5.61

(庁内資料：総合福祉課)

(注釈)

民生委員：

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。

児童委員：

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受ける。

○保健・医療・健康づくりの充実

①保 健

【現況と課題】

超高齢社会の中で、若いうちからライフステージに応じた健康づくりが必要です。

国は、健康づくり対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成25（2013）年に第4次国民健康づくり対策「健康日本21（第二次）」を策定、鳥取県でも「鳥取県健康づくり文化創造プラン」（第3次）を策定しました。

本町においては、国及び県の健康づくり対策、計画の流れの中で、「町民一人一人が健康づくりに自ら積極的に取り組む」という視点に立ち、平成30年に「第3次健康ゆりはま21」を策定し、疾病の早期発見・早期治療、健康づくりの推進に取り組んでいます。

しかし、食生活や運動等の日常生活習慣と関係が深いがん、心臓病、脳卒中は本町における主要死因の約6割を占めており、また湯梨浜町国民健康保険の総医療費は、がん、糖尿病、慢性腎不全、高血圧などの生活習慣病に起因した疾病が上位となっています。

そのような状況の中、健診の受診勧奨を実施しても町民のがん検診受診率は5年間横ばい状態が続いており、また、町国民健康保険の特定健康診査も受診率34.0%と県内市町村と比較しても決して高くない受診率というのが現状です。今後、高齢化の進行が加速すると予想される中、生活習慣病は生命を奪うだけでなく、寝たきり、認知症など、身体機能や生活の質の低下に関わり、健康長寿の最大の阻害要因になると考えられ、生活習慣病改善に関する対策は重要になってきます。

また、急激に変化する社会の中で、ストレス、過労等による心の病にかかる人も多く、体の健康だけでなく心の健康づくりの必要性や感染症から生命を守るための予防接種の推進など、時代にあった対策も必要となっています。これからの21世紀を生きる町民が、健康でいきいきと心豊かに生活できる活力ある町となるためには、今後ますますすべてのライフステージに応じた健康づくりと予防対策が重要となってきます。

少子、高齢化が急速に進行し、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中、産後うつや若年妊婦、孤立し子育て不安を持つ等、保護者の抱える課題も多様化しています。安心して子どもを産み育てる環境の整備、体制整備が求められる中、母子保健事業の充実、特に健康に過ごせるための健康診査、相談・指導体制の充実が必要です。健康ゆりはま21の計画や本計画福祉施策の推進（児童福祉）中にもあるように、乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導、子育て世代包括支援センター事業の運営を通じた育児不安への支援、地域の中で孤立しないよう安心して相談できる体制の整備が必要です。

妊娠を望んでも子どもができず、不妊治療をする夫婦が年々増加しています。不妊治療は治療費が高額となり、夫婦の経済的負担が大きいことから、県と連携した不妊治療費助成制度の一層の充実が必要です。また、生命の危険を伴いやすい未熟児の入院養育治療においても支援が必要です。

【施策の内容】

成人保健事業の推進

国は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診や健診結果により対象となる人に保健指導を行い、生活習慣病を予防することとした「特定健康診査・特定保健指導」を平成20年4月から義務付けています。

あらゆる疾病につながる生活習慣病やがんの早期発見、早期治療をするため、健康診査や各種がん検診の実施体制を充実し、受診しやすい環境を整備するため、休日健診、レディース検診を実施します。

また、保健指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援及び適正な医療につなげるように努め、疾病の重症化予防を図ります。

高齢者保健事業の推進

高齢者は慢性疾患や、多病、認知機能低下、社会的な孤立など、多様な課題を抱えていることが多く、これまでのように医療分野、介護分野がそれぞれ個別で対応することが難しくなってきました。

そのため、高齢者の特性に対応していくため、保健事業と介護予防事業とを一体的に実施し、より高齢者が健康で自立した生活ができ、安心して暮らせる地域社会を構築することを目指し、関係課と連携しながら、効果的な保健事業の実施に努めます。

歯科保健事業の推進

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。特に、子どもに対するフッ化物洗口の重要性・必要性について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、乳幼児、妊婦、成人、高齢者、障がいのある人に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

幼児に対し、歯の磨き方など繰り返し、正しい知識の指導に努めます。

精神保健事業の推進

ストレスへの対応やうつ、うつ状態、心の病や認知症予防のために、保健、医療、福祉など、関係機関と連携し、正しい知識の普及・啓発や生活支援、相談支援に取り組んでいきます。

心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、支援計画を作成したうえで訪問等を行い、育児支援事業や在宅福祉サービスを利用していただくなど、保健、医療、福祉等の関係機関が連携して支援に努めます。

また、精神保健に対する町民の認識は十分とはいえず、関係機関と連携しながら、精神疾患への理解を深めるための啓発に努めます。

感染症予防対策の推進

感染症の流行情報について、迅速な提供やその予防については、国、県等からの情報提供を基に、町民に正しい知識の普及や情報伝達を行い、感染症予防に努めます。

また、感染症発生時には、人権に配慮しつつ、保健所や医療機関等と連携して、迅速な蔓延防止に努めます。

母子保健事業の推進

町民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努めます。特に、乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等を通して、育児不安への支援や児童虐待の予防と早期発見に努めます。

また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しながら、きめ細やかな支援に努めるとともに、発達について支援の必要な児の早期発見に努め、家庭や認定こども園、保育園、小学校等関係機関との連携により、個々に応じた支援を行います。

さらに、妊婦健診・産後健診の受診率を高め、安全、安心な妊娠、出産を目指すとともに、不育症・不妊治療費助成制度を充実し、子どもを産み育てやすいまちづくりの環境整備を推進します。

相談・支援体制の充実

複数の問題を抱えている人の相談にも対応できるよう、保健、医療、福祉等、各関係機関が密接に連携し、「子ども家庭総合支援拠点」を設立し、生活者の視点に立った総合的な相談体制を確立します。特に発達障がいや支援の必要な子どもを持つ家庭が育児不安に陥ったり、地域の中で孤立したりしないよう、安心して相談できる体制の整備を図ります。

また、国際化に伴い、多国籍の保護者の子育て支援など、配慮が必要な家庭への支援を行います。

さらに、心の健康づくりのための普及啓発を行うとともに、相談支援業務を充実します。

【主要事業】

事業名	概要
病気の早期発見・早期治療の推進徹底	健康診査及び各種がん検診の実施体制を充実しながら、疾病の早期発見に向けた適正受診を促進します。 また、検診後のフォローを最重視し、精密検査が必要と診断された者に対して再検査受診勧奨を確実に行うなど、町民個々の健康維持と自己管理意識を高めます。 さらに、検診結果を踏まえて、協会けんぽとも連携しながら、町民の健康状態や疾病罹患の状況を的確に把握し、継続的な分析評価による効果的な対策の実施に努めます。
ドック検診委託事業	国民健康保険の保健事業として、被保険者に対する疾病の早期発見・早期治療に大きく役立つドック検診（セットドック検診等）を継続的・計画的に実施します。
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業	地域課題を分析し、重点課題解決に向けて事業を実施します。支援方法は、高齢者の個別的訪問支援（ハイリスクアプローチ）、地域サロンなどの通いの場への積極的支援（ポピュレーションアプローチ）を実施し、高齢者の健康意識の向上やフレイル予防を実施します。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「②「福祉」「医療」「介護」「保健」の連携」でも記述
18歳年度末までの医療費助成事業	小児医療費助成の対象年齢を18歳年度末まで拡大します。
歯・口の健康づくり推進事業	現在実施している中学校までのフッ化物洗口を継続して実施します。 また、ふしめ歯科健診を20、30、40、50歳の人を対象に実施します。
自死対策事業	関係機関と連携し、病気に対する正しい知識の普及啓発を始め、相談窓口の周知を図ります。
不妊治療費助成金交付事業	不妊治療及び不育症に要する費用の一部を助成し、安心して産み育てられる環境整備に努めます。

予防接種事業	予防接種法に定められた予防接種及びインフルエンザ、おたふくかぜ成人の麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を推進します。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を目的として各種健診を実施します。
母子保健事業	乳幼児健康診査や育児相談等乳幼児の健全育成のための各種事業を積極的に展開し、母子保健の推進を図ります。
発達支援事業	発達支援の必要な児のための支援体制をこども園や関係機関と連携しながら進めます。
産前産後サポート事業・産後ケア事業	妊娠から子育て期において支援が必要な妊産婦に対し、支援プランに基づいた事業提供を行います。
乳児・児童ふれあい交流事業	町立の小中学校で「赤ちゃん交流会」等の事業を実施し、命の大切さやコミュニケーションの大切さを学ぶ場を提供します。

●各種検診受診者の推移

	特定健診（人）	長寿健診（人）	がん検診（人）				
			胃がん	子宮がん	乳がん	肺がん	大腸がん
H27	938	314	1,699	1,177	714	2,465	2,198
H28	918	367	1,655	1,165	687	2,459	2,148
H29	863	355	1,731	1,151	744	2,444	2,161
H30	888	379	1,727	1,160	688	2,442	2,184
R1	919	418	1,712	1,159	720	2,450	2,186

（庁内資料：健康推進課）

②医療

【現況と課題】

町民が利用する医療機関は、町内開業医と倉吉市を中心とした県中部一円の公私立病院等によって充実しています。

また、交通機関も整っており、救急体制も湯梨浜消防署との連携によって対処するなど、医療体制は一応整っています。しかし、年々増加の傾向をたどる後期高齢者の医療費に鑑み、ひとり暮らしの高齢者世帯も増加していることから、緊急時の対応を迅速に行う体制づくりなど、高齢者を取り巻く医療体制の整備が必要となっています。

【施策の内容】

救急医療体制の整備

緊急時における救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、鳥取中部ふるさと広域連合を中心とした救急医療体制の拡充を促進します。

また、「鳥取県保健医療計画」及び令和7（2025）年のあるべき医療供給体制を目指す「鳥取県地域医療構想」に沿って、鳥取県や隣接市町、関係医療機関との連携強化を図り、広域的な救急搬送の円滑化を図ります。

地域での暮らしを支える医療

関係機関に働きかけ、かかりつけ医及びかかりつけ薬局を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努め、疾病予防や介護予防に積極的に取り組みます。

【主要事業】

事業名	概要
緊急医療体制の整備充実	医療機関への協力要請等を行い、夜間・休日・緊急時の医療体制の整備充実を図ります。
地域医療体制の充実	地元医療機関との協力体制のもと、町民にホームドクター*及びかかりつけ薬局を持つことを奨励し、健康づくり事業や各種検診等と医療との連携を十分に図ります。

●死因の推移

(単位：人)

年	第1位	第2位	第3位
H26	悪性新生物 75	心疾患 29	肺炎 25
H27	悪性新生物 72	心疾患 39	肺炎 30
H28	悪性新生物 55	心疾患 49	肺炎 23
H29	悪性新生物 66	心疾患 41	脳血管疾患 34
H30	悪性新生物 67	心疾患 46	脳血管疾患 26

(庁内資料：鳥取県福祉保健部 鳥取県人口動態統計)

③健康づくり

【現況と課題】

本町の主要死因は生活習慣病を起因と考えられるがん・心疾患・脳血管疾患が死亡総数の約5割を占めており、また、本町国民健康保険の特定健診の結果では、メタボリックシンドローム及びその予備群の割合が年々上昇傾向にあります。

国保特定健診質問票の集計結果では「運動や食生活等の生活改善をしてみようと思いますか」の問いに、約3割の人が「改善するつもりはない」と答えており、健康に対する意識の低さが懸念されます。

また、同じ質問票の集計では、「歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していない」と答えた人が約7割、「就寝前2時間以内に夕食をとっている」と答えた人は約2割でしたが、いずれも全国平均より高くなっており、生活習慣病になりやすい生活環境にあることがうかがえます。

生活習慣病は生命を奪うだけでなく、寝たきり・認知症など、身体機能や生活の質の低下に関わり、健康長寿の最大の阻害要因になると考えられており、改善するためには自らの健康に関心を持ってもらい、若いうちから生活改善、運動の定着化を図ることで、将来的な健康寿命の延伸につなげることが重要です。

【施策の内容】

健康増進につながる健康意識の醸成

健康意識高揚のための施策として、簡易的に行えるウォーキングを運動の柱とし、測定機器を

用いて健康状態を把握する「ゆりはまヘルシーくらぶ」事業を普及させ、やりがいを持って自発的に健康増進や健康管理に取り組むための基盤づくりを目指します。

また、生活改善の重要性を理解し、生活習慣病等の疾病を自ら予防・改善するための健康教育を実施します。

運動習慣定着のための環境整備

身近に取り組めるウォーキングを始めとし、生活環境が異なっても自分に合った方法で運動に取り組める環境整備を推進します。

食生活改善と食育の推進

保健指導、健康教室等の機会を捉え、地域や家庭において、食生活の重要性を理解し、生活改善につなげるための教育と啓発に努めます。

【主要事業】

事業名	概要
ゆりはまヘルシーくらぶの実施	健康意識高揚のための施策として、簡易的に行えるウォーキングを運動の柱とし、測定機器を用いて健康状態を把握する「ゆりはまヘルシーくらぶ」事業を普及させ、やりがいを持って自発的に健康増進や健康管理に取り組むための基盤づくりを目指します。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「②「福祉」「医療」「介護」「保健」の連携」でも記述
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業(再掲)	地域課題を分析し、重点課題解決に向けて事業を実施します。支援方法は、高齢者の個別的訪問支援（ハイリスクアプローチ）、地域サロンなどの通いの場への積極的支援（ポピュレーションアプローチ）を実施し、高齢者の健康意識の向上やフレイル予防を実施します。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」 「②「福祉」「医療」「介護」「保健」の連携」でも記述
健康相談・健康教室等の実施	健診結果を踏まえ、町民の健康状態にあった健康づくり事業を実施するほか、食生活を含めた健康情報等を積極的に提供し、町民自身の健康増進への意識・意欲の向上を目指します。
運動教室の実施	ウォーキング等の個人で実施できる運動のほか、年齢、性別に関係なく参加できる運動教室の開催や関係機関と連携した情報提供など、運動に取り組みやすい環境をつくります。
食育の推進	生活習慣病と食の深い関わりを重視し、日常の食生活を見直しながら、家庭や地域といった小単位で食生活改善対策に取り組めます。さらに、子どものうちから食が健康につながることを意識付けるため、乳幼児期、学齢期など各段階に応じた食育の推進を図ります。

(注釈)

ホームドクター：

病気になったり、けがをした時などに最初に相談する医者。かかりつけの医者のこと。

○社会保障の充実

【現況と課題】

医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や高齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度は、基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

介護保険は、従来老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成したもので、公平で利用しやすく、効率的な社会的支援システムとして構築されました。

介護保険制度は、平成12（2000）年度に創設され、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして定着しています。介護という視点が世の中に認知され、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加と相まってサービス利用者も増加してきました。しかし、介護保険料は、制度発足当初に全国平均で2,911円/月であったものが、要介護認定者の増加等に伴い、現在（平成30年度～令和2年度）では、5,869円/月と大幅に増加しています。

本町においても、制度発足当初の合併前3町村平均2,789円/月であったものが現在（平成30年度～令和2年度）は6,000円/月で全国平均を上回る状況となっています。今後も高齢化が進む中、サービス給付は増加の一途をたどると予想されており、介護保険制度を持続的かつ安定して運営することができるよう取り組むことはもとより、地域包括ケアシステム*の深化・推進を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組を推進していく必要があります。

国民年金

国民年金は、高齢となっても、また、不慮の事故で障がいを持った時でも、日々の生活の安定が図られるように国民みんなで支え合う相互扶助の制度です。

しかし、急速に進展する高齢化や社会経済状況等から生じる不安感によって、国民年金制度への信頼が薄らいでいく傾向にあり、信頼の回復を図っていく必要があります。

また、年金を支える若年層の減少が顕著になっていることから、年金制度における給付水準と保険料負担のバランス確保や制度への理解を促進すること等が重要な課題となっています。

国民健康保険

国民健康保険は、相互扶助の精神に則り、加入者がお金を出し合って、万一の場合の病気やけが、出産等について保険給付を行う制度です。平成30年度の制度改革により、鳥取県が保険者に加わり、県内全市町村の国保財政運営を担うことになりました。

近年は、後期高齢者医療や健康保険への移行でその被保険者数は減少していますが、生活習慣病の重症化や高度医療の進展に伴い、被保険者一人当たりの医療費は増加の一途をたどっています。

国民健康保険財政の運営は、年齢構成が高く医療費水準が高いことや、所得水準が低く保険料負担が重いといったことから厳しい状況が続いており、適切な財政措置や制度改革を引き続き国等に要請していく必要があります。

介護保険

介護保険制度の安定運営を目指して、効率的かつ効果的な介護サービスの提供の観点から制度

の周知及び啓発活動に力を入れて取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携を強化することにより地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、適正なサービスを提供するため、介護保険適正化事業を引き続き実施します。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急激に進む高齢化と医療費の増加に対応するため、平成20（2008）年4月に国の医療制度改革の一環として、これまでの老人保健制度を廃止し、創設された医療制度です。すべての75歳以上の方（一定の障がい有する65歳以上）を被保険者とし、県ごとに設置された広域連合が運営しています。財源構成は公費が5割、現役世代負担が4割、被保険者の保険料が1割であり、手厚い財源措置が行われています。

被保険者数は一定の範囲内で推移していますが、町の人口減少に伴い、町民全体に対して被保険者が占める割合が上昇傾向にあるとともに、一人当たりの医療費も増加傾向にあります。

【施策の内容】

国民年金制度の適正な運営

町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図り、未加入者の減少に努めます。

また、加入者のニーズに応じたきめの細かい相談ができるよう相談体制の充実を図ります。

国民健康保険の適正な運営

制度改革により平成30年度から国民健康保険財政の運営主体が町から県に移り、制度の安定化・効率化が図られました。本町は、資格確認や保険給付、保険税率の決定、保健事業等を引き続き実施しています。

保険税収納率の向上やレセプト*（診療報酬明細書）の点検事務を外部委託するなど、事務の効率化により財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に取り組みます。

また、町民の健康を増進し、医療費の増大を抑えるために、健康相談や健康診査、各種健診、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等を実施します。さらに、健康指導の充実を図りながら、各個人の生活習慣病等に関する自己啓発を促すことに努めます。

介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の安定運営を目指して、制度の周知及び啓発活動に力を入れて取り組むとともに、適正なサービスを提供するため、介護保険適正化事業を引き続き実施します。

後期高齢者医療制度の適正な運営

被保険者の保険料の公平性と適切な医療の給付を確保するため、適正なサービスの提供に努めます。

また、令和2年度より開始となった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、健診結果やレセプト（診療報酬明細書）などを活用し、地域特性について把握・分析を行います。その上で、地域の医療機関や介護保険事業と連携を図りながら、重複・多受診者の訪問指導活動等や地域の通いの場での啓発活動を行い、健康寿命の延伸、後期高齢者医療費の適正化を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
国民年金制度啓発事業	無年金者を出さないよう町民への制度周知・啓発、適用対象者の的確な把握、加入促進を推進します。
国民健康保険事業	県の統一的な方針に従い、医療費の適正化・効率化に努めながら、引き続き資格確認や保険給付、保険税率の決定、保健事業等を実施します。また、医療費の抑制を図るため、平成27年度に策定した「データヘルス計画」に基づき各種保健事業に取り組み、特定健診の受診率向上並びに被保険者の健康寿命の増進に努めます。生活習慣病の予防及び医療費の抑制、適正化を図るため、レセプト点検体制を充実するとともに、疾病分類等を実施しながら、適切な健康指導に結びつけます。現在、保健事業として実施している短期人間ドック検診、脳ドック検診を組み合わせた「セットドック検診」を継続して実施します。
介護保険事業	高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が続けられるよう、介護予防事業に取り組みます。あわせて、介護保険制度の持続的、安定的な運営に向けて、積極的な普及啓発活動や適正なサービス利用の促進を図ります。また、生活困難な方についても必要な介護サービスが受けられるよう本人負担の軽減を図ります。
後期高齢者医療事業	令和2年度より開始となった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。医療費の地域特性について把握・分析を行い、地域の医療機関や介護保険事業と連携を取りながら、重複・多受診者の訪問指導活動等や地域の通いの場での啓発活動を行い、後期高齢者医療費の適正化を推進します。

●国民健康保険被保険者数の推移（各年3月31日現在）

区分		H27	H28	H29	H30	R1
世帯数 (世帯)	一般	2,309	2,253	2,256	2,212	2,205
	退職	91	54	22	4	1
	計	2,400	2,307	2,278	2,216	2,206
	加入率(%)	39.6%	37.7%	37.1%	35.7%	35.0%
被保険者数 (人)	一般	3,914	3,761	3,713	3,615	3,591
	退職	205	126	45	10	1
	計	4,119	3,887	3,758	3,625	3,592
	加入率(%)	24.0%	22.8%	22.2%	21.5%	21.4%
1人当たり 医療費(円)	一般	386,555	386,315	389,175	404,759	403,456
	退職	435,365	634,136	651,406	668,805	537,580

(庁内資料：健康推進課、資料：週刊国保実務)

●後期高齢者医療制度被保険者数の推移（各年3月31日現在）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
被保険者数 (人)	後期高齢	2,787	2,801	2,779	2,767	2,762
	加入率(%)	16.2	16.5	16.4	16.4	16.5
1人当り医療費 (円)	後期高齢	986,415	960,966	983,053	967,754	925,627

●国民年金加入者数・受給者数の推移（各年3月31日現在）

区分	加 入 者 数				
	強制(人)	任意(人)	第3号(人)	計(人)	加入率(%)
H27	1,911	10	706	2,627	15.31
H28	1,762	16	669	2,447	14.37
H29	1,684	22	656	2,362	13.94
H30	1,615	21	635	2,271	13.47
R1	1,600	20	578	2,198	13.12

(庁内資料：健康推進課)

●第1号被保険者の介護保険料の推移

所得段階	保 険 料 率	平成24～26年度 (円)	保 険 料 率	平成27～29年度 (円)	保 険 料 率	平成30～令和2年度 (円)
第1段階	0.50	31,200	0.50	35,900	0.30	21,600
第2段階	0.50	31,200	0.75	53,900	0.50	36,000
第3段階	0.75	46,800	0.75	53,900	0.70	50,400
第4段階	1.00	62,500	0.90	64,600	0.90	64,800
第5段階	1.25	78,100	1.00	71,800	1.00	72,000
第6段階	1.50	93,700	1.20	86,200	1.20	86,400
第7段階	1.75	109,300	1.30	93,400	1.30	93,600
第8段階			1.50	107,800	1.50	108,000
第9段階			1.70	122,100	1.70	122,400
第10段階			1.75	125,700	1.75	126,000

(庁内資料：地域包括支援センター)

(注釈)

地域包括ケアシステム：

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域がサポートし合う社会システムのこと。

レセプト点検：

保険医療機関又は保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬、調剤報酬請求明細書（レセプト）が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。

○住民参画社会の推進

【現況と課題】

地方分権社会の到来により地域の特性を活かした行政推進が求められており、地域ニーズを反映した住民満足度の高いまちづくりを進めることが大切です。そのためには、地域住民の参画意識を高め、構想・計画段階から住民参画の手法を取り入れることが重要です。

本町では、「まちづくり座談会」、「町民の声意見募集箱」の設置など住民参画の機会を設けてきました。今後ともこれらの施策の充実を図るだけでなく、インターネット等を活用した意見収集や情報通信基盤を活用した情報の受発信など、多様な手段・手法による住民参画を促進する必要があります。このような取組をさらに推進していくためには、地域住民と目的や情報の共有、対等性の確保が不可欠であり、地域住民との協働によるまちづくりが必要です。

【施策の内容】

住民参画の手法の充実

審議会や「まちづくり座談会」など直接町民が参加できる機会を拡充するとともに、「町民の声意見募集箱」の設置やインターネットなどを活用した意見収集など、多様な手段・手法による行政への住民参画を推進します。

子ども、若者が町政に対する考えを深め、まちづくりに参画できるよう、学校教育とも連携しながら、自分の意見を表明できる機会を創出し、市民性を育むとともに町への愛着意識の醸成を図ります。

広聴活動の充実

町政に対する町民の要望等を施策に反映するため、町長との懇談会や定期的な住民意識調査、審議会への参加など、幅広く町民の意見・要望等を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。

また、インターネットなどを利用して、地域の要望把握や町民の行政参加を促進します。

【主要事業】

事業名	概要
まちづくり座談会の推進	地域住民との直接対話のできる場を設けることにより、より行政と地域住民が協働し、参画できるまちづくりを促進します。
ボランティア活動推進事業	自主的なボランティア活動の支援と気軽にできるボランティア活動の啓発やコーディネート*を推進します。また、ボランティアの研修・講座等機会の創出に努め、住民への参加を促します。
子ども、若者のまちづくりへの参画推進	子ども、若者が町政に対して、意見を表明できる機会の創出をし、まちづくりへの積極的な参画促進と地域への愛着を育みます。

(注釈)

コーディネート：

各部を調整し全体をまとめること。

○コミュニティー*活動の促進

【現況と課題】

少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化等が、地域社会における住民間の関わりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしています。

しかしその一方で、NPO*、ボランティア団体、コミュニティー活動を推進する各種団体の活動にも見られるように、地域住民自らが課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。

本町においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツに関わる町民の諸活動に加えて、様々な問題に取り組む町民の自発的な活動が展開されるようになってきています。

今後、新たな地域コミュニティーのあり方を検討していくとともに、少子・高齢化に伴う子育て支援、高齢者の介護、障がいのある人の自立支援等の社会問題に積極的に取り組む団体を支援していく必要があります。

また、町民の自主性を尊重しつつ、コミュニティー意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通して、地域コミュニティー機能を高めていくことも望まれています。

●町内のボランティア団体の状況

団 体 名	活 動 分 野
たんぽぽの会	保健・医療・福祉
えびす会	保健・医療・福祉
虹の会	保健・医療・福祉
ほほえみ会	保健・医療・福祉
ボランティアはなみ	保健・医療・福祉
つるの会	保健・医療・福祉
泊ふれあい給食ボランティア	保健・医療・福祉
J A女性会やまびこ	保健・医療・福祉
湯梨浜町東郷赤十字奉仕団	保健・医療・福祉
湯梨浜町羽合赤十字奉仕団	保健・医療・福祉
湯梨浜町泊赤十字奉仕団	保健・医療・福祉、社会教育
湯梨浜町老人クラブ連合会羽合支部	保健・医療・福祉、環境保全
夢ちゃん	保健・医療・福祉、子どもの健全育成
夢工房	保健・医療・福祉、まちづくり、文化・芸術・スポーツ
カフェ梅や	保健・医療・福祉、まちづくり
東郷池メダカの会	環境保全、まちづくり、子どもの健全育成
湯梨浜町商工会女性部	まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、地域安全
F C ヴァエル '08 湯梨浜	子どもの健全育成
大介	子どもの健全育成
ホエホエ隊	子どもの健全育成、環境保全
ゲー・チョコキ・パー	子どもの健全育成
おはなしれっしゃ	子どもの健全育成
とまり一里浜道路を守る会	まちづくり、環境保全

木香バラによる町作り会	まちづくり、環境保全
めぐみのゆ公園を育てる会	まちづくり、環境保全
達人クラブ	まちづくり
花盛会	まちづくり、文化・芸術・スポーツ
湯梨浜町「花一杯運動」	まちづくり、環境保全
ボランティア・ロードハワイビーチ	まちづくり、環境保全
泊1区ボランティアロード	まちづくり、環境保全
松崎区長会	まちづくり、環境保全
橋津歴史塾	まちづくり、環境保全
団塊クラブ	まちづくり、環境保全
鳥取県土地家屋調査士会中部支部	環境保全、専門的相談
宇宙桜ガーデニングプロジェクト	環境保全
きらきらサークル	環境保全
泊潮風クラブ	環境保全
泊茶道クラブ	文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成

(庁内資料：企画課・総合福祉課・長寿福祉課)

●まちづくりを創造する団体の状況

(令和2年3月末支援団体)

団 体 名	事 業 名
中華コスプレプロジェクト日本支部	中華コスプレ日本大会の開催
湯梨浜町民ミュージカル実行委員会	湯梨浜町民ミュージカルの公演
地域と福祉を育てる会	バイオディーゼル燃料（BDF*）での環境保全事業
特定非営利活動法人 未来	ノルディックウォーク鳥取・湯梨浜大会の実施
ワイワイカンパニー東郷池	婚活パーティーによる若者定住促進事業
松野迅ヴァイオリンコンサート実行委員会	ヴァイオリンリサイタルと交流会の開催
とっとりどまんなかフェスタ実行委員会	とっとりどまんなかフェスタの開催
みんなの食堂ゆるりん運営委員会	みんなの食堂ゆるりんの開催
鬼嫁の里プロジェクト	鬼嫁の里プロジェクト事業

(庁内資料：企画課)

●町内の特定非営利活動法人（NPO）の状況

令和3年1月時点で町内に所在する法人はなし

【施策の内容】

学習の場の整備とコミュニティー意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動などを実施している団体の実態の把握に努めるとともに、NPOなどの活動の場を利用し、コミュニティー意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

コミュニティー活動団体の育成及び人づくり

自治会やボランティア団体、NPOなどをはじめ、コミュニティー活動を進める団体の自主性を尊重し、支援します。

また、地域活動のリーダーや地域に関わる各分野の人材の発掘・育成に努め、その人材を活用し、学習の場の提供を行います。

情報交流の促進

各団体の活動内容を把握するとともに、共通するもの又は同時に実施する方がより一層の効果が期待できる活動については、各団体へ情報発信し、団体相互の交流を促進します。

コミュニティー関連施設のネットワーク化

集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティー関連施設のネットワーク化を図り、コミュニティー活動の強化や地域力の向上に努めます。

コミュニティー活動の支援

地域住民連帯の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援します。

また、地域の公民館を核とした様々な地域活動を推進するとともに、より地域に密着した住民の意見やニーズを把握します。

さらに、住民同士が、お互いの地域の特色を尊重し、協調して新しいまちづくりができるような仕組みづくりを行います。

公民館活動の支援・充実

地域の公民館を地域づくりの活動の拠点と位置づけ、地域で取り組まれる自主的かつ特色あるスポーツ活動や文化活動等に対する支援を行います。

【主要事業】

事業名	概要
コミュニティー助成事業	「宝くじの普及広報事業」を活用し、各集落・団体などが行うコミュニティー活動に必要な施設や設備の整備に関する事業に対して助成を行い、コミュニティーの健全な発展を図ります。
NPO育成支援活動事業	NPOの設立や運営の支援を行います。
集落づくり総合交付金事業	地域を活性化し、住みよいまちづくりを推進するため、集落の運営費や防災活動、その他福祉活動等自主的な集落づくり活動を支援します。
地域にぎわい創出事業	地域のにぎわいの創出と住民間の交流を促進するため、地域が行う運動会・スポーツ大会・芸能大会・祭り・文化祭活動を支援します。
まちづくり創造事業	住民が主体となるまちづくりを推進するため、自主的・継続的にまちづくり活動に取り組む団体を支援し、地域活性化の中核を担う人材及び団体を育成します。

ボランティア団体活動 助成事業	町内で活動するボランティア団体の育成・支援を行います。
--------------------	-----------------------------

(注釈)

コミュニティー：

日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

NPO：

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。広義では非営利団体のことを指す。

BDF：

バイオディーゼル燃料 (Bio Diesel Fuel) のこと。化石燃料である軽油の代替燃料として、使用済の天ぷら油 (植物性廃食用油) を原料に精製され、トラックや重機、トラクター、発電機などで使用されている。

○多様な交流の推進

【現況と課題】

経済、社会の各分野で、諸外国との交流が活発化し、青少年が海外体験学習や研修で海外へ出かけたりする機会が多くなりました。また、インターネットの普及拡大により学校や自宅からでも国際的な交流を行うことが可能になりました。

現在、本町では平成8（1996）年にアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との姉妹都市提携以降、「ハワイアンフェスティバル」の開催やホームステイ等を通じて、ハワイ郡中学生と町内中学生の交流を行っています。また、鳥取県と中国河北省の提携を記念して建設された中国庭園燕趙園を拠点とした中国文化との交流もあります。

さらに、語学教育における外国語指導助手や国際交流事業の補助を行う国際交流員の招致、英会話教室や国際交流協会を中心とした各種事業により、町民の国際感覚を高めたり、国際理解を深めています。

国内での交流では、グラウンド・ゴルフ発祥地大会等のスポーツイベント、特産の梨を通じての交流や天女ゆかりの自治体との交流を行ってきました。しかし、交流が単発的な傾向にあり、今後は、各自治体間の交流を継続的に実施し、地域の活性化を図る必要があります。

●国内・国外の交流

国内交流先	開始時期	交流のきっかけ	交流の概要
福島県川俣町	平成26年	羽衣・天女伝説を有している自治体の首長が一堂に集まり、天女を活かしたまちづくりについて考える「天女サミット」を開催したことによる	観光、経済、教育、文化、防災等、様々な分野での交流・連携を行い、相互のまちづくり支援などを通じ、参加自治体の持続的発展を図る
滋賀県長浜市			
京都府京丹後市			
大阪府高石市			
鳥取県倉吉市			
沖縄県宜野湾市			
宇宙桜植樹市町村	平成30年	宇宙を旅した桜(宇宙桜)の種から生育した苗木を桜コミュニティ内に植樹したことによる	<p>きぼうの花事業(※1)により、宇宙桜を植樹した自治体が集まる「きぼうの桜サミット」に参加し、交流を深める</p> <p>※1 きぼうの花事業:東日本大震災で被害を受けた地域の津波到達点以上の場所に「宇宙桜」を植樹し、復興のシンボル、避難の目印及び観光資源にする事業</p>

国外交流先	開始時期	交流のきっかけ	交流の概要
アメリカ合衆国 ハワイ州ハワイ郡	平成8年	「ハワイ」という同じ 地名をもつ縁による	姉妹都市提携による友好親善、生徒 間の交流、ハワイアンフェスティバ ルの開催

(庁内資料：企画課、産業振興課、教育総務課)

【施策の内容】

交流活動の推進

国内外に地域交流等の輪を広げ、対話やスポーツ、文化等を通して社会参加を促し、人と地域とのつながりに理解を深める環境づくりを行います。そして、地域活動や文化・スポーツ活動、遊びの中で、それぞれの活動を楽しみ、発表できる場づくりを進めるとともに、異年齢が交流を通じて地域に愛着をもって定着し、共に活動できる環境をつくります。

そのため、ボランティア団体やNPO*、地域クラブの育成、さらには地域住民と協働し、共に交流の場を築くためのシステム等を整えます。

学習機会の提供

国外の様々な生活習慣や文化を学ぶ学習機会の提供に努め、それぞれの「ちがいを認め合うなど、国際理解教育の推進を図ります。

生涯学習においては、国際感覚あふれる人材を養う講座の開催等を通じて、共にかけがえのない存在として地域の国際化のために参画できる基盤づくりに努めます。

国際姉妹都市等との交流の推進

姉妹都市であるアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡と共に支え合える関係を築くため、一層の友好親善を促進します。さらに他の国との友好を図るため、国際交流協会をはじめ、その他の関係団体等と連携しながら、多文化共生等を見据えた交流を推進します。

国内自治体との交流の推進

これまで交流を続けてきた国内自治体との相互理解や教育文化の向上、天女を活用したイベントや物産展等の交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、施設や観光イベントを活用し、児童生徒や地域住民との交流や物産の相互販売等を推進します。

また、国内交流を推進するため、交流を支える人材や団体の育成を図ります。

国際化に対応できる環境の整備

親しみやすく、居心地のよい国外に開かれた町を目指し、外国人にも分かりやすく紹介するため、外国語による印刷物や看板表示に配慮します。

また、外国語指導助手、国際交流員等在住外国人による外国語講座の開催など、町民と在住外国人との交流機会の拡充を図ります。

さらに、在住外国人に対して、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置等サービスの充実を図ります。

交流に関する情報の発信

町の資源、観光、伝統、文化、自然など、町の特有の財産を住民に情報発信することにより、様々な地域間交流が進められるよう働きかけます。

交流イベントの充実

自然や歴史、文化などをはじめ、町の特色について町民の認識を高めるとともに、町外者に広くPRするイベントを開催するなど、町の情報発信と人の輪の広がりを推進し、人と人との交流を促進します。また、町内の各種団体と連携、協力しながら、地域振興イベントを開催するなど、郷土の広域的情報発信とスタッフ間の人的交流を進めます。

【主要事業】

事業名	概要
国際交流推進事業	現行の国際交流を継承するとともに、国際交流協会等との連携を保ち、多文化共生に向けた国際交流のより一層の充実を図ります。
国内交流推進事業	現在交流している自治体との連携強化を図るとともに、観光、産業及び文化等を通じ、一層の国内交流の推進に努めます。
グラウンド・ゴルフ国際化促進事業	関係機関と連携しながら、海外選手招聘や海外プロモーション活動などを行い、グラウンド・ゴルフの国際化を推進します。

(注釈)

NPO:

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。広義では非営利団体のことを指す。

○広域行政の推進

【現況と課題】

交通体系及び情報ネットワークの拡充等によって、町民の活動範囲は、行政区域を越えて広域化しており、町域を越えた広域的な生活圏域が形成されています。

本町を含め県中部地域では、平成10（1998）年に鳥取中部ふるさと広域連合を組織し、消防をはじめ、衛生行政、滞納整理などの各種の課題について相互に協力しあいながら、推進を図っています。

また、地方から都市部への人口流出を防ぎ、定住し、安心して暮らすことのできる持続可能な社会、より魅力ある地域を作り出すため、平成22年（2010年）3月に倉吉市を中心市として「定住自立圏」の協定を締結しました。中心市の都市機能と、本町を含む周辺市町の自然環境、歴史、文化等地域資源について、互いに役割分担しながら、圏域の住民サービスの向上のための具体的な施策を検討し、推進しています。

一方、政府では人口減少社会にあっても持続可能な行政サービスの維持提供を目的とした新たな行政単位である「圏域」構想を打ち出し、検討を始めました。

人口減少や高齢化などで基礎自治体の行財政状況が悪化する中においても、行政サービスを持続的に提供し、住民の生活圏の広域化にも的確に対応するための手段として、広域連携の重要性は一層高まるものと考えられます。

近隣市町とさらなる連携の下、共通課題である産業、福祉、医療等の振興はもとより、今後は圏域全体の人口増の取組としての移住定住の推進など、諸問題を克服していくための具体的な施策の積極的推進を図る必要があります。

【施策の内容】

周辺市町との連携強化

人・モノ・情報の流れは、ますます活発化し、町民の生活圏が広がりを見せているため、公共公益施設の共同利用や近隣市町とのネットワーク強化等を推進します。

また、複合化した広域事務の処理体制は、共同処理を進め、広域行政の積極的な推進を図ります。

さらに、倉吉市と締結した「定住自立圏」の協定を踏まえ、福祉や医療、産業振興、地域公共交通など、鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに基づき、具体的な施策の推進を図ります。

●主な広域的連携の状況

組織名称	鳥取中部ふるさと広域連合
構成市町	倉吉市、三朝町、北栄町、琴浦町、湯梨浜町
運営事務	○広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事業の実施に関連し広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○ごみ処理施設の設置及び管理並びにごみの収集、運搬及びリサイクルに関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿の収集及び運搬に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○火葬施設の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○消防（消防団事務を除く。）及び救急に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○交通災害共済事業に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○固定資産評価審査事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。 ○滞納整理事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。

- | |
|--|
| <p>○休日急患診療所の運営及び病院群輪番制病院の運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</p> <p>○介護保険及び障害者総合支援に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。・障害者総合支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。 <p>○消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づく消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に付帯する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</p> <p>○鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた次に掲げる事務に関連して広域連合が行う事務に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none">・火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務。・液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務。 |
|--|

(庁内資料:総務課)

○情報公開の推進

【現況と課題】

協働と連携によるまちづくりを実現するためには、計画策定や事業実施の初期段階から積極的に町民へ情報公開するなど、町と町民が行政情報を共有することが重要です。

そのため、個人情報保護に留意しながら、基本的にはすべての行政情報を公開するという意識のもとに、行政運営における公平性と透明性の確保を図る必要があります。

それらを踏まえながら、町がこれまで行ってきた広報紙やホームページによる情報提供、財政状況の公表等に加えて、情報公開条例の適切な執行を行う必要があります。

一方で、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報が大量に収集され、多くの利便をもたらしていますが、その取扱いに適正さを欠いたときには、個人の権利利益の侵害が懸念されます。

また行政の効率化、国民の利便性向上、公平公正な社会の実現のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が2016年（平成28年）に全面施行され、国民一人一人に個人番号（マイナンバー）が付番されました。現在は税、社会保障及び防災の分野に活用されていますが、不正流出や情報漏えいによる被害などの危険性もはらみ、より慎重で安全性の高い情報管理が求められています。

今後は情報公開の推進とあわせて、個人情報保護条例や湯梨浜町情報セキュリティポリシーに基づき、より一層のセキュリティ*対策の強化を図る必要があります。

【施策の内容】

行政情報の積極的な公開

各種行政資料等の収集の充実及び公文書の管理の徹底に努めます。

行政に対する町民の知る権利を尊重するとともに、町民の行政に対する関心を高め、まちづくりへの参画を促進するため、情報公開制度並びにその他個人情報保護に留意した情報公開を積極的に行い、行政運営の公平性と透明性の確保に努めます。

広報紙等の充実

町民により親しまれ、行政情報をわかりやすく伝えることができるよう、広報紙やホームページの内容の一層の充実を図ります。

そのため、関係機関との情報共有に努め、必要な情報を必要な時期に提供できる体制づくりを推進します。

【主要事業】

事業名	概要
情報提供施策の拡充	情報公開条例の適切な管理、執行を行います。また、ホームページ、広報紙、TCC等の活用や行政と町民との双方向コミュニケーション手段の確立により、各種計画・事業策定の初期段階から情報を公開するなど、情報提供施策を一層充実します。

(注釈)

セキュリティー：

危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。IT分野ではコンピュータ・システムの安全性やデータの機密性を保つことをいう。

志をもって 共に学び 明日を拓く ひとづくり

○学ぶ意欲を高める学校教育の推進	205
○学校を支える教育環境の充実	208
○幼児教育の充実	213
○地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり	216
○生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	224
○文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見	227
○男女共同参画社会の実現	232

(5) 志をもって 共に学び 明日を拓く ひとつづくり

○学ぶ意欲を高める学校教育の推進

【現況と課題】

社会は大きな変革期を迎えており、グローバル化の進展や急激な技術革新等が予想されています。このような状況において、急速な技術革新等がいかに進展しようとも、人間ならではの感性や創造性を発揮させながら、社会の変化を受け止め、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題を解決して新たな価値を創造することができる人材の育成が求められています。

そのため、学校教育においては、学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心などを引き出す新たな形態の学習（主体的・対話的で深い学び）を進め、学校内外の様々な人々との協働学習や課題探求型の学習などに取り組みます。こども園・保育園、小学校、中学校それぞれの発達段階で学習者が学ぶ喜びの実感できる教育活動を展開し、学ぶ意欲を高め、学力向上の取組を進めます。こども園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携をさらに進め、自ら課題を発見し解決する能力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する能力などの育成を重視した教育活動を展開します。

また、急速に進化するICT*情報活用能力の育成も重要となっています。情報モラル*の育成も重要です。

「生きる力」の育成において、確かな学力（知識、技能に加え学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力など）、健康・体力（たくましく生きるための健康や体力）とともに豊かな人間性（自らを律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心、感動する心など）の育成を欠くことはできません。道徳の時間などで、正義感や公正さ、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性、強い意志と自他ともに大切にできる心等の児童生徒の道徳性の育成に取り組みます。また、特別活動の時間等での豊かな体験をとおして児童・生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育む道徳教育を推進します。

【施策の内容】

確かな学力、学びに向かう姿勢の育成

児童生徒の確かな学力（質の高い知識及び技能、思考力、判断力、表現力）の定着のために、授業改善施策として講師招聘授業研究会の継続や各種学力検査等の結果の分析等をとおして、すべての児童生徒にとって、わかる授業・楽しい授業の展開を小中連携、小中連携の中で目指します。また、課外等での個別指導による学習習慣の定着や苦手科目の克服などをとおして、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。併せて「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭での学習習慣の定着をめざします。

外国語教育の推進

小学校外国語活動、外国語科の授業の充実に向けて、教職員の研修及びALT（外国語指導助手）との連携に引き続き取り組み、教師の指導力向上を図ります。小学校では英語でのコミュニケーション能力を高めるクラスルームイングリッシュ*での授業、中学校ではオールイングリッシュ*での授業によるグローバル人材の育成をめざします。

ICT機器を活用した教育・プログラミング教育の推進

児童生徒の学習意欲と授業理解や情報活用能力の向上をめざし、児童生徒用タブレット、教師用パソコン、大型提示装置、実物投影機等のICT機器を活用した授業実践を推進します。授業理解を深めていくための効果的なICT機器の活用方法について研究を進め、計画的に必要なデジタル教科書・教材等の整備に取り組みます。また、児童生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施するために、教職員への支援に取り組みます。さらに、児童生徒が適正で安全にインターネットや情報通信機器を利用できるよう児童生徒の情報モラルの育成に取り組みます。

幼児教育の充実

こ保小連携を推進し、子どもの健全な成長を図ります。そのために、相互授業参観・公開保育等への参加により、教職員の専門性を高め、日々の教育実践の充実につなげます。また、幼児教育において、小学校への円滑な接続を意識したカリキュラムの実践に取り組みます。

特別支援教育*の充実

特別支援教育に関する教職員研修の充実をめざすとともに、こども園・保育園、小学校、中学校が連携しながら児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が充実するよう「個別の教育支援計画」のなお一層の活用を図ります。また、5歳児健診等での結果を基にした早期支援体制の確立、小学校低学年での読み書きの困難さの発見等、支援につながる指標及びシステムを作ります。さらに、校内支援体制の整備と充実を図り、外部機関（教育・医療・福祉）と連携しながら、障がいがある児童生徒の自立に向けた支援を行うと共に、適正就学につながる支援会議・就学指導連絡会の充実に取り組みます。

豊かな人間性を育む教育の推進

道徳のデジタル教科書等を整備しその活用を推進するなど、道徳の時間を要として、正義感や公正さ、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性、強い意志と自他ともに大切にできる心等の児童生徒の道徳性の育成に取り組みます。また、特別活動の時間等での豊かな体験をとおして児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の育成を図り、児童生徒の生きる力を育む道徳教育を推進していきます。

【主要事業】

事業名	概要
学力向上の推進	学力の定着を図るためには、各校の研究推進の活性化による教師の授業力向上と授業改善が重要です。主体的に学習する児童生徒の育成を目指し、対話的な活動や問題解決型学習を取り入れた授業を展開します。
外国語教育の推進	令和2年度より小学校において外国語活動・外国語が教科化となりました。外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る能力を育成することを目指します。

<p>I C Tを活用した教育の推進</p>	<p>「主体的・対話的で深い学び」の視点から I C Tを効果的に活用した授業手法を進め、児童生徒の情報活用能力の向上を目指します。また、学ぶ意欲や知識、技能の確実な習得、論理的な思考を育むため、プログラミング教育をはじめとする情報教育を推進します。</p> <p>→横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述</p>
<p>豊かな人間性を育む教育の推進</p>	<p>「考え、議論する道徳」の授業を推進し、他者とのかかわりの中で自己肯定感を高めるとともに、多面的・多角的な見方・考え方を身に付けることにより豊かな人間性を育みます。</p> <p>特別活動等において、子どもたちが生命の尊さや価値を知り、お互いの存在や多様性を尊重できるよう、道徳教育に加え、いのちの教育、人権教育などの心の教育を推進します。また、豊かな体験活動を通して、感動する心や思いやりの心などの豊かな心を育成するとともに、規範意識を向上させ、自他の権利や生命を尊重する行動ができる子どもたちを育成します。さらに、職場体験や福祉体験等、児童生徒の発達段階に応じた様々な体験学習を通して、子どもたちの自尊感情を高め、自分の生き方について考える教育を行います。</p>

(注釈)

I C T :

英訳は Information and Communication Technology。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

情報モラル :

情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度。

クラスルームイングリッシュ :

教師が可能な範囲での英語を使った学習方法。

オールイングリッシュ :

教師の指示等も英語だけを使った学習方法。

特別支援教育 :

従来の障がい児教育の対象だけではなく、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

○学校を支える教育環境の充実

【現況と課題】

全国的には少子化の進行や都市部への人口流入などにより児童・生徒数が減少していますが、湯梨浜町においては今後数年間大きな変化は見られません。しかし、各小学校区別に見ると人口の偏在化が大きくなっていきます。児童数増加による教室の不足など、新たな課題も出てきています。

どこの学校に通っても良質な教育が受けられる環境を整備するためには、保護者・地域が一体となった学校づくりに向けての話し合いが必要です。各学校の魅力を引き出す教育活動への参画、特定地域選択制の取組の継続など、環境整備を進めます。

少人数学級については、児童生徒同士及び教員との関わりが増えることなどから、落ち着いた学級集団の形成が見られます。「学力の状況」「学級満足度の状況」「学校生活への意欲の状況」の3観点で測る成果指標に基づいて、少人数学級の成果を検証し、より効果のある少人数学級を生かした指導の在り方を検討します。

また、子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化するなかで、いじめや不登校への対応、外国語教育や道徳教育への対応、子どもの貧困問題、頻発する大規模災害等から子どもたちの命と安全を守るための対応など、学校や教職員が取り組むべき教育課題や求められる内容が大きくなっています。子どもたちが、安全、安心な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外における安全確保、悩みを抱える子どもたちへのサポート体制、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの支援等を充実することが必要であり、学校を支える教育環境の充実がこれまで以上に求められています。

さらに、様々な教育課題に的確に対応し、子どもたちの生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えることができる教育の実践を進めていくためには、教育の直接の担い手である魅力ある教員の確保・育成が最も重要になります。教員志望者が減少しているのも現状です。長時間の時間外勤務が実態としてある教員の働き方改革を進めることにより、魅力ある教員の確保へとつなげていきます。

【施策の内容】

魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

児童生徒の健やかな成長を支える教育環境の充実のため、校区の豊かな自然環境、歴史・文化、伝統的な地域の産業・資源を活用し、より魅力ある学校づくり、創意あふれる独自性を発揮した学校運営を推進します。

学校教育法及び同法施行規則に規定された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を地域学校協働活動と一体的に推進し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進めます。そのため、各学校の実態やニーズを的確に把握し、学校が求める人材をコーディネート*できる地域学校協働活動推進員を核として、学校と地域が協働しながら児童生徒のきめ細やかな対応の充実や安全安心な学校生活の実現を推進し、町民みんなで将来を担う子どもたちを育む環境整備を進めます。

安心、安全で質の高い教育環境の整備

各学校の危機管理マニュアルの見直しとともに、児童生徒の発達段階に応じた安全指導に努めます。また、専門業者や教職員による学校施設等の定期的な点検を行います。必要に応じて、学校施設等の維持や改修を行い、教育環境の整備に努めます。

経済的に厳しい家庭の児童生徒に対する就学援助制度、高等学校通学費補助制度、奨学金制度等の充実にも取り組みます。

いじめ、不登校等に対する対応強化

いじめ、不登校等の未然防止・早期発見・早期対応のためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校生活適応支援員等の配置と効果的な活用等に努めます。

また、町及び各学校の「いじめ防止対策基本方針」に基づくいじめ防止対策を確実に実施するよう、各校と連携し、取り組みます。併せて、教職員と児童生徒との信頼関係や児童生徒同士の人間関係の深化を図るよう、各校と連携し、取り組みます。

各校のいじめの認知状況や対応状況の把握及び不登校児童生徒の状況を把握するとともに改善・解決に向けた取組の支援に努めます。中部子ども支援センターの運営費用の負担の継続、フリースクールを利用している児童生徒への授業料の援助に取り組みます。

ICT*環境の整備

国のGIGAスクール構想に対応するため、「湯梨浜町立学校ICT環境整備計画2019年から2023年」及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校臨時休業時における児童生徒の学びの保障・継続に対する国の対応策等の国の動向を踏まえ、可能な限り早期に国の整備基準の達成をめざします。同時に、十分な通信速度及び通信容量の整備に努めます。また、ICT機器サポート員を配置し、使いやすいICT環境の維持、整備に努めます。

少人数学級の継続

本町では平成18年度から町基準の少人数学級を県内他市町村に先駆けて実施してきました。小学校3～6年生は、町基準1クラス33人以下（県35人、国 令和3年度から段階的に35人を実施）編制、中学校1年生は、県基準33人以下（国40人）編制、中学校2・3年生は、県基準1クラス35人以下（国40人）編制となっています。少人数学級を編制し、児童生徒一人一人の学習状況や活動の様子、状況をより詳細に把握することにより、児童生徒にあった的確な支援、きめ細やかな指導を推進します。また、児童生徒の学習進度、学級の枠を超えた少人数指導の実施や教師の強みを生かしたティーム・ティーチング*指導を行います。

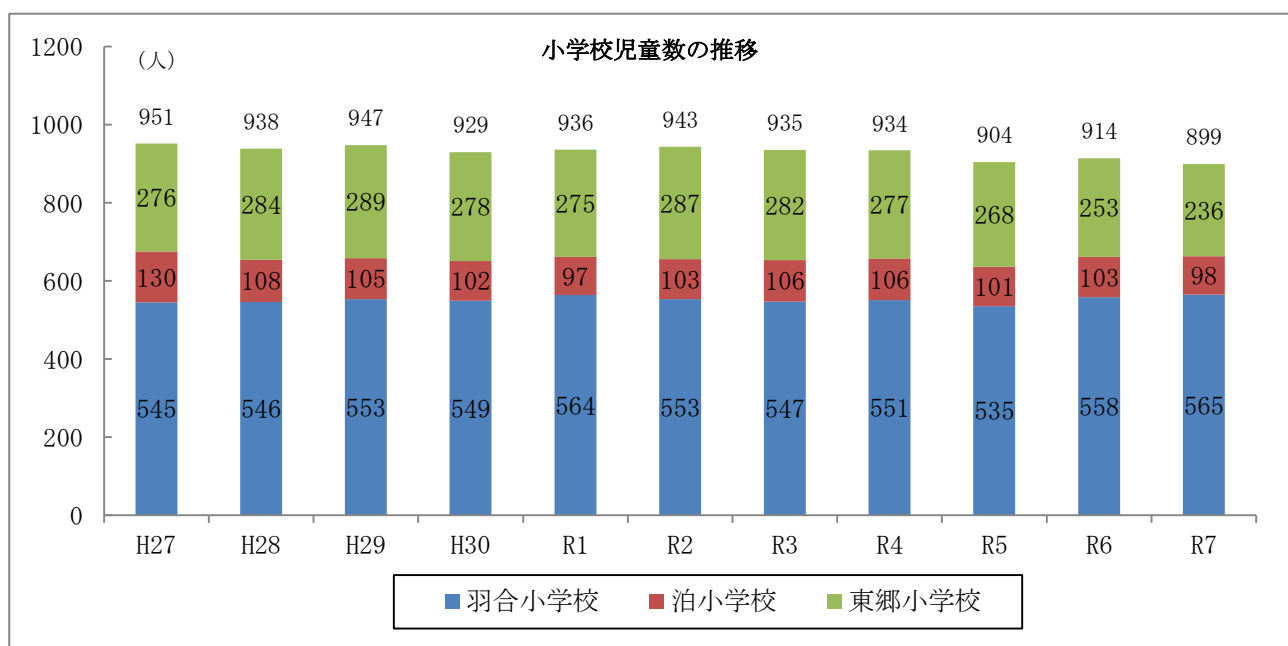
教職員の働き方の適正化に向けた取組の実施

教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人一人の子どもたちの指導に専念できる環境を整えるなど、長時間勤務者の解消、時間外業務削減のための取組を進めます。そのため、町立学校に勤務する職員の超過勤務時間の上限を月45時間以内、年間360時間以内と定め、その遵守に各学校と連携して取り組むとともに、部活動指導員や教員業務アシスタントの活用、留守番電話の整備、ストレスチェック制度の活用、長時間勤務者等に対する医師の面接指導の徹底など超過勤務時間の縮減に向けた取組を行います。

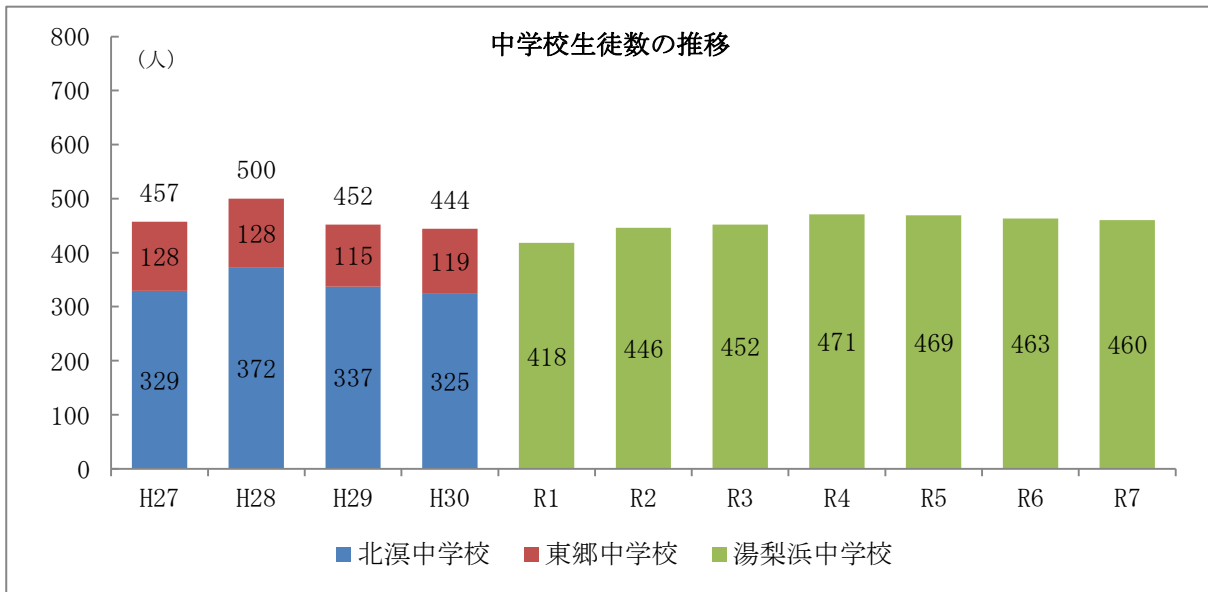
ICTを活用した情報共有の推進等、業務の効率化に向けた取組を行います。

【主要事業】

事業名	概要
コミュニティ・スクール推進事業	保護者・地域住民等から構成される学校運営協議会を各小中学校に設置し、学校と保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めます。
学校施設の照明機器のLED化事業	校舎等学校施設の照明器具をLEDに更新し、環境と安全に配慮した快適な学校環境を進めます。
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、各校への支援体制の充実を図ります。 →横断型重点戦略「共につながり 生きていく「支縁社会」の形成」「① 世代や分野を超えた複合的課題への対応」でも記述
コンピュータ機材等整備事業	国のGIGAスクール構想に対応した超高速情報通信ネットワーク環境の構築及び維持を行うと共に、国の動向を注視しつつ、学習者用及び教師用コンピュータ、大型提示装置など小中学校のICT関連機器を計画的に整備します。また、ICTを効果的に活用した授業が展開できるよう、小中学校にICT支援員や機器サポート体制を整備します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述
教職員健康管理事業	町立学校に勤務する県費負担教職員に対して、労働安全衛生法に定められる産業医による面接指導体制を整備します。また、ストレスチェック検査を実施し、メンタルヘルス対策を推進します。



各年 5 月 1 日現在 庁内資料：教育総務課
令和 3 年以降は推計



各年 5 月 1 日現在 庁内資料：教育総務課
 令和 3 年以降は推計

●小・中学校の学級数の推移

(各年 5 月 1 日現在、R3～推計)

学校名		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小 学 校	羽合小学校	26(6)	25(5)	24(5)	24(5)	25(6)	25(6)	25(7)
	泊小学校	9(2)	8(2)	8(2)	9(3)	9(3)	10(4)	10(4)
	東郷小学校	15(3)	16(4)	16(4)	16(4)	16(4)	17(5)	17(5)
中 学 校	北溟中学校	13(2)	14(2)	13(2)	15(4)	—	—	—
	東郷中学校	8(2)	8(2)	6(2)	8(3)	—	—	—
	湯梨浜中学校	—	—	—	—	20(6)	20(6)	20(6)

(庁内資料：教育総務課)

※学級数の中に特別支援学級数も含む

※ () 内は、特別支援学級数

●高等学校進学率の推移

	中学校卒業生（人）	高等学校入学者（人）	進学率（％）
H23	172	171	99.4
H24	154	152	98.7
H25	161	161	100.0
H26	185	183	98.9
H27	128	127	99.2
H28	166	164	98.8
H29	164	163	99.4
H30	170	167	98.2
R1	121	120	99.2

（庁内資料：教育総務課）

●施設の状況

学校名	敷地 (㎡)	設置年月	校舎		体育館		プール
			面積(㎡)	構造	面積(㎡)	構造	規模(m)
羽合小学校	33,881	H18.3	6,723	RC・S・W	1,238	RC	25m×17m
泊小学校	37,477	S62.3	3,695	RC・W	1,262	RC	25m×14m
東郷小学校	34,957	H17.3	5,270	RC・S・W	1,053	RC	25m×15m
湯梨浜中学校	41,800	H31.4	6,849	RC	2,866	RC	25m×17m

（庁内資料：教育総務課）

（注釈）

コーディネート：

各部を調整し全体をまとめること。

ICT：

英訳は **Information and Communication Technology**。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

ティーム・ティーチング：

複数の教員が役割分担し、協力し合いながら指導する方法。

○幼児教育の充実

【現況と課題】

幼児期は、生活体験を通して人間形成の基礎が培われる時期であり、幼児教育は同世代との集団生活を通じて、信頼感や自立心を育むとともに、基本的な生活習慣を身につけさせる役割を担っています。

幼児の心身の健やかな成長を家庭や地域と育むためには、認定こども園・保育園・幼稚園の別なく、すべての幼児の教育支援体制が必要です。町では、平成27年度から施行された国の「子ども・子育て支援新制度」にあわせ、町内全ての公立施設を認定こども園に移行し、幼児教育の均衡ある発展をめざすとともに、保護者の就労状況及びその変化に柔軟に対応した施設利用ができる体制を整えています。

しかしながら、町内の幼児教育（保育）施設の中には、施設の老朽化や入所児童数の減少など、運営上問題を抱えている施設があります。また一方で、転入等で0歳児や1歳児の低年齢児の入所希望が増え、保育士の確保も難しい状況も重なり、近隣市町と連携しながら広域入所を利用している実態もあります。町内すべての子どもたちの教育環境を整えていくことが必要です。

●園児数の推移

(各年度3月1日現在)

施設名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
はわいこども園	147	141	139	154	150
ながせこども園	143	133	136	137	132
たじりこども園	91	94	100	105	103
あさひこども園	49	40	44	44	42
わかばこども園	25	30	33	37	41
とうごうこども園	127	127	130	133	122
まつざきこども園	47	53	52	52	50
(私) 太養保育園	39	36	28	22	21
合計	668	654	662	684	661

(資料:社会福祉統計)

【施策の内容】

教育環境の整備

公立施設は平成27年4月に認定こども園に移行し、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる施設としています。今後も質の高い幼児教育・保育サービスを提供できるよう保育教諭のさらなる指導力の向上とクラス担任の正規職員化など、適正な人員配置に努めます。また、定員に対する入園率が低い地域については、効率的運営も見据えたこども園統廃合の検討を行い、当該地域における利便性確保と地域活性化につながる事業を進めます。

教育内容の充実

豊かな自然環境のもと、自然に触れ、自然に興味や関心を持ち、心豊かに育つこと、探究心をもって関わるができるよう就学前教育を実践します。また、一人一人の発達段階に応じた就学前教育の充実により、基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うように努めます。

また、研修体制の充実などにより、就学前教育に携わる保育者の指導力の向上に努めるとともに、施設形態の別なく、園児の小学校への円滑な接続を図ります。

支援体制の整備

子育てをめぐる不安などの問題に対する相談体制の充実、配慮が必要な児童や家庭に適切な支援を行うなど、関係諸機関と連携して子育てを支援します。また、子育て支援に関する情報を分かりやすく提供するため、情報提供体制の充実を図ります。

家庭や地域との連携

家庭や地域との連携を図りながら教育内容の充実を図り、「生きる力」を育む教育及び家庭の「教育力の強化」を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
質の高い教育・保育の提供	幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で求められる保育や多様なニーズに対応できるよう、保育教諭、保育士など関係職員の研修を実施し人材育成に努めます。
こども園整備事業	認定こども園の適切な運営のため必要に応じて修繕工事や増改築、施設整備を行い、よりよい幼児教育と保育サービスを提供しながら、就学前教育の充実を図ります。 また、保育教諭の業務の効率化を図り、時間外労働を削減するとともに、保護者の利便性を向上するため、ICT*の導入・活用についての検討を行います。

●施設の状況

学校名	建物 (㎡)	敷地 (㎡)	現建物の 設置年	園舎 面積(㎡)	プール 規模(m)
はわいこども園	1,593	8,794	H24	1,588	10×6
ながせこども園	1,358	9,062	H12	1,315	11×6 6×4
たじりこども園	883	3,975	S54	883	10×5 3.5×2
あさひこども園	978	2,865	H8	978	5.5×3.7
わかばこども園	760	6,817	H10	760	8×4
とうごうこども園	1,380	11,157	H27	1,347	8×6
まつぎきこども園	720	2,737	H14	720	8×5

(私) 太養保育園	457	2,055	S51	457	5×4
(私) ニチイキッズ 湯梨浜ながえ保育園	657	1,115	R2	409	なし

(庁内資料：子育て支援課)

(注釈)

I C T :

英訳は Information and Communication Technology。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

○地域でつながり、生涯にわたり 学び続ける環境づくり

【現況と課題】

近年、地域社会において人間関係や住民相互のつながりが希薄化し、支え合う意識の低下や地域社会の人と人との結びつきが弱まること心配されています。元来、子どもたちは、地域の人々との交流をとおして社会習慣や規範意識、ふるさとへの愛着を身につけながら、自分の人生や社会を切り拓いていきます。子どもたちが自然体験や地域学習をとおして生きる力を育み、ふるさとのよさを実感し、地域社会の一員としてまちづくりに関わることができるような育みが求められています。そして、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人財*を育成することが求められています。

そのため、家庭・学校・地域のさらなる連携によるふるさと教育*の推進や、社会変化に応じた家庭教育や青少年育成を支援する取組の工夫や継続が必要です。

また、今後、「人生100年時代」の到来が予測され、あらゆる世代に生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯をとおして学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。生涯学習の一環として、技術革新やグローバル化など変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、出産や子育て、介護等、ライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。併せて、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりをめざした人権学習の継続と充実も必要です。

このように、あらゆる世代が豊かな人生を切り拓いていくための生涯学習社会の実現に向け、社会教育主事などの専門職員を継続的に配置し、地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設を活用しながら、地域人財や学校とも連携を図ります。専門職員が様々な分野の学習・体験活動の機会創出にかかわるほか、芸術・文化活動の振興を図るとともに、人と人とのつながりを育み、地域全体で学び続けられる取組を推進します。

併せて、社会教育施設は、地域の学習活動のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点、子どもから高齢者まで安心して過ごせる居場所など、幅広い役割が期待されており、適切な維持および整備を行います。さらに、豊かな心や人とのつながりを維持し社会変化を見据え、発展させていくことができるよう、高度情報社会に対応した生涯学習環境のあり方等についても、模索していくことが求められます。

【施策の内容】

ふるさとキャリア教育*の推進

社会とのつながりの中で学ぶことで、子どもたちは自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのため、学校において、社会と連携・協働した教育活動を充実させます。

また、若者の県外流出などによる人口減少が想定される中、小学校から中学校まで各段階を通じた体系的なふるさと教育*等を推進し、地域に愛着を持ち、地域を支える人財*の育成を図ります。

このため、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）やPTA、学校支援ボランティア、授業支援団体などの地域学校協働活動等を一体的に推進し、社会総がかりで子どもたちの社会的・職業的自立など成長を支える体制づくりを進めます。

さらに、本町の豊かな自然、受け継がれてきた歴史や文化を継承し、地域に誇りと愛着を持つような機会を整えるとともに、ふるさと学習とキャリア教育とが連動した教育を推進します。

家庭教育の充実

現在の急速な社会変化に伴う家庭の教育力の低下を直視し、改めてその重要性を啓発していく必要があります。家庭内での保護者と子どもとのコミュニケーションをとおして、子どもが基本的な生活習慣、優しさや思いやり、倫理観、規範意識、自制心や自立心などの力を身に付けるための施策を展開します。また、子育てに関する相談や仲間づくり、家庭教育支援のネットワークを充実させ、保護者が孤立しない環境づくりを推進します。

このため、行政関係課やPTA組織、青少年育成団体などが連携し、妊娠期から子どもの発達段階に応じた保護者研修や町民研修、様々な体験活動、5歳児健診での教育相談、様々な交流体験活動などを行い、家庭教育について学ぶ機会を提供します。

また、家庭でのふれあいの時間を大切にするため、「ゆりはま家族の日」（11月の第3金曜日）にノーメディアデーの取組を企画課と連携し継続するほか、「湯梨浜町子育て・親育ち10か条」及び「ぬくもり伝える10秒の愛」の普及・浸透を図ります（右図参照）。

併せて、急速に進展する高度情報化社会の中で、子どもたちがインターネットやSNS*に関わる事件、トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。子どもたちが、家庭での実践をとおして、情報機器の安全な利用方法などを身に付けるため、保護者等の情報モラル*の育成を図ります。



明日を拓く青少年の育成

青少年を取り巻く環境の急速な変化に伴い、急激な社会変化に対応できる能力（主体的に課題に取り組む力、粘り強くやりきる力、思いやりをもって他者と人間関係を結び協働する力など）、数値化できない「非認知能力」*がますます重要となっています。一方で、ライフスタイルの変化や核家族化、地域の間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れなどによる、世代間交流や体験活動の機会の減少に伴う、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。このような中、青少年が地域の中で他世代や多様な人々と交流し、地域の自然・文化に触れる機会を提供するため、青少年育成団体等と協力して、各種体験活動を実施します。併せて、青少年が地域の一員として、自主性や社会性を持ってその個性や能力を発揮することができるよう、中高生等ボランティアの育成を行うなど、地域における青少年の活躍の機会を提供します。

また、地域の間関係の希薄化などにより、犯罪や事故、虐待などを防止するために地域の大人が近所の子どもを見守るといった土壌が失われつつあります。公民館等における放課後子ども教室の実施、巡回補導・あいさつ運動などの実施により、青少年が地域の人々との交流をとおして、地域の中で安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

人権教育の充実

本町では、「湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」および「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、町民一人一人の人権が保障される人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。しかし、町民人権意識調査や人権啓発事業のアンケート結果などにより、様々な

問題意識のあることが明らかになっています。また、社会の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷等が激化するなど、新たな事案が発生し深刻な問題となっています。さらに、インターネット上での人権侵害も後を絶たず、今後ますます推進されるデジタル社会において、情報を介した人権意識の向上が求められます。

このような背景の中、人権にかかわる諸課題に迅速かつ適切な対応をしていくため、関係機関との連携体制の整備・充実をさらに図っていく必要があります。そのため、町人権教育推進協議会の活動を支援し、職場での研修機会のサポートや、各区の人権推進員に向けた研修機会や啓発資料の提供などに引き続き取り組みます。また、様々な人権問題について町民の研修機会を引き続き提供するとともに、各学校のPTA等との連携を一層図ります。併せて、研修の内容の充実にも努め、形態も講演会だけでなく体験教室、ワークショップ、参加型学習等を取り入れるなどの工夫を行い、町民の人権意識の向上に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、自分たちの生活の中にある人権に関する問題の学習とその解決に取り組むとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習も充実させ、児童生徒の人権意識のさらなる向上に取り組みます。

令和3年度には「人権に関する町民意識調査」を行うとともに、検討委員会を立ち上げ「あらゆる差別をなくする総合計画」の第3次改訂を行います。この意識調査の結果及び改訂される計画に基づき、さらなる人権教育の推進を図り、社会教育と学校教育とが連携しながら、町民一人一人がお互いを認め合い、年齢・性別・出自等に関係なく安心して暮らせる人権尊重のまちづくりに向けた取組を推進します。

図書館機能の充実

図書館（室）は、生涯学習拠点として町立図書館、羽合図書室、しおさいプラザとまりが設置されており、県立図書館及び県内外図書館、学校図書館とネットワークを結びながら、図書の貸し出し、情報提供などにより、町民が利用しやすい図書館づくりに努めます。

また、地元の歴史や文化、民話などに関する資料収集を積極的に実施し、保存・伝承に努めるとともに、県立図書館の取組と連携し、電子データ化を進め、貴重な地域資料の活用・PRに努めます。

併せて、町民の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の図書整備を行うとともに、県立図書館等との相互貸借により、図書資料の充実を図ります。

さらに、子どもから高齢者まで読書活動の推進、そして『居場所』としての図書館の機能に着目し、ブックスタート、絵本の読み聞かせ、大人の音読会などを開催し、あらゆる世代の利用促進を図るとともに、他課事業との連携による各種講座を実施するなど、生涯学習の場としての取組の充実を図ります。

公民館活動の充実

本町は、中央公民館、羽合分館、泊分館の3館体制により、地域活性化推進員を中心に各地域のニーズを把握しながら、各種教室や講座を開催しています。新しい参加者も見られる一方で、参加者の固定化は課題の一つです。また、地域のにぎわいが少なくなり、身近なところでの教室や講座を望まれる声もあり、各地域で開催する出前講座を積極的に取り組む必要があります。出前講座を積極的に取り組むことにより、学ぶことはもちろんのこと、地域住民の交流を支援するとともに、地域づくりの拠点として、地域が抱えている課題を解消する取組や、地域をつなぐネ

ネットワークの支援を行います。

また、子どもから高齢者まで誰もが集える生涯学習施設として、安全・安心、清潔で明るい雰囲気のある公民館づくりをめざします。このため、利用者がいつでも気持ちよく気軽に来館、利用できるよう、施設や設備の維持管理及び職員の接遇の向上を図ります。

中央公民館泊分館の建て替えでは、幅広い年代がつどい、学びや健康づくりなどを通じて地域の人々が交流できる施設として整備し、運営します。

さらに、ICT*等情報化により学ぶ環境も変化していますが、その時代にあった学習環境に対応していくよう努めます。

芸術・文化活動の振興

文化団体においては、高齢化による団体数の減少や会員数の減少が課題となっており、多くの人が芸術や文化をとおして、技術の向上や生きがいを感じながら、生涯にわたり心豊かに過ごすことができるよう、各団体の活動を町報やケーブルテレビ等を活用して広く啓発することや、各団体が主となり講座や教室を開催することにより、新たな会員の加入促進や、新たなサークルの育成支援に努めます。

また、各団体の活動成果の発表や芸術鑑賞の場として、ロビー展の充実や、町文化団体協議会と連携した「ゆりはま文化芸能祭」の充実に努めます。

併せて、子どもたちが身近な場所で、本物の芸術・文化に触れる機会を創出し、子どもたちの豊かな感性や情緒の形成を支援します。

【主要事業】

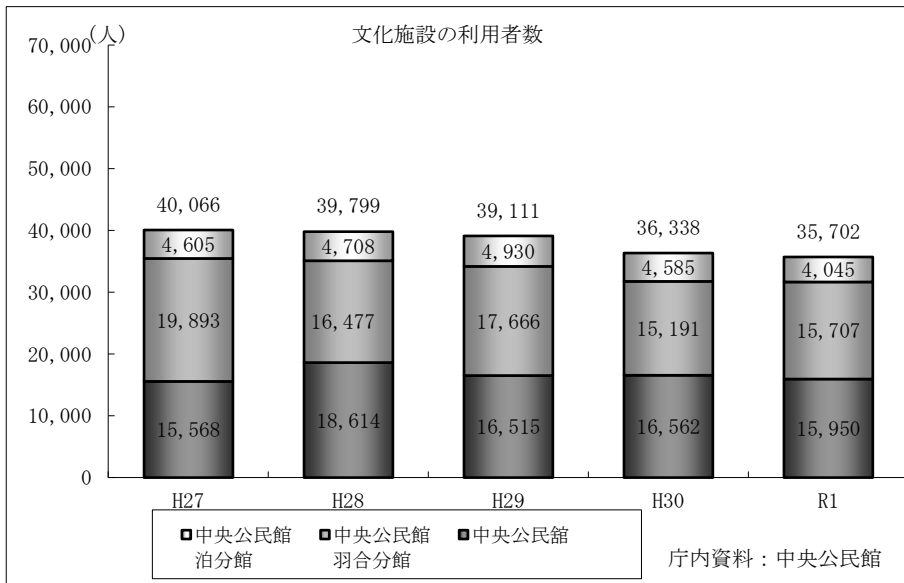
事業名	概要
小学校社会科副読本の見直し・活用	小学校社会科副読本を定期的に改訂しながら、各学校での活用の促進を図ります。
ふるさと学習、地域での体験活動の実施	学校ごとに自然環境、文化財、人財など、地域の特色を生かした教育活動を積極的に取り入れて教育課程に位置づけた教育活動を推進します。
キャリア・パスポート*の活用	児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら将来の生き方を考える活動を行う際に、「キャリア・パスポート」を活用し、将来の自己実現の在り方について主体的に考えられるようにします。
地域学校協働活動の拡充	学校・家庭・地域との連携をさらに強化し、学校支援ボランティアなど学校教育に参画する人材の拡充をめざします。
保護者研修の推進	子どもの発達段階に応じた保護者研修の実施、青少年育成団体と連携した町民研修会や家庭教育講座を開催します。
「湯梨浜町子育て・親育ち10か条」「ぬくもり伝える10秒の愛」の啓発	TCC文字放送や広報誌の活用、学校等でのリーフレットの配布等による啓発を行います。
情報モラルに関する研修機会の提供	インターネットやSNSでのルールやマナー、スマートフォンなどの情報機器の安全な利用方法などを学ぶ、保護者等に向けた研修会を開催します。 →横断型重点戦略「新たな日常を支える安心と活力あふれる先進的なまちづくり」「① 最新テクノロジーの活用」でも記述

青少年健全育成体験活動の実施	青少年健全育成団体等と協力して、青少年を対象とした各種体験活動を実施します。
放課後子ども教室の実施	公民館等で放課後子ども教室を実施することで、放課後や長期休暇等の安全・安心な居場所を確保し、地域の人々との交流や体験活動、学習支援等を提供します。
人権学習の新規および継続的参加を促すための広報の充実	人権教育推進大会、町民のつどい、ゆりはま人権セミナー、障がい者スポーツ体験教室などの学習機会を、広報紙、音声告知機、ケーブルテレビやホームページなどを活用し、参加促進を図ります。
各区人権推進員の人権意識向上に向けた啓発	各種大会や研修会への参加の呼びかけや、啓発資料の送付により、各区人権推進員の人権意識の向上を図ります。
隣保館事業の充実	文化会館（隣保館）を、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流のための拠点となるコミュニティーセンターとして位置づけ、人権課題の解決のための各種事業を行います。
図書などの充実	町民の学習要望に応えるため、時代に即した幅広い分野の図書の購入整備や資料収集を行い、学習機会の充実を図ります。また電子媒体による読書活動など、時代に即した生涯学習環境に対応するデータ収集と活用を行います。
各種イベントや講座、講演会等の開催による読書活動の推進、図書館利用のPR	音読会/おはなし会等の各種イベントや講座等を積極的に実施し、読書活動の推進を図るとともに、生涯学習の場としての図書館機能の充実を図ります。
公民館事業の充実と出前講座	各地域や年代に応じた各種講座や教室の企画・運営の充実を図ります。また、地域のコミュニティーセンターとして出前講座にも積極的に取り組み、地域の活性化を図ります。
中央公民館泊分館の整備・運営の充実	健康づくりスペースや防音室、キッズコーナーなどを設置し、幅広い年代の体力づくりや様々な文化活動、親子連れの活動が可能な学びや交流の拠点として中央公民館泊分館を整備し、運営の充実を図ります。
文化団体の育成・支援	町文化団体協議会と連携し、広報活動を積極的に取り組み、併せて、講座や教室を開催することにより新規会員の加入促進と、新たな団体の育成に取り組みます。

●文化施設の状況

施設名	建築年	施設面積(m ²)
湯梨浜町中央公民館	昭和55年	2,007
湯梨浜町中央公民館羽合分館	平成9年	574
湯梨浜町中央公民館泊分館	昭和50年	936

(庁内資料：中央公民館)



●社会教育関係団体の現況

(令和2年4月現在)

名称	活動概要	団体数	会員数(人)
青少年育成湯梨浜町民会議	家庭・学校・地域社会が一体となって町民総ぐるみで青少年健全育成を推進します。	1	70
こども園・保育園保護者会 小・中学校PTA	学校教育の目標や経営方針に沿った研修及び地域関係諸団体との連携を深め、会員相互の親睦を図ります。	13	1,601
女性団体連絡協議会	会員相互で教養を高め、旧町村それぞれの文化を尊重し合い、親睦を深め地域づくりに貢献します。	16	605
文化団体協議会	地域における文化の振興育成、普及、向上並びに各種文化団体相互の連携と親睦を図り、地域の文化発展に寄与することを目的とします。	44	439
人権教育推進協議会	差別の現実から深く学び、部落差別をはじめあらゆる差別の解決に向けて、本町における学校教育と社会教育とが連携して人権教育を進めます。	1	全町民
体育協会	湯梨浜町民の体育愛好の精神を培うとともに、体育の振興と体力技能の向上を図り一致協力、本町の発展に貢献することを目的とします。	15	932
スポーツ少年団	スポーツ活動を通じて青少年の交流及び体位・競技力の向上を図ります。	18	329

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)

●図書館（室）の利用者数

	開室日数 (日)	利用人数(人)			貸出冊数(冊)			
		延人数	月平均	1日平均	延冊数	月平均	1日平均	
町立図書館	H27	283	23,303	1,942	82	87,522	7,294	309
	H28	280	24,386	2,032	87	87,347	7,279	312
	H29	279	24,113	2,009	86	90,471	7,539	324
	H30	284	21,532	1,794	76	85,261	7,105	300
	R1	286	21,572	1,798	75	87,056	7,255	304
羽合図書室	H27	282	7,528	627	27	26,906	2,242	95
	H28	278	7,092	591	26	26,012	2,168	94
	H29	281	6,760	563	24	25,261	2,105	90
	H30	282	10,130	844	36	33,864	2,822	120
	R1	285	7,090	591	25	26,910	2,243	94
しおさいプラザとまり	H27	283	4,773	398	17	16,627	1,386	59
	H28	280	4,645	387	17	15,682	1,307	56
	H29	283	4,610	384	16	15,590	1,299	55
	H30	283	4,510	376	16	16,558	1,380	59
	R1	284	4,610	384	16	17,679	1,473	62

(庁内資料：図書館 団体利用は含まず)

(注釈)

人財：

「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを込め、あえて「人財」と表記。

ふるさと教育：

鳥取県は「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）を通して故郷に誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（主体性、自己同一性）を創りあげていく教育活動」と定義している。

キャリア教育：

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。

SNS：

ソーシャル・ネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。インターネット上で人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

情報モラル：

情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度。

非認知能力：

IQや学力など数値化可能な「認知能力」に対して、粘り強さや思いやり、コミュニケーション能力など、生きていく上で必要な数値化できない能力のこと。

ICT：

英訳は Information and Communication Technology。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

キャリア・パスポート：

キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す様々な学習経験や活動の記録等を児童生徒自身が書き込むもの。小学校から高等学校までの12年間、学年、校種間で引き継がれていく。

○生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

【現況と課題】

わが国では、健康志向の高まりや介護予防、健康寿命の延伸等のための健康づくりの取組における運動・スポーツ活動など、スポーツに対するニーズが高まっています。そして、生涯スポーツは、地域社会の形成にも大きな役割を果たしています。

本町では、グラウンド・ゴルフ発祥の地として毎年全国大会を開催するとともに、各種スポーツ大会・教室等を開催し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努めています。

高齢化が進行する中、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」とスポーツ基本法にも示されているように、施設整備や指導者育成などにより、ライフステージ（生活環境の段階）に応じたスポーツ活動の日常化の推進を図ります。

一方で、子どもたちについては、核家族化、ゲーム等遊びの変化による仲間づくりの機会の減少、遊び場や友だちとコミュニケーションを行う時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減り、基本的な体の動きの未習得や、運動に対する苦手意識などが懸念されます。成長期に必要な心身の発達や体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力を育むため、楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行うことの習慣化を図ります。

学校においては、健康教育の充実を図ります。基本的な生活習慣の定着を中心に家庭とも連携し、心身の健康のバランスがとれた子どもの育成を目指します。

【施策の内容】

本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化

グラウンド・ゴルフの大会（発祥地大会、国際大会、ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西（4年に一度開催される概ね30歳以上ならだれでも参加できる国際総合競技大会で世界最高峰の生涯スポーツの祭典）など）の開催において、健康づくり、国際交流、地域ボランティア団体等の協力、地元特産品の活用など地域の活性化の取組や観光産業などと連携しながら、単なるスポーツイベントにとどまらず、あらゆる世代に多面的な効果が得られるよう努めます。

グラウンド・ゴルフの普及・啓発の一環として、学校におけるグラウンド・ゴルフの探究活動の支援や、地域団体等へのグラウンド・ゴルフ用具の貸し出しを促進します。

ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実

少年期から生涯にわたり、スポーツを通じて豊かな心を持ち、健やかな生活を実現するため、個人の体力・ニーズに応じた運動・スポーツ活動の普及と振興に取り組むとともに、スポーツ交流人口の拡大や地域活性化等を推進し、日常的にスポーツに親しむ習慣の定着化や環境づくりを推進します。

このため、町体育協会など関係諸団体の主体的な活動を支援しながら連携を図り、誰もが取り組みやすいニュースポーツやウォーキングなどの軽スポーツ教室の定期的な開催、各種スポーツ大会の充実、および競技人口の増加と選手の育成、強化などに取り組めます。また、多様な町民のニーズや地域スポーツに対応できるよう、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員に研修機会の充実を図り、スポーツ（認定）指導員の資格者育成、指導力の向上を図ります。

併せて、関係団体等と協議しながら、社会体育施設の適正な整備を行い、だれもが快適にスポーツを楽しむことのできるようスポーツ施設のあり方を検討するとともに、学校体育施

設との共同利用化を推進し、町民の身近なスポーツ活動の場の充実や、健常者と障がい者がともに利用できる機会の充実を図ります。また、施設管理者や宿泊施設などと連携しながら複合的なスポーツ施設利用を模索し、町民の利用はもとより、町外者の利用も促進します。

健やかな心と体づくりの推進

学校生活内で運動機会の提供や体育学習の充実を図り、子どもたちが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されるよう、各学校での体力向上推進計画の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDC Aサイクル（計画・実行・評価・改善）による取組を支援し、各校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。

また、学校と家庭が連携し、基本的な生活習慣の定着や、心身の健康のバランスのとれた子どもたちの増加を目指します。子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶ指導の充実を図るとともに、永久歯の虫歯予防を目的に町立小中学校で実施しているフッ化物洗口事業を、今後も継続し定着を図ります。

食育の推進においては、栄養教諭を中心として学校全体での食に関する指導を充実させます。

【主要事業】

事業名	概要
学校教育でグラウンド・ゴルフの探究活動を支援	学校の「ふるさとキャリア教育」でグラウンド・ゴルフの探究活動の支援を行います。
各種スポーツ大会の充実	町民や地域のスポーツ大会・町発祥グラウンド・ゴルフの全国大会・国際大会を開催し、スポーツを楽しむ機運を醸成するとともに、競技者間の技術向上や町民相互の連帯・地域間交流を図ります。
スポーツ少年団運営事業	町内スポーツ少年団活動を支援するとともに、指導者の育成を図り、青少年健全育成の理念のもと、少年期の健全な発育を促し、スポーツを始めるきっかけづくりを行います。
スポーツ推進委員活動支援	スポーツ基本法に規定されるスポーツ推進委員について、熱意のある人材の登用や研修機会の充実を図り、生涯スポーツの指導者として育成し、町民全体の健康や生きがいづくりにつながるよう、スポーツの日常化を推進します。
学校体育等の充実	休憩時間等での運動機会の提供や、体育学習の充実を図り、誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。また、各学校が体力向上推進計画により、体力・運動能力調査の分析結果を生かして児童生徒の運動能力や意欲を高める取組を行います。併せて、家庭・地域と連携し、休日等における運動（遊び）の奨励を図ります。
健康教育の推進	子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶ指導の充実を図ります。学校、家庭、地域が一体となり、「早寝・早起き・朝ご飯」の取組を進め、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図ります。 町立小中学校における永久歯の虫歯予防を目的としたフッ化物洗口事業を、今後も継続していきます。

食育の推進	栄養教諭を中心として食に関する指導を充実させ、家庭と連携した食育の推進を図ります。
-------	---

●スポーツグループ等の活動状況 (令和2年4月1日現在)

名 称	団体数
湯梨浜町体育協会	16
湯梨浜町スポーツ少年団	19

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)

○文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見

【現況と課題】

本町は、豊かな自然環境とともに、東郷池周辺を中心に多くの歴史的文化遺産を有しています。町内には令和2年4月1日現在で112件の国、県、町指定文化財と2件の国登録有形文化財があります。これらは、貴重な財産であり、後世にしっかりと守り伝えていくことが必要です。社会環境が大きく変化し地域への関心の希薄化が進む中で、これまで脈々と守り受け継がれてきた有形文化財の保存・保護、無形文化財の継承は重要な課題となっています。

また近年、文化財を取り巻く環境も変わりつつあり、文化財を観光振興や地域振興、学校教育など幅広く活用していく流れが生まれています。従来の文化財保護行政の枠を超えた、新たな取組が求められています。文化財を観光資源として、あるいは生涯学習の対象に据え、様々な形で活用を行い、より多くの人に「歴史と文化のまち・湯梨浜」として積極的に情報発信することが必要です。その核となる施設である歴史民俗資料館には国、県、町指定文化財が多数展示され、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設として重要な役割を果たしています。また、ハワイ風土記館では東郷池周辺の歴史や文化遺産、そして豊かな自然を展望することができます。こうした既存の施設については、利用拡大が常に求められます。多くの人々が訪れ歴史文化遺産を見て・知って・感動していただくため、魅力ある施設運営に取り組むとともに、創意工夫が必要です。

文化財は、町民共有の財産です。身近に存在する歴史や文化、豊かな自然を知ることが郷土愛を育む源です。正しい歴史を伝えていくため文化財の調査研究・資料収集と管理、保護・保存を着実にすることも重要です。文化財の保存・保護・継承・活用は、行政だけではなく、地域で活動する歴史研究会や無形民俗文化財保存団体、有識者、関係機関等と連携・協働して行なっていくことが重要です。

【施策の内容】

文化財の調査・研究と保存

文化財は、歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であり、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、文化財を適切に保存し活用するためには、文化財の状況を把握し、その結果に基づき、文化財の種別や特性に応じた修復や保護など必要な措置を計画的に実施する必要があります。適切な状況で文化財を保存・継承するため、定期的に文化財の点検を行い必要に応じて修理を実施します。また、調査・研究を行い重要かつ早急な保護が必要なものについては保護・保存に向けた速やかな対応を行います。

伝統文化の継承と振興

長い時間の中で先人達が創りあげてきた伝統文化は、その地域に暮らす人々の中で脈々と受け継がれ、地域独特の個性を表現するものです。伝承されてきた伝統文化は、住民の一体感を深めるとともに、地域活性化の一助となります。伝統文化の再評価や価値づけをしっかりと行う中で、地域の魅力を掘り起すとともに、次世代へ確実に伝承していくため、担い手の育成や伝統文化の保存団体の活動支援を行います。

文化財の活用と普及啓発

湯梨浜町内には多くの文化財があります。しかし、日々の生活に根差した身近な存在であるがゆえに、日頃その価値に気付きにくいものです。身近にある文化財に目を向け、その価値や歴史

を学ぶことは郷土に対する意識が向上し、ふるさとを愛する心が育まれます。このため、現地学習会や歴史講演会などふるさとの歴史や文化を学ぶ機会を設けます。

また、歴史や文化を見て・知って・感動してもらう魅力ある事業の企画・運営を行うため、行政だけではなく、各歴史研究会や関係機関等と協働して事業を行うとともに、小中学校と連携し、多種多様な文化財を活用した学習に取り組みます。

さらに、既存の歴史民俗資料館等の施設は、専門家の意見も取り入れながら、展示内容の見直しやイベントに併せた無料開放、企画展の開催、定期的な展示解説会など活用方法について創意工夫を行い、利用促進を図ります。

豊かな自然環境の継承

本町には、豊かな自然が豊富に存在しています。また、希少野生動植物も確認されており、学術上の価値が高く特に重要なものは天然記念物に指定し保護に努めています。豊かな自然環境を継承していくには、生態系に配慮した継続的な保存活動が必要であり、地域の人々の関心と協力は欠くことができません。そのために、生物生息調査を実施して価値を明らかにし、地域と行政、関係機関等と協働し講演会や講座などにより啓発を行い、継承に努めます。また、天然記念物の保護のため、自然環境の保全活動を推進します。

【主要事業】

事業名	概要
文化財の保存と活用	国や県、町指定の数多くの優れた文化財の保護・保存・管理に努め、歴史講座や現地見学会、学校と連携し文化財学習など活用を図ります。郷土史や遺跡などの調査、資料の収集により、未指定文化財の価値付けを行い、歴史的価値の高いものに対して文化財指定を行い保存・活用を図ります。地域や各歴史研究会、関係機関などとの協働による文化財の保存・活用を推進します。
歴史・文化のまちづくり	羽衣石城跡や橋津古墳群など歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくりを行います。文化財説明板の設置・更新に努めます。
尾崎家住宅の保存修理	国の重要文化財「尾崎家住宅」の保存修理を進め、継続的な使用を可能とし観光や地域振興への活用を図ります。
羽衣石城及び付城群の国史跡指定への推進	県指定史跡「羽衣石城跡」とその周辺に所在する付城群の学術調査を行い、国指定史跡を目指します。
伝統文化の継承と振興	地域で受け継いできた行事や伝統芸能に対し、さらに理解を深め、楽しみながら活動できるようにするため、各無形民俗文化財保存団体をはじめ地域で活動する団体を支援します。また、小中学校と連携し青少年が伝統芸能にふれる学習機会を創設し、後継者の育成を推進します。
豊かな自然環境の継承	希少な野生動植物が町内で確認されており、有識者や関係機関等と連携し、生物生息調査を行います。そのうえで必要な環境保全を行い、保護に努めます。

●指定文化財一覧

国指定文化財

(令和2年4月現在)

指定種別	分類	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
国宝	考古資料	伯耆一宮経塚出土遺物	昭和28.3.31	宮内・倭文神社 (東京国立博物館で展示中)
史跡	経塚	伯耆一宮経塚	昭和10.12.24	宮内・倭文神社
〃	古墳	橋津古墳群	昭和32.6.3	橋津・個人
〃	〃	北山古墳	昭和55.6.3	野花・長和田・個人
〃	政治に関する資料	鳥取藩台場跡 橋津台場跡	昭和63.7.27	長瀬・鳥取県
名勝	庭園	尾崎氏庭園	昭和12.12.21	宇野・個人
重要文化財	考古資料	伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪一括	昭和61.6.6	町管理 (羽合歴史民俗資料館に展示中)
〃	建造物	尾崎家住宅	平成25.8.7	宇野・個人
〃	無形民俗	因幡・但馬の麒麟獅子舞	令和2.3.16	漆原・国主神社麒麟獅子保存会

県指定文化財

指定種別	分類	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
史跡	城跡	羽衣石城跡	平成13.3.23	羽衣石・町・個人
無形民俗文化財	風俗習慣	東郷町浪人踊	昭和37.10.16	松崎・東郷町浪人踊保存会
〃	〃	田後神社頭屋祭「宮の飯」	昭和61.4.18	田後・田後当渡し行事保存会
保護文化財	彫刻	弘法大師坐像	昭和29.6.9	石脇・石脇区
〃	〃	恵比寿天像	平成9.2.28	園・園区
〃	〃	大黒天像	平成9.2.28	〃
〃	〃	大日如来坐像	昭和56.2.3	高辻・高辻区
〃	考古資料	長瀬高浜遺跡玉作関係資料一括	平成4.4.14	町管理
〃	建築	古御蔵 附古御蔵天保十四年建替棟札1枚 片山蔵 三十間北蔵	平成16.2.3	橋津・町
〃	〃	籠守神社本殿附墓股1枚	平成18.7.18	埴見・籠守神社
有形民俗文化財	有形民俗	泊の漁業関係資料	平成30.4.27	町管理(泊歴史民俗資料館)

(庁内資料:生涯学習・人権推進課)

町指定文化財

指定種別	名 称	指定年月日	出土地又は所在地（所蔵者）
史 跡	河口城跡	昭和 49. 1. 23	泊・町管理
〃	報国盡忠碑（関連石碑 4 基）	平成 26. 10. 23	橋津
名 勝	今滝	昭和 61. 11. 1	北福
〃	宮戸弁天	〃	宮内
〃	亀石	〃	宇野
〃	宇野地藏ダキ	〃	宇野
〃	出雲山展望台	〃	宮内
〃	馬ノ山展望台	〃	上橋津
天 然 記 念 物	松崎神社社叢	昭和 52. 1. 1	松崎・松崎神社
〃	長伝寺大シイ	〃	長和田・長伝寺
〃	宮内井戸の椿	〃	宮内
〃	トウテイラン自生群落	昭和 52. 3. 28	橋津
〃	更田家のシイの木	昭和 61. 11. 1	久見・個人
〃	更田家墓地のマキの木	〃	〃
〃	国主神社の社叢	〃	漆原・国主神社
〃	海食崖(海食洞)	平成 26. 10. 23	橋津
〃	羽衣岩	〃	羽衣石
〃	羽衣池	〃	羽衣石
〃	百年樹	〃	久見・個人
有 形 文 化 財	野方廃寺瓦一括	昭和 52. 1. 1	野方・町管理
〃	石帯	〃	宮内・個人
〃	小銅鐸	〃	漆原・個人
〃	陶経筒	〃	高辻・個人
〃	長栄寺天井絵	〃	別所・長栄寺
〃	装飾画「平和の苑」	〃	町管理（東郷庁舎）
〃	装飾画「桐花瑞鳥図」	〃	久見・東郷中学校
〃	日本各時代意匠表紙図案	〃	町管理
〃	覚善寺天井絵	〃	方地・覚善寺
〃	長伝寺天井絵	昭和 52. 1. 1	長和田・長伝寺
〃	薬師如来坐像	昭和 54. 1. 1	中興寺・龍徳寺
〃	十一面観音菩薩立像	〃	松崎・西向寺
〃	不動明王像	〃	〃
〃	毘沙門天立像	〃	〃
〃	青面金剛像	〃	〃
〃	阿弥陀二十五菩薩立像	〃	引地・大伝寺
〃	中将姫像	〃	〃
〃	聖観音立像	〃	埴見・円通庵
〃	泊の地藏菩薩	昭和 60. 3. 25	泊・泊区
〃	ぼう製三角縁獣帯文鏡	昭和 61. 1. 27	町管理 （泊歴史民俗資料館に展示中）
〃	一石彫成五輪塔	平成 3. 1. 22	簡地・個人
〃	岡本稚樹家文書	平成 3. 4. 25	町管理
〃	南条元清寄進状	〃	小鹿谷・個人
〃	後陽成天皇口宣案	〃	藤津・個人
〃	鳥取藩着座和田氏旧領知分小鹿谷絵図	〃	小鹿谷・個人
〃	天保 14 年河村郡宮内村田畑地続全図	〃	町管理
〃	天保 14 年河村郡小鹿谷村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保 14 年 12 月河村郡田畑村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保 14 年河村郡中尾村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保 14 年正月河村郡山辺村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保 14 年 2 月河村郡別所村田畑地続全図	〃	〃

〃	天保14年2月河村郡別所村田畑地続全図(2枚組)	〃	〃
〃	天保14年11月河村郡片面村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年3月河村郡高辻村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年12月河村郡河上村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年6月河村郡久見村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年12月河村郡中興寺村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年6月河村郡白石村田畑惣絵図面	〃	白石区
〃	天保14年2月河村郡別所村田畑地続全図(2枚組)	〃	別所区
〃	天保14年9月河村郡長江村田畑地続全図	〃	長江区
〃	天保14年河村郡南谷村田畑地続全図	平成17.12.25	町管理
〃	天保13年河村郡下浅津村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年河村郡上浅津村田畑字寄地続全図	〃	〃
〃	天保13年河村郡光吉村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保12年河村郡赤池村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保15年河村郡田後村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保15年河村郡長瀬村田畑地続全図(2枚組)	〃	〃
〃	天保15年河村郡水下村田畑地続全図	〃	〃
〃	天井絵	平成26.10.23	松崎・西向寺
〃	丈六の地藏菩薩立像	〃	橋津・西蓮寺
〃	灘郷神社の狛犬一對	〃	泊・灘郷神社
〃	天保13年河村郡赤池村田畑地續全図	〃	町管理
〃	天保15年河村郡赤池村田畑地續字限絵図	〃	町管理
〃	天保15年湊村田畑地續字限絵図	〃	町管理
〃	嘉永2年上浅津村田畑全図(嘉永2年)	〃	町管理
〃	天保15年河村郡久留村田畑字限絵図	〃	町管理
〃	天保15年河村郡上浅津村田畑字限絵図	〃	町管理
〃	弘化5年南谷村田畑地續全図	〃	町管理
〃	弘化5年南谷村分絵図面写し	〃	町管理
〃	河村郡長瀬村田畑字限絵図・東畑方	〃	町管理
〃	宇谷村田畑地續全図・2枚組(北・南)	〃	町管理
〃	弘化2年宇谷村分絵図面写し	〃	町管理
〃	天保年間地続絵図(園村)	〃	町管理
〃	竜吐水	〃	橋津・町管理
無形民俗文化財	茶町踊り	昭和56.6.1	橋津・橋津ふるさとの文化を守る会
〃	宇野三ツ星盆踊り	昭和61.4.1	宇野・宇野三ツ星踊り保存会
〃	湊神社の祭礼行事	平成19.6.1	橋津・橋津ふるさとの文化を守る会
〃	泊の大名行列	平成19.12.17	泊・泊地区大名行列保存会
〃	泊貝がら節	平成19.12.17	泊・泊貝がら節保存会
〃	九品山・中将姫の練供養	平成26.10.23	引地
〃	百万遍念仏・数珠繰り(上橋津観音堂)	〃	上橋津
〃	百万遍念仏・数珠繰り(長伝寺)	〃	長和田
〃	百万遍念仏・数珠繰り(佐美公民館)	〃	佐美

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)

国登録有形文化財

指定種別	分類	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
登録有形文化財	建造物	安楽寺(本堂・経蔵・鐘楼・山門及び塀)	平成28.11.29	宇野・安楽寺
〃	〃	旧富士市橋家住宅主屋	令和1.12.5	小鹿谷・個人

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)

○男女共同参画社会の実現

【現況と課題】

男女共同参画に対する意識は着実に深まりつつありますが、地域社会の中では固定的な性別役割分担の考え方は、まだ根強く残っており、そのことが子育て中の女性の正規就業率低下等様々な不平等をもたらしています。

このような状況を踏まえ、国は、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、県においても平成28年4月に「鳥取県女性活躍推進計画」が策定されました。

本町においても、女性がより一層活躍でき、男女共同参画社会の実現に大きく前進することを目指し、平成31（2019）年に女性活躍推進計画を盛り込んだ「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、男女が家庭、地域、職場、学校など、あらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進するとともに、意識の改革を行っていく必要があります。

【施策の内容】

総合的な施策の推進

「湯梨浜町男女共同参画条例」、「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

意識の改革

男女共同参画社会への意識の高揚を図るため、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等と連携を図りながら、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発を進めます。

地域社会における男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、各種団体やグループなどの学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、様々な課題の解決を目指し、地域で活動する人材の育成を進めます。

家庭における男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護、その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。

労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画の啓発に努めるとともに、仕事と家庭の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。

また、各種講座の開催等女性の様々な就労を拡大するための施策を推進します。

働く保護者のための子育て支援

働く保護者の就労を援助するため、放課後児童クラブやこども園・保育園の延長保育など、働く保護者のための子育て支援を充実します。

町政の場における男女共同参画の推進

女性の意見を行政に反映させるため、各種委員会・審議会・附属機関などへの女性の登用率の向上を図り、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

【主要事業】

事業名	概要
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現を目指すため、「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、啓発活動、研修会等の事業を実施します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述
男女共同参画週間啓発活動	6月23日から29日の男女共同参画週間に啓発活動を行います。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述
「ゆりはま家族の日」の実施	11月第3金曜日を「ゆりはま家族の日」、その週を「家族の週間」と定め、家族の絆を深める運動を展開します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述
フォーラムの開催	男女共同参画推進会議が中心となりフォーラムを開催し、町民全体の意識の高揚を図ります。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述
審議会の開催	毎年事業成果を検証し、男女共同参画プランを推進します。
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	企業などを対象にセミナーを開催し、男女ともに子育てなど生活と仕事とを両立できる職場環境づくりを推進します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述
男女共同参画環境づくり奨励事業	仕事と家庭の両立支援及び男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。 →横断型重点戦略「人と自然が共生するユニバーサルデザインのまちづくり」「③ 男女が共に活躍できるまちづくり」でも記述